

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第9号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | |
|--------------------------------|-----|
| 監査委員公告 | ページ |
| ○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について | 1 |

監査委員公告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月29日

兵庫県監査委員

長 岡 壯 壽
藤 川 泰 延
塚 本 隆 文
藤 井 訓 博

平成24年度

兵庫県包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

環境行政に関する財務事務の執行
及び出資団体の経営管理について

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 伊東昌一

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1 包括外部監査の概要 | 6 |
| 【1】外部監査の種類 | 6 |
| 【2】選定した特定の事件（監査テーマ） | 6 |
| 1. 包括外部監査の対象 | 6 |
| 2. 監査対象期間 | 6 |
| 【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由 | 6 |
| 【4】監査対象 | 6 |
| 【5】監査要点 | 7 |
| 【6】主な監査手続 | 7 |
| 【7】外部監査実施期間 | 7 |
| 【8】外部監査人補助者 | 7 |
| 【9】利害関係 | 7 |
| 第2 県の環境行政の概要 | 8 |
| 【1】環境行政の体系 | 8 |
| 1. 環境行政に関する計画とモニタリング | 8 |
| 2. 県の環境の現状 | 13 |
| 3. 環境行政に関する施策体系と関係部署 | 19 |
| 【2】農政環境部における環境行政の実施状況 | 20 |
| 1. 環境施策の体系と予算 | 20 |
| 2. 環境施策の実施体制 | 23 |
| 3. 組織と職務分掌 | 24 |
| 第3 環境行政に関する財務事務 | 26 |
| 【1】監査対象 | 26 |
| 【2】監査要点及び監査手続 | 26 |
| 1. 主な監査要点 | 26 |
| 2. 実施した監査手続 | 26 |
| 【3】環境行政全般 | 26 |
| 1. 監査の結果及び意見 | 26 |
| 【4】環境行政個別事業 | 31 |
| 1. 監査対象事業の概要 | 31 |
| <地球温暖化*の防止> | 34 |
| 1. 環境保全・グリーンエネルギー*設備設置貸付事業 | 34 |
| <循環型社会*の構築> | 36 |
| 1. 不適正処理対策充実強化事業 | 36 |
| 2. 人工衛星画像を活用した不法投棄監視事業 | 37 |
| <生物多様性*の保全> | 38 |
| 1. 特定外来生物*被害対策事業 | 38 |
| 2. シカ個体群管理事業 | 39 |
| 3. シカ捕獲実施隊編制支援事業 | 41 |
| 4. シカ緊急捕獲拡大事業 | 42 |
| 5. 野生動物総合支援事業（イノシシ等防護柵集落連携設置事業） | 43 |
| 6. 兵庫みどり公社貸付事業 | 47 |
| 7. 上山高原エコミュージアム*推進事業 | 49 |
| 8. 峰山高原滞在型中核施設整備事業 | 51 |
| <地域環境負荷の低減> | 53 |
| 1. 最新規制適合車等購入資金貸付事業 | 53 |
| 2. 最新規制適合車等代替促進特別資金貸付事業 | 54 |
| 3. 最新規制適合車等代替促進特別貸与資金貸付事業 | 55 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| ＜環境保全・創造のための地域システム確立＞ | 57 |
| 1. アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センター活動支援事業 | 57 |
| 2. 地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター運営支援事業 | 63 |
| 3. ひょうご環境体験館運営事業 | 66 |
| 第4 環境行政に関する出資団体の経営管理 | 69 |
| 【1】監査対象 | 69 |
| 【2】監査要点及び監査手続 | 69 |
| 1. 主な監査要点 | 69 |
| 2. 実施した監査手続 | 69 |
| 【3】環境創造協会の概要 | 69 |
| 1. 沿革 | 69 |
| 2. 事業の概要 | 70 |
| 3. 組織 | 73 |
| 4. 財務状況 | 76 |
| 【4】監査の結果及び意見 | 79 |
| 1. 全般的事項 | 79 |
| 2. 経理事務 | 83 |
| 3. 業務手続 | 84 |
| 4. 環境創造事業会計 | 85 |
| 5. 資源循環事業会計 | 86 |
| おわりに | 88 |
| 付表1 監査対象事業のうち特に指摘事項が発見されなかった事業の概要 | 89 |
| ＜地球温暖化*の防止＞ | 89 |
| 1. 県施設省エネ化改修事業 | 89 |
| 2. 住宅用太陽光発電設備設置補助事業 | 89 |
| 3. 太陽光発電等普及相談員設置事業 | 91 |
| ＜循環型社会*の構築＞ | 92 |
| 1. 産業廃棄物*処理業者指導事業 | 92 |
| 2. PCB廃棄物処理基金補助事業 | 93 |
| ＜生物多様性*の保全＞ | 94 |
| 1. 鳥獣被害防止総合対策事業 | 94 |
| 2. 森林動物研究センター運営事業 | 95 |
| 3. シカ被害防止緊急対策事業 | 96 |
| 4. 森林害虫予防事業 | 97 |
| 5. 森林害虫駆除事業 | 98 |
| 6. 新ひょうごの森づくり実施体制整備事業 | 98 |
| 7. 緊急防災林整備事業 | 99 |
| 8. 野生動物育成林整備事業 | 100 |
| 9. 森づくり担い手支援事業 | 101 |
| 10. 三木山森林公園管理運営事業 | 101 |
| 11. 兵庫みどり公社交付金交付事業 | 104 |
| ＜地域環境負荷の低減＞ | 105 |
| 1. 石綿健康被害救済基金拠出事業 | 105 |
| 2. 微小粒子状物質（PM2.5）*対策推進事業 | 105 |
| 3. 大気汚染常時監視網維持運営事業 | 106 |
| 4. 水質環境基準*等監視事業 | 107 |
| ＜環境保全・創造のための地域システム確立＞ | 107 |
| 1. ひょうご環境創造協会運営費補助事業 | 107 |
| 2. 兵庫県環境研究センター管理運営費補助事業 | 108 |
| 3. 環境情報総合システム運営事業 | 108 |

付表2 用語解説 110

- (注1) 報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に基づいて行ったものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。
- (注2) 単位未満端数四捨五入処理により、報告書中の表の合計あるいは差額において内訳と一致しない場合がある。
- (注3) 報告書中*印を付した用語は、「付表2 用語解説」に掲載した用語である。

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

1. 包括外部監査の対象

環境行政に関する財務事務の執行及び出資団体の経営管理について

2. 監査対象期間

原則として平成23年度（必要に応じて、平成22年度以前の各年度及び平成24年度についても対象とした。）

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

兵庫県（以下、「県」という。）は、次世代に継承する“環境適合型社会”の実現をめざし、平成20年12月に『第3次兵庫県環境基本計画』（以下、「環境基本計画」という。）を策定して、毎年度点検・評価を実施して結果を公表している。この環境基本計画は、平成42年頃を展望しつつ、概ね10年間（平成29年度まで）を計画期間としているが、原則として5年ごとに見直しを行うこととされており、平成24年度はちょうど見直しの年度に当たっている。

環境基本計画においては、「地球温暖化*の防止」、「循環型社会*の構築」、「生物多様性*の保全」、「地域環境負荷の低減」の4つの施策目標を掲げているが、県の平成24年度の重点施策の一つである「質の高い生活づくり」の中でも、「地球温暖化*防止対策の推進」、「循環型社会*の構築」、「生物多様性*の保全・再生」、「野生動物の被害防止対策の推進」が位置付けられており、これらの環境施策は県の施策の中で重要な位置を占めているところである。

また、環境施策に主として関連する県の唯一の外郭団体である財団法人ひょうご環境創造協会（以下、「環境創造協会」という。）は、平成21年4月に県の健康環境科学研究センターを統合し、さらに平成22年4月に財団法人兵庫県環境クリエイトセンター（以下、「環境クリエイトセンター」という。）を統合するなど業容を拡大しているものの、平成23年度において約3億円の赤字を計上しており、統合効果が十分に発揮されているのかが問われている。

このような状況において、県の環境行政を俯瞰し、環境施策の目指す目的に沿った体制が整備され、事業が執行されているか、各事業は期待された成果を上げているかといった観点で環境行政について監査することは有効であると判断した。また、環境行政に関連する事務が法令規則に則り、かつ経済的・効率的に実施されているか検証することも有用性が高いと判断した。

以上より、「環境行政に関する財務事務の執行及び出資団体の経営管理について」を監査テーマとして選定した。

【4】監査対象

環境基本計画あるいは環境白書等に記載されている県の環境行政全般を対象とした。

ただし、環境行政の範囲は多岐にわたるため、個別の事業に関する財務事務及び出資団体の経営管理については、環境行政を統括する部署である環境創造局及び環境管理局が所掌する事業及び所管する出資団体を対象とした。

【5】 監査要点

上記監査対象について、主に以下の観点から監査を実施した。

- (1) 県の環境行政は全体として適切な目標設定・管理が行われているか。
- (2) 県の環境行政は期待される成果を上げているか。
- (3) 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- (4) 財務事務は期待される成果を上げており、環境行政全体の目標達成に貢献しているか。
- (5) 財務事務は効率的に行われているか。
- (6) 出資団体に対する財政援助は必要最小限のものであり、かつ法令等に準拠して執行されているか。
- (7) 出資団体の経営管理は適切に行われているか。
- (8) 出資団体は県の環境行政に貢献しているか。
- (9) 出資団体の事務の執行は法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。

【6】 主な監査手続

財務事務の執行に関する監査にあたっては、環境創造局及び環境管理局の担当者への質問及び資料の閲覧を実施するとともに、資料等から適宜サンプルを抽出し、合規性及び正確性の観点から詳細な検証を行った。

また、必要に応じて県民局等に赴いて担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

出資団体の経営管理に関する監査にあたっては、環境創造協会に赴いて担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

【7】 外部監査実施期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月15日まで

【8】 外部監査人補助者

| | |
|------------|---------|
| 公認会計士 | 酒 井 清 |
| 公認会計士 | 牧 野 康 幸 |
| 公認会計士 | 鈴 木 亮 |
| 公認会計士 | 大 枝 伸 一 |
| 公認会計士 | 南 里 美 |
| 公認会計士試験合格者 | 黒 田 真 吉 |
| 公認会計士試験合格者 | 玉 井 晴 香 |
| 公認会計士試験合格者 | 山 田 佳 輝 |
| 公認会計士試験合格者 | 横 田 慎 一 |

【9】 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 県の環境行政の概要

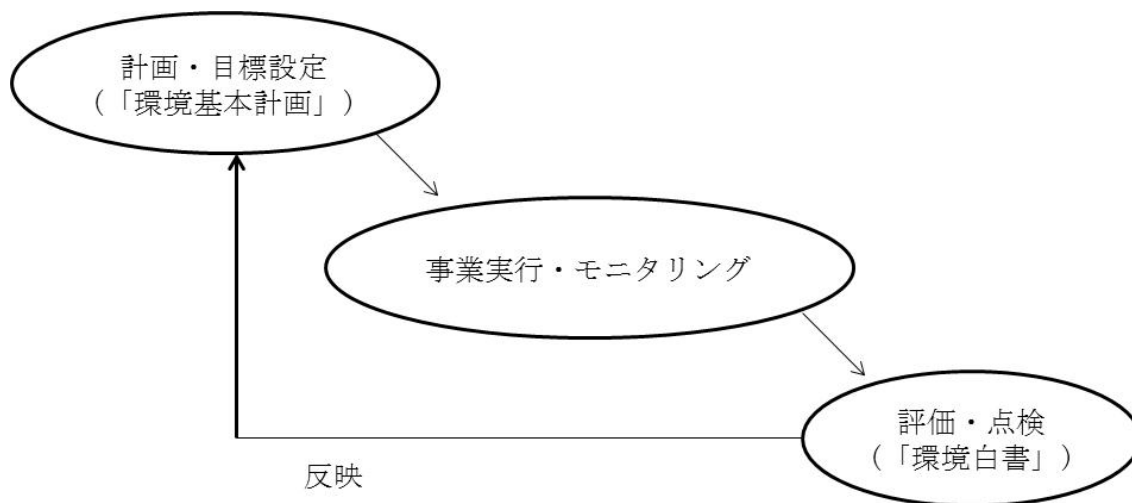
【1】環境行政の体系

1. 環境行政に関する計画とモニタリング

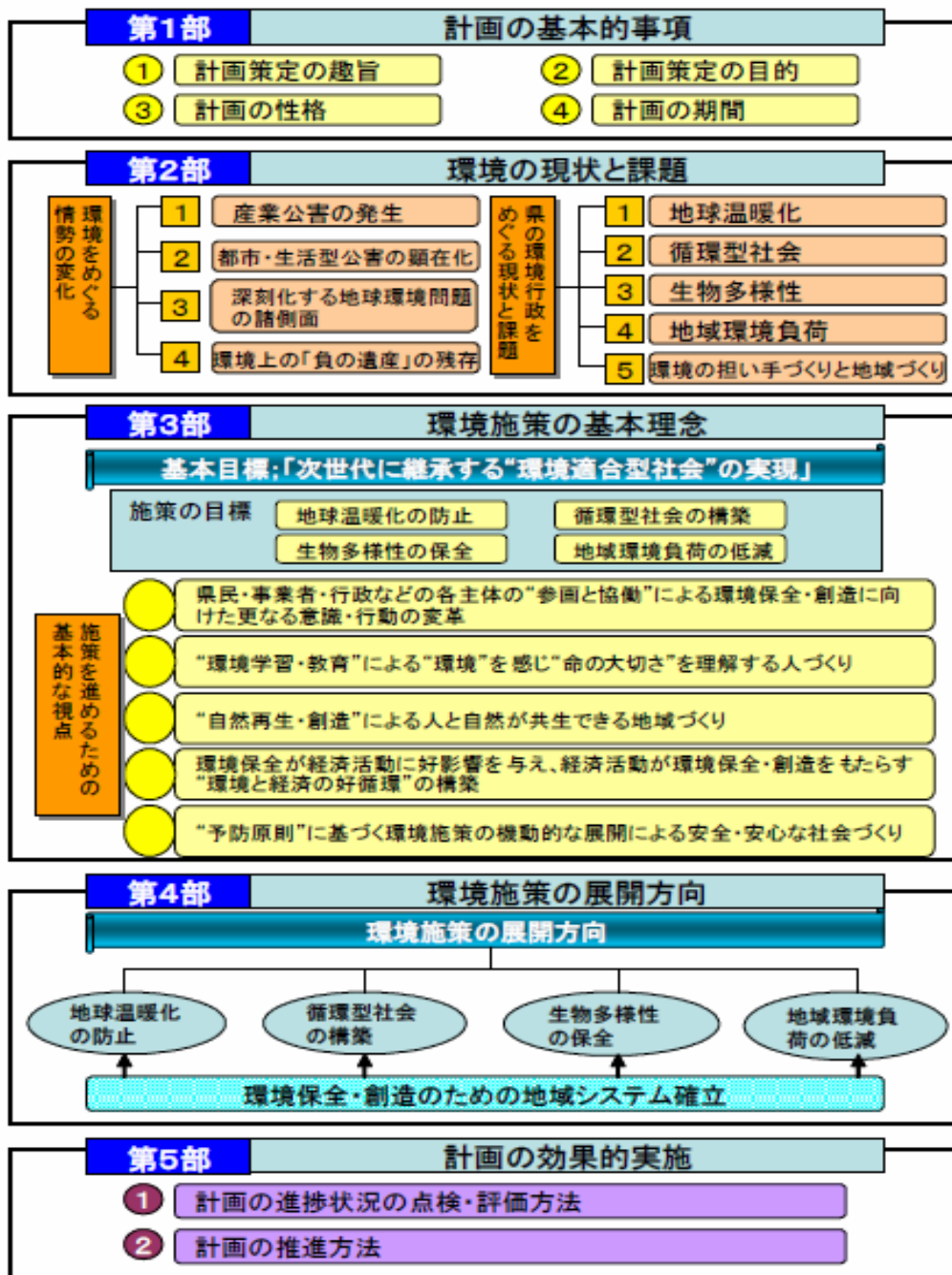
行政を効果的かつ効率的に行うためには、行政計画が策定されることが一般的であり、県全体の政策の計画に沿って各施策の計画が策定され、さらに各施策の計画に整合するように各事業の計画が策定される。各計画において設定した目標に基づいて、目標の達成度合いの進捗管理をはじめとしたモニタリングを行い、計画と実績のズレを把握し、改善点を洗い出して次期の計画策定に反映させることとなる。

県は、県全体の政策の計画である「21世紀兵庫長期ビジョン」（平成13年2月策定、平成23年2月改定）を基に、環境行政に関しては「兵庫県環境基本計画」（平成23年度は第3次計画期間、原則5年で見直し）を策定し、この基本計画の下の階層を構成するものとして各個別事業計画を策定している。基本計画と個別計画は、基本計画のなかで謳われている「地球温暖化*の防止」、「循環型社会*の構築」、「生物多様性*の保全」、「地域環境負担の低減」、「環境保全・創造のための地域システム確立」という5つの柱の下に各個別計画が紐付けられている関係となっている。

この個別計画の進捗状況については、「第3次兵庫県環境基本計画 点検・評価結果」にまとめており、当該点検・評価結果は「環境白書」に反映され、県民に情報提供されている。



第3次兵庫県環境基本計画の構成



(出所:「第3次兵庫県環境基本計画」 P. 3)

(1) 環境基本計画策定の趣旨

近年、産業公害問題から都市・生活型公害、さらには地球環境問題へと環境問題の変遷が生じており、その影響の規模が広がっていると同時に、将来世代へも影響が及ぶものへと変化してきている。そのため、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を講じ、環境の恵沢を現在世代のみならず将来世代へと継承していくことを明確に打ち出す必要があり、また、平成20年に神戸で開催された環境大臣会合や関連事業等を契機として、地球温暖化*等の環境問題に対する県民意識の醸成が一層図られることが期待された。

以上のような環境行政を巡る状況を踏まえ、旧来の「新兵庫環境基本計画」を改定し、「第3次兵庫県環境基本計画」が策定された。

(2) 環境基本計画策定の目的

環境基本計画は、以下の目的を持っている。

- ① 健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携の下に総合的かつ計画的に推進する。
- ② 県民、事業者、行政などの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担の下に「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

(3) 環境基本計画の性格

環境基本計画は以下の3つの性格を有している。

- ① 環境の保全と創造に関する条例*第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画
- ② 「21世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基本計画であり、教育、産業、社会基盤などの各分野における環境の保全と創造に関する取組と整合を図るための基本となる計画
- ③ 市町の環境に関わる計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針であり、県民の生活や事業者への事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、環境の保全と創造に関して尊重されるべき基本指針

(4) 環境基本計画の期間

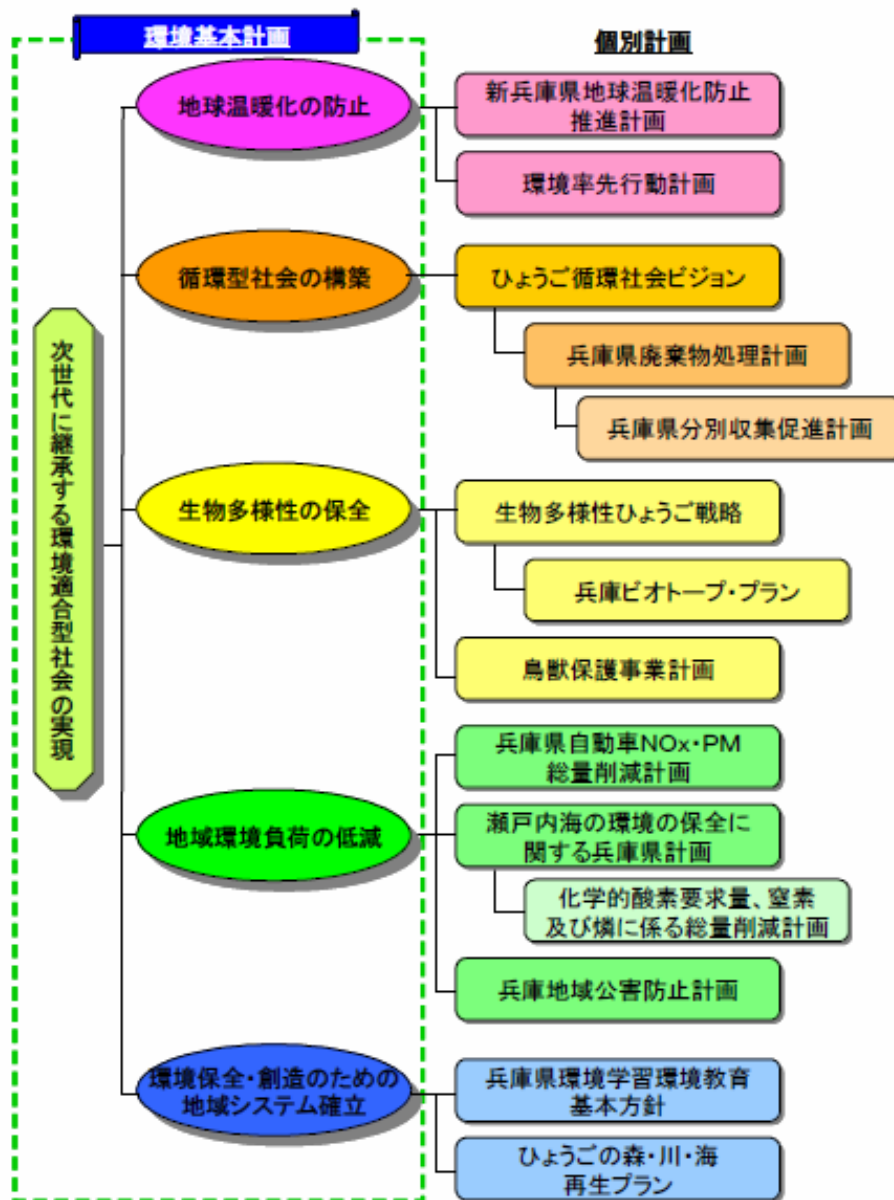
平成42年(2030年)頃を展望しつつ、概ね10年間(平成29年度(2017年度)まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行うこととされている。

(5) 環境基本計画の点検・評価方法

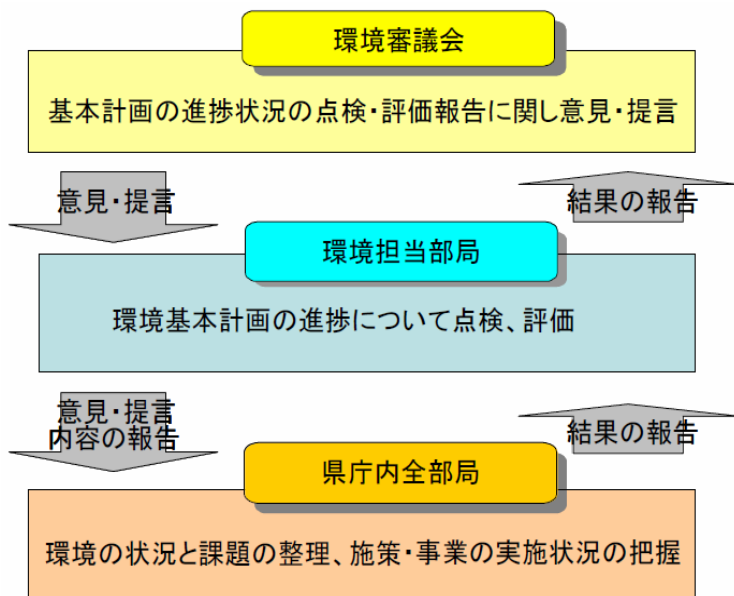
環境基本計画の効率的な実施を図るために、進捗状況を点検・評価し、取組の持続的改善を図る仕組みが必要である。このため、計画(Plan)、実行(Do)、チェック(Check)、対策(Action)のサイクルであるPDCAサイクルに基づき、環境基本計画に基づいて分野ごとに策定した個別計画(Plan)の実行(Do)、計画の進捗状況の点検・評価(Check)により進捗管理を実施している。

なお、個別計画とは、環境基本計画の目標達成に向けた施策を確実に実施するため、当該計画の第4部で掲げている「地球温暖化*の防止」、「循環型社会*の構築」、「生物多様性*の保全」、「地域環境負荷の低減」、「環境保全・創造のための地域システム確立」といった環境施策の展開方向に沿って、分野ごとに数値目標等の明確な目標を掲げたものである。

進捗状況の点検・評価を行うため、環境の状況及び施策の実施状況を年度ごとに把握し、その結果をとりまとめ、県環境審議会に報告するとともに、意見、提言を求め、取組の持続的改善を図っている。



(出所：「第3次兵庫県環境基本計画点検・評価結果（平成24年1月）」 P. 1)



(出所：「第3次兵庫県環境基本計画」 P. 71)

(6) 環境白書の位置付けと概要

環境白書では、環境基本計画の目指す環境適合型社会の実現に向けた施策の取組状況とその結果について、5つの展開方向（「地球温暖化*の防止」、「循環型社会*の構築」、「生物多様性*の保全」、「地域環境負荷の低減」、「環境保全・創造のための地域システム確立」）に沿って県民に情報提供している。

環境白書の構成は以下のとおりとなっている。

| |
|---|
| <p>第1章 地球温暖化*の防止</p> <p>第1節 温室効果ガス*削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会*の実現</p> <p>第2節 太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギー*の大幅導入</p> <p>第3節 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進</p> <p>第4節 地球温暖化*防止につながるライフスタイルの確立</p> |
| <p>第2章 循環型社会*の構築</p> <p>第1節 廃棄物*の一層の排出抑制と廃棄物*の資源化・再利用による物質循環の確保</p> <p>第2節 廃棄物*適正処理の推進</p> |
| <p>第3章 生物多様性*の保全</p> <p>第1節 生物多様性*ひょうご戦略の策定</p> <p>第2節 野生動物の保全と共生</p> <p>第3節 県民総参加による森づくりの推進</p> <p>第4節 里地・里山*・里海等の自然再生の推進</p> <p>第5節 外来生物対策の推進</p> <p>第6節 自然とのふれあいの推進</p> |
| <p>第4章 地域環境負荷の低減</p> <p>第1節 地域的な環境問題の解決</p> <p>第2節 環境影響を未然に防止する取組</p> <p>第3節 有害化学物質対策</p> |

第 5 章 環境保全・創造のための地域システム確立

- 第 1 節 環境の担い手づくり
- 第 2 節 地域資源の活用ネットワーク化
- 第 3 節 環境と経済の好循環に向けた取組
- 第 4 節 防災・減災の視点も含めた環境対策の推進
- 第 5 節 環境情報の充実・発信

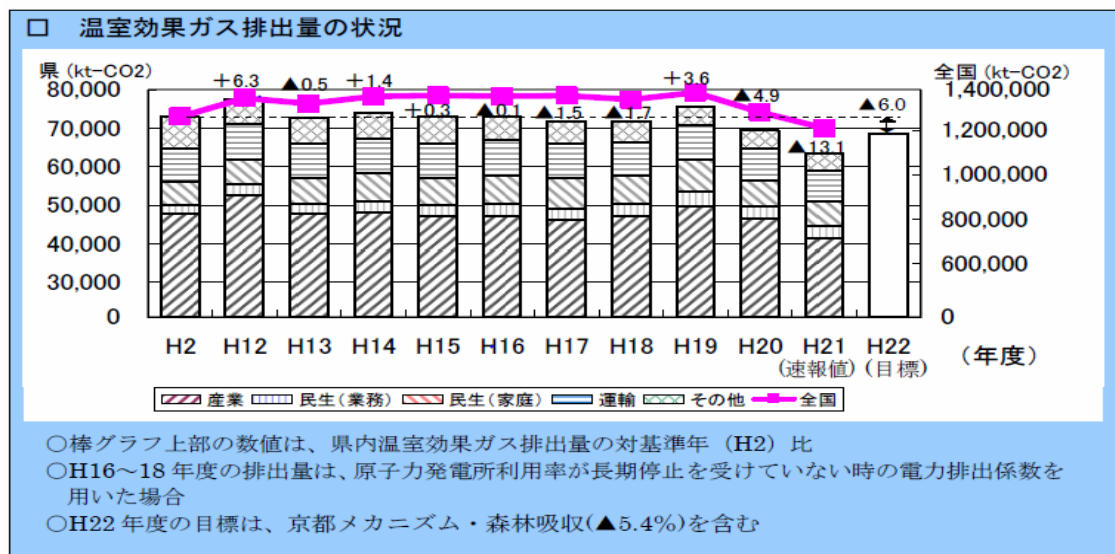
2. 県の環境の現状

県の環境の 5 つの展開方向の取組と評価、及び個別計画の数値目標の進捗状況は以下のとおりである。

(1) 地球温暖化*の防止

温室効果ガス排出量は「新兵庫県地球温暖化*防止推進計画」において 6%削減という目標値が定められている。また、追加対策を加え、11.7%削減という見込値も別途定めており、進捗状況は目標値、見込値とも達成している。

| 新兵庫県地球温暖化*防止推進計画 | |
|-------------------------------|--|
| 目標（見込値） | 進捗状況 |
| 温室効果ガス*総排出量を1990年度に比べて11.7%削減 | 2009年度（平成21年度：速報値）で、1990年度に比べて、18.5%削減 |



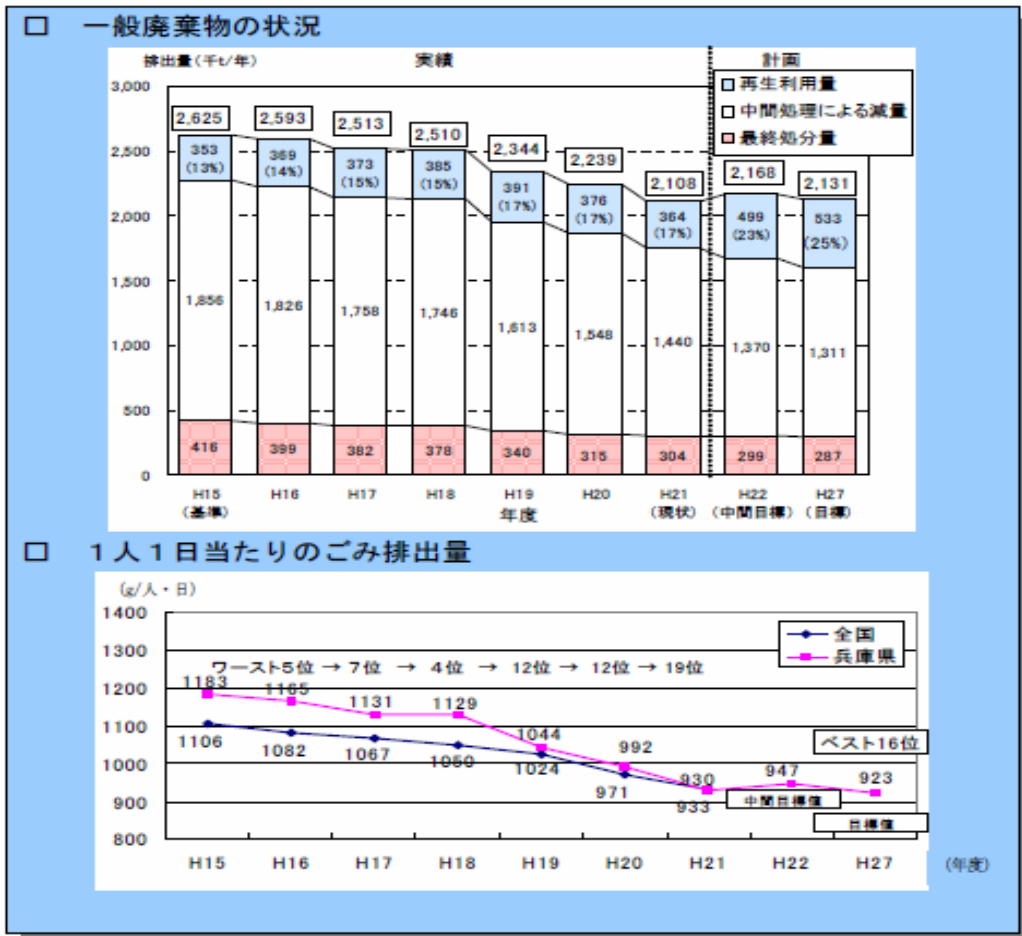
(出所：「第3次兵庫県環境基本計画点検・評価結果（平成24年1月）」 P. 5)

(2) 循環型社会*の構築

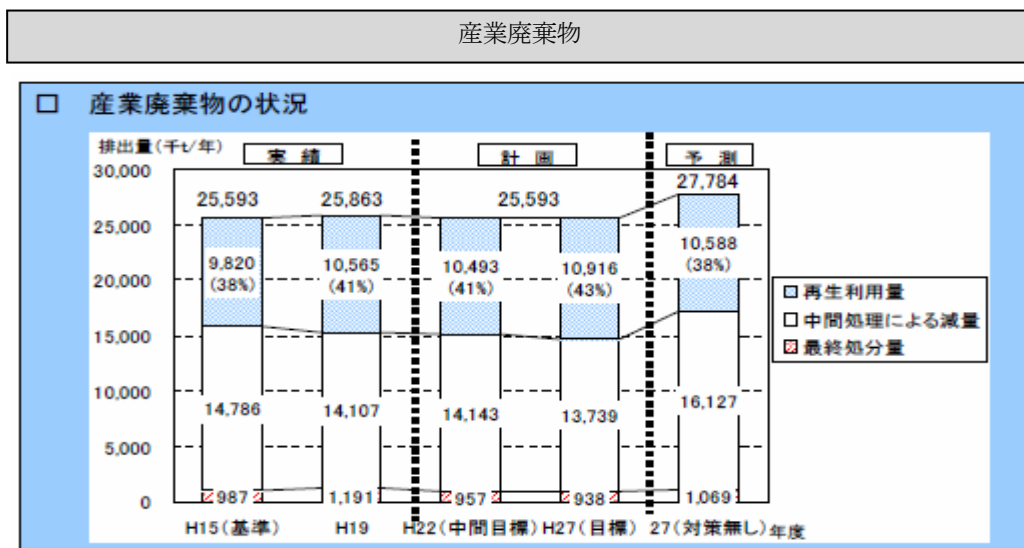
ごみ排出量や廃棄物*再生率等の廃棄物*関係の目標は「兵庫県廃棄物*処理計画」によって定められている。この計画のなかで、1人1日あたり排出量の都道府県別全国ランキングをベスト16以内にするを目標に掲げているが、平成21年度のランキングでは全国29位にとどまっている。

| 兵庫県廃棄物*処理計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|----------|-----------|-----|---------|-------|--|-------|----------|---------|--|---------|---------|-----------|--|-------|------|---------|-------|---------|-------|
| 目標 | 進捗状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1日あたり排出量の都道府県別全国ランキングをベスト16（上位1/3）以内にする。 ・ 国の基本方針を上回る再生利用率にする。 <table border="1"> <tr><td>・ 排出量</td><td>2,131千t</td></tr> <tr><td>・ 1人1日あたり</td><td></td></tr> <tr><td> ごみ排出量</td><td>923g</td></tr> <tr><td>・ 再生利用率</td><td>25%</td></tr> <tr><td>・ 最終処分量</td><td>287千t</td></tr> </table> | ・ 排出量 | 2,131千t | ・ 1人1日あたり | | ごみ排出量 | 923g | ・ 再生利用率 | 25% | ・ 最終処分量 | 287千t | <p>○一般廃棄物（H21） 全国29位</p> <table border="1"> <tr><td>・ 排出量</td><td>2,108千t</td></tr> <tr><td>・ 1人1日あたり</td><td></td></tr> <tr><td> ごみ排出量</td><td>930g</td></tr> <tr><td>・ 再生利用率</td><td>17.2%</td></tr> <tr><td>・ 最終処分量</td><td>304千t</td></tr> </table> | ・ 排出量 | 2,108千t | ・ 1人1日あたり | | ごみ排出量 | 930g | ・ 再生利用率 | 17.2% | ・ 最終処分量 | 304千t |
| ・ 排出量 | 2,131千t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 1人1日あたり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ごみ排出量 | 923g | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 再生利用率 | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 最終処分量 | 287千t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 排出量 | 2,108千t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 1人1日あたり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ごみ排出量 | 930g | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 再生利用率 | 17.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 最終処分量 | 304千t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○産業廃棄物*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量をH15年度実績レベルに抑える。 <table border="1"> <tr><td>・ 排出量</td><td>25,593千t</td></tr> <tr><td>・ 再生利用率</td><td>43%</td></tr> <tr><td>・ 最終処分量</td><td>938千t</td></tr> </table> | ・ 排出量 | 25,593千t | ・ 再生利用率 | 43% | ・ 最終処分量 | 938千t | <p>○産業廃棄物*（H19）</p> <table border="1"> <tr><td>・ 排出量</td><td>25,863千t</td></tr> <tr><td>・ 再生利用率</td><td>41%</td></tr> <tr><td>・ 最終処分量</td><td>1,191千t</td></tr> </table> | ・ 排出量 | 25,863千t | ・ 再生利用率 | 41% | ・ 最終処分量 | 1,191千t | | | | | | | | |
| ・ 排出量 | 25,593千t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 再生利用率 | 43% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 最終処分量 | 938千t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 排出量 | 25,863千t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 再生利用率 | 41% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 最終処分量 | 1,191千t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

一般廃棄物



(出所:「第3次兵庫県環境基本計画点検・評価結果(平成24年1月)」P.16)



(出所：「第3次兵庫県環境基本計画点検・評価結果（平成24年1月）」 P. 17)

(3) 生物多様性*の保全

生物の多様性を守る施策の目標は「生物多様性*ひょうご戦略」に定められている。生物多様性*の目標指標には、主に地域住民の協働を指向したものが設定されているが、目標年度を迎えていないものもあり、平成23年度においては目標値に達していない。

| 生物多様性*ひょうご戦略 | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 目標 | 進捗状況 |
| ○農村ボランティア数 6,000人 (H27) | ○農村ボランティア数 2,866人 (H23) |
| ○生物多様性*指導者養成数 300人 (H25) | ○生物多様性*指導者養成数 212人 (H23) |
| ○企業のCSR活動等のコーディネート件数 50件 (H25) | ○企業のCSR活動等のコーディネート件数 19件 (H23) |
| ○森林ボランティア数 12,120人 (H27) | ○森林ボランティア数 10,372人 (H23) |
| ○地域ぐるみで農村環境保全活動を実施する集落数 2,200集落 (H22) | ○地域ぐるみで農村環境保全活動を実施する集落数 2,135集落 (H23) |
| ○里山林*の再生 16,000ha (H27) | ○里山林*の再生 14,784ha (H23) |

(4) 地域環境負荷の低減

大気汚染物質の削減目標については「兵庫県自動車NOx・PM総量削減計画」によって定められている。この目標達成の進捗状況は一部非達成の地域も見られる。

| 兵庫県自動車NOx・PM総量削減計画 | |
|--|--|
| 目標 | 進捗状況 |
| ○二酸化窒素に係る大気環境基準*の達成 ・自動車排出窒素酸化物*の総量を19,760t/年(H9)から12,000t/年に削減 | ○二酸化窒素に係る大気環境基準* ・対策地域内(28局)：全局で達成(H22) ・自動車排出窒素酸化物*総量(H22) 9,587t |
| ○浮遊粒子状物質に係る大気環境基準*の達成 ・自動車排出粒子状物質の総量を2,531t/年(H9)から431t/年に削減 | ○浮遊粒子状物質に係る大気環境基準* ・対策地域内(24局)：1局で非達成(H22) ・自動車排出粒子状物質総量(H22) 461t |

海域の水質目標については、「化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る総量削減計画」によって定められている。平成21年度においては目標値を達成している。

| 化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る総量削減計画 | |
|--|---|
| 目標 | 進捗状況 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○瀬戸内海流入域での発生負荷量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・化学的酸素要求量（COD） 61t/日（H16）を56t/日に削減 ・窒素含有量 61t/日（H16）を59t/日に削減 ・りん含有量 3.3t/日（H16）を3.1t/日に削減 | <ul style="list-style-type: none"> ○瀬戸内海流入域での発生負荷量（H21） <ul style="list-style-type: none"> ・化学的酸素要求量（COD） 53t/日 ・窒素含有量 53t/日 ・りん含有量 2.9t/日 |

大気汚染、騒音や水質汚濁等の公害については「兵庫地域公害防止計画」によって目標が定められている。一部地域で目標非達成となっている指標が見られる。

| 兵庫地域公害防止計画 | |
|--|--|
| 目標 | 進捗状況 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○大気環境基準*の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○大気環境基準*（H22） <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 一般環境大気測定局*（34局）：全局達成 自動車排出ガス測定局*（22局） ：全局達成 ・浮遊粒子状物質 一般環境大気測定局*（33局）：全局達成 自動車排出ガス測定局*（18局） ：1局で非達成 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○騒音環境基準*の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・道路沿道騒音 ・新幹線騒音 ・航空機騒音 | <ul style="list-style-type: none"> ○騒音環境基準*（H23） <ul style="list-style-type: none"> ・道路沿道騒音（県測定7地点） ：全地点で達成 ・新幹線騒音（県測定5地点） ：全地点で達成 ・航空機騒音（県測定5地点） ：1局で非達成 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○水質環境基準*の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・生物化学的酸素要求量（BOD） ・化学的酸素要求量（COD） ・全りん等 | <ul style="list-style-type: none"> ○水質環境基準*（H22） <ul style="list-style-type: none"> ・生物化学的酸素要求量（BOD） 河川（15水域）：1水域で非達成 ・化学的酸素要求量（COD） 海域（9水域）：4水域（沖合部中）で非達成 湖沼（1湖沼）：非達成 ・全窒素・全りん 海域（5水域）：全水域で達成 湖沼（1湖沼）：非達成 |

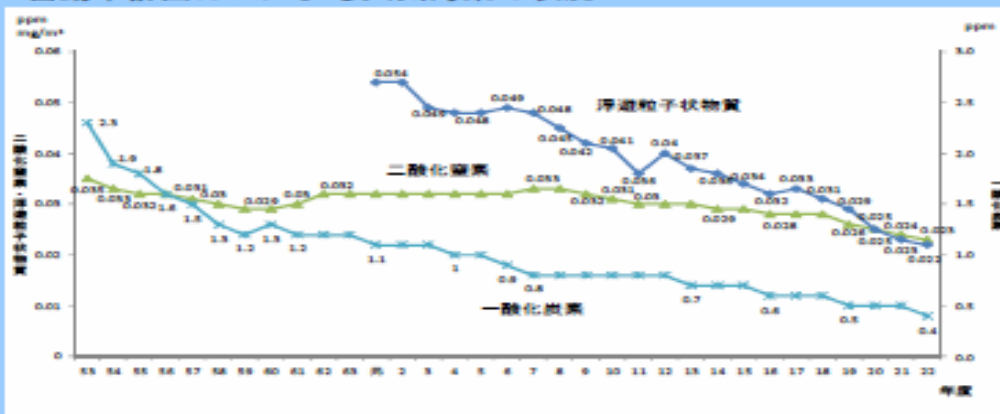
□ 一般環境大気汚染の状況



〔一般環境大気測定局における環境基準達成状況(H22)〕

- ・二酸化硫黄※ 40局全局で達成
- ・二酸化窒素※ 59局全局で達成
- ・浮遊粒子状物質※ 58局全局で達成

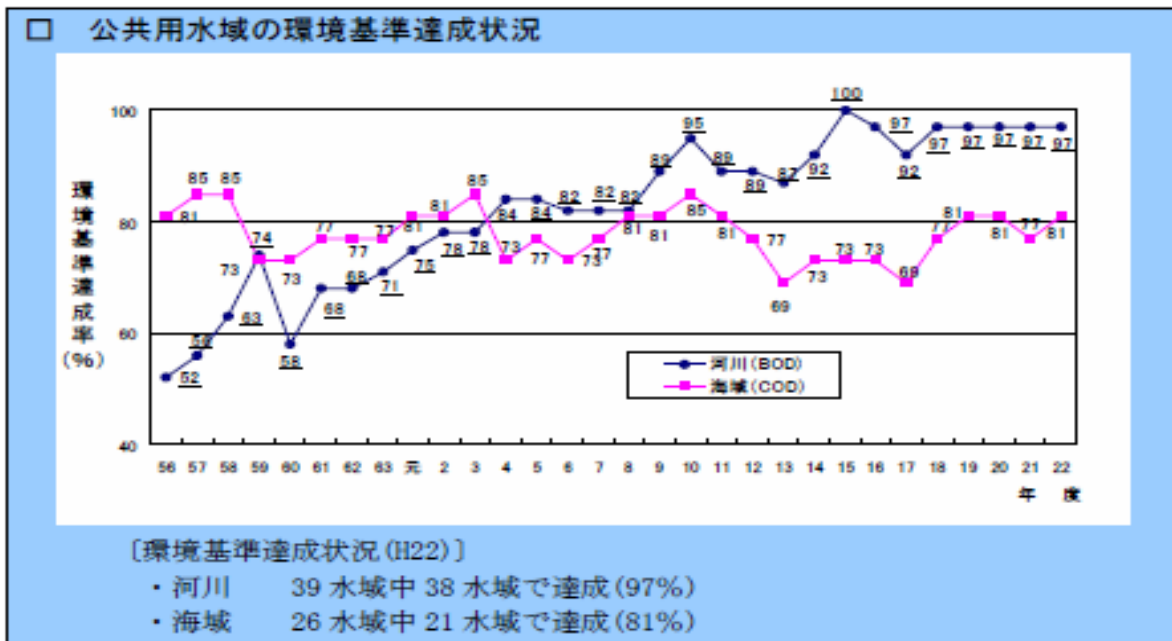
□ 自動車排出ガスによる大気汚染の状況



〔自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況(H22)〕

- ・二酸化窒素 31局全局達成
- ・浮遊粒子状物質 27局中26局で達成
- ・一酸化炭素※ 23局全局で達成

(出所：「第3次兵庫県環境基本計画点検・評価結果（平成24年1月）」 P. 39)

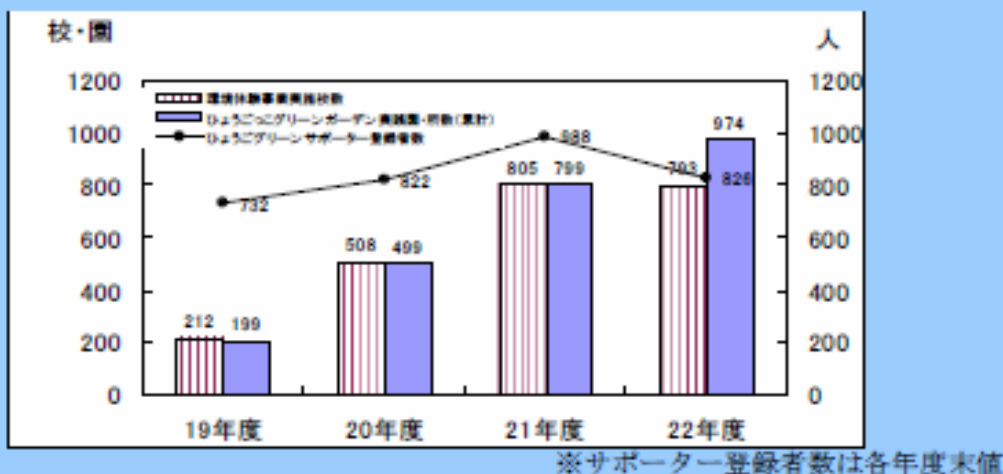


(出所：「第3次兵庫県環境基本計画点検・評価結果（平成24年1月）」 P.41)

県内の森・川・海の再生については「ひょうごの森・川・海再生プラン」によって目標が定められている。この目標指標については未達成のものも見られる。

| ひょうごの森・川・海再生プラン | |
|---|---|
| 目標 | 進捗状況 |
| ○県民の関わり ・子どもエコクラブ会員数 33,000人 ・クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数 100万人 ・森林ボランティア数 10,000人 | ○県民の関わり (H22) ・子どもエコクラブ会員数 34,523人 ・クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数 54万人 ・森林ボランティア 10,014人 |
| ○森 ・間伐実施面積 87,500ha ・里山林*の整備面積 7,400ha | ○森 (H22) ・間伐実施面積 78,206ha ・里山林*の整備面積 8,784ha |
| ○川 ・環境基準*達成率 (BOD) 100% | ○川 (H22) ・環境基準*達成率 (BOD) 97% |
| ○海 ・環境基準*達成率 (COD) 100% | ○海 (H22) ・環境基準*達成率 (COD) 81% |

□ 子どもたちの環境学習・教育主要事業の実施状況



(出所：「第3次兵庫県環境基本計画点検・評価結果（平成24年1月）」P.49)

また、「環境率先行動計画*」においては温室効果ガス*や廃棄物*排出量等の削減目標が掲げられている。温室効果ガス*や廃棄物*排出量の削減目標の進捗状況は比較的良好である。

| 環境率先行動計画* | |
|-----------------------------------|---|
| 目標 | 進捗状況 |
| ○温室効果ガス*排出量 ・H15年度比で5.4%以上削減 | ○温室効果ガス*排出量 (H22) ・H15年度比で5.7%削減 |
| ○廃棄物* (ごみ) 排出量 ・H15年度比で25%以上削減 | ○廃棄物* (ごみ) 排出量 (H22) ・H15年度比で25.5%削減 |

3. 環境行政に関する施策体系と関係部署

環境行政に関する5つの施策の展開方向について、主な関係部署は以下のとおりである。

| 施策の展開方向 | 主な関係部署 | 主な事業 |
|-----------|----------|--|
| 地球温暖化*の防止 | エネルギー対策室 | |
| | 消費流通課 | |
| | 環境政策課 | 環境保全・グリーンエネルギー*設備設置資金貸付事業 |
| | 温暖化対策課 | 住宅用太陽光発電設備設置補助事業 |
| | 下水道課 | |
| 淡路県民局 | | |
| 循環型社会*の構築 | 環境整備課 | P C B 廃棄物処理基金補助事業 |
| 生物多様性*の保全 | 農業経営課 | |
| | 農地整備課 | |
| | 自然環境課 | 鳥獣被害防止総合対策事業 |
| | 豊かな森づくり課 | 新ひょうごの森づくり実施体制整備事業、緊急防災林整備事業、兵庫みどり公社貸付事業 |

| | | |
|----------------------|---------|---|
| 地域環境負荷の低減 | 環境政策課 | 石綿健康被害基金拠出事業 |
| | 環境影響評価室 | 大気汚染常時監視網維持運営事業 |
| | 水大気課 | 最新規制適合車等代替促進特別貸与資金貸付事業 |
| 環境保全・創造のための地域システムの確立 | 環境政策課 | 兵庫県環境研究センター管理運営事業、ひょうご環境体験館運営事業、地球環境戦略研究機関・関西研究センター運営支援事業 |
| | 環境影響評価室 | 環境情報総合システム維持運営事業 |
| | 義務教育課 | |

【2】農政環境部における環境行政の実施状況

1. 環境施策の体系と予算

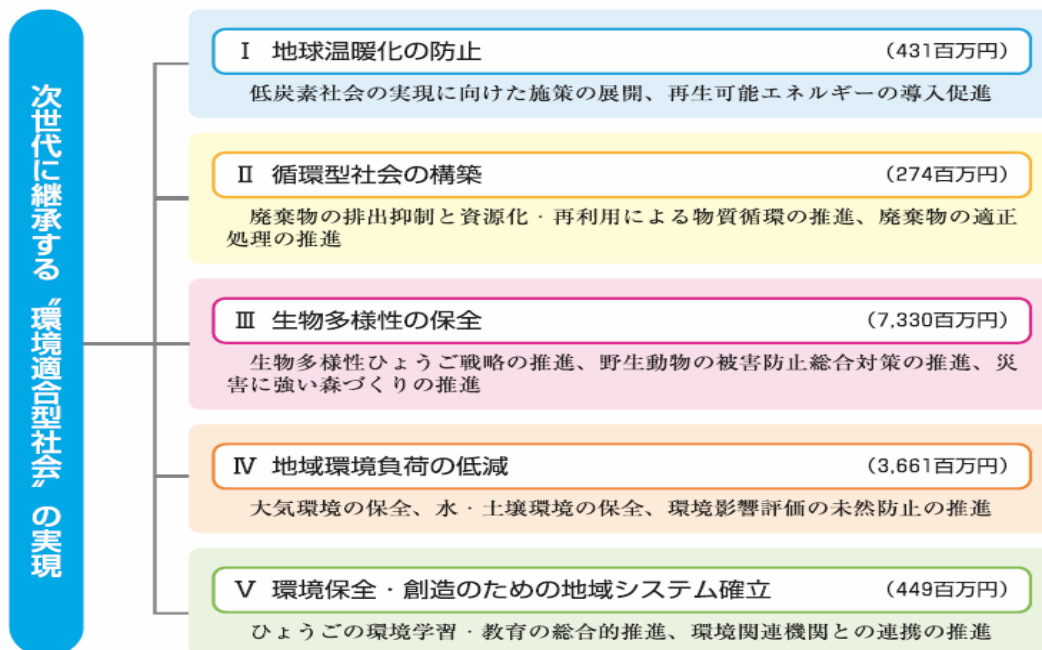
県は環境行政を実施するにあたって、年度ごとに「農政環境部（環境関係）重要施策の概要」を作成している。平成23年度の重要施策の概要には農政環境部の施策展開方向について以下のように記載している。

「平成23年度の環境施策の展開にあたっては、次世代にも影響を及ぼす地球温暖化*など地球規模での課題等に的確に対応し、第3次兵庫県環境基本計画の目標である「次世代に継承する“環境適合型社会”の実現」をめざして着実に推進します。このため、温室効果ガス*排出量の7割近くを占める産業部門や排出量の伸び率の大きい民生部門に重点を置いた「地球温暖化*防止対策」、廃棄物*処理計画の改定や再生利用率向上に向けた取組などによる「循環型社会*づくり」、新たなレッドデータブックの作成などによる「生物多様性*ひょうご戦略の推進」、シカ捕獲や野生動物の生息環境の整備などによる「野生動物の被害防止」など、環境の保全と創造に関する施策の総合的な推進を図ります。」

このように、農政環境部は「環境適合型社会」の実現を目標に、「地球温暖化*防止対策」、「循環型社会*づくり」、「生物多様性*ひょうご戦略の推進」、「野生動物の被害防止」等の環境施策を行うこととしており、この環境施策の方向性に基づき、平成23年度は12,145百万円の環境関係予算を計上している。

施策の概要と予算額は以下のとおりである。

《施策体系と予算》



【平成23年度 環境関係予算 12,145百万円 ※人件費等を除く】

(出所：「平成23年度農政環境部重要施策（環境）」 P.116)

それぞれの施策について、農政環境部で実施している事業の体系は以下のとおりである。

【 I 地球温暖化*の防止】

(1) 低炭素社会*の実現に向けた施策の展開

- ① 産業・業務部門の取組
 - a. 条例、要綱に基づく温室効果ガス*排出抑制計画・報告制度の見直し
 - b. 温暖化アセス制度の強化
 - c. CO₂削減協力事業
 - d. 中小企業者等に対する省エネ化設備導入促進
- ② 家庭部門の取組
 - a. うちエコ診断の推進
 - b. 家庭におけるCO₂削減取組支援方策検討会の設置
- ③ 運輸部門の取組
 - a. 低公害車導入補助事業
 - b. 電気自動車用充電インフラの整備
 - c. エコドライブの推進
- ④ その他の温室効果ガス*の取組（フロン類適正処理の普及啓発及び調査）
- ⑤ 次期地球温暖化*防止推進計画の策定
- ⑥ 環境率先行動計画*（ステップ4）のCO₂削減目標達成に向けた効果的施策の推進
 - a. 県施設省エネ化改修の実施
 - b. 県施設省エネビル化事業の実施
 - c. 職員の省エネ行動の推進

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

- ① 沿岸工場への中小型風力発電施設設置の要請
- ② 県民参加型共同発電所（仮称）のモデル事業の実施に向けた検討

【Ⅱ 循環型社会*の構築】**(1) 廃棄物*の排出抑制と資源化・再利用による物質循環の推進**

- ① 廃棄物*処理計画の改定
 - a. 一般廃棄物・産業廃棄物*の減量化目標の設定
 - b. ごみ発電能力の整備目標の設定
- ② 再生利用率向上に向けた取組
 - a. 容器包装リサイクルの推進
 - b. レアメタルの回収及びリサイクルの推進
 - c. レジ袋削減・マイバッグ持参県民運動の継続的展開
 - d. セメントリサイクル事業の推進

(2) 廃棄物*の適正処理の推進

- ① 不適正処理対策充実強化事業
- ② 海岸漂着物対策推進事業
 - a. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、岸漂着物等を回収・処理
 - b. 海岸漂着物対策推進協議会（日本海沿岸、瀬戸内海沿岸）において海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を実施
- ③ 廃棄物処理法*の改正等に伴う事業者等の指導

【Ⅲ 生物多様性*の保存】**(1) 生物多様性*ひょうご戦略の推進**

- ① 新たなレッドデータブックの作成
- ② ひょうごの生物多様性*保全プロジェクトの推進

(2) 野生動物の被害防止総合対策の推進

- ① シカ捕獲等の推進
 - a. 狩猟者の育成、確保
 - b. 野生動物を寄せ付けない集落づくり
 - c. シカ肉・皮等の需要拡大、流通・加工体制の整備
 - d. 野生動物による農業被害への対応
 - e. 野生鳥獣捕獲用わなの緊急的な整備
- ② サル被害対策の強化
- ③ 野生動物の生息環境の整備（野生動物育成林整備）
- ④ 外来生物（アライグマ・ヌートリア）被害対策の強化

(3) 災害に強い森づくりの推進

- ① 緊急防災林整備
 - a. 渓流対策
 - b. 斜面对策
- ② 里山*防災林整備
 - a. ハード対策
 - b. ソフト対策

- ③ 野生動物育成林整備
- ④ 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備
- ⑤ 住民参画型森林整備

【IV 地域環境負荷の低減】

(1) 大気環境の保全

- ① ディーゼル自動車運行規制の見直し
- ② 微小粒子状物質 (PM2.5) *対策推進事業

(2) 水・土壌環境の保全

- ① 第7次水質総量削減計画の策定
- ② 水質汚濁防止の効果的な取組の推進
- ③ 高度な栄養塩管理の推進

(3) 環境影響の未然防止の推進

- ① 排出基準未設定化学物質総合対策の推進
 - a. 調査地域：西播磨（千種川、揖保川）／淡路（洲本川等）
 - b. 調査地点数等：夏／冬調査：大気2地点、水質6地点、夏調査：底質4地点

【V 環境保全・創造のための地域システム確立】

(1) ひょうごの環境学習・教育の総合的推進

(2) 環境関連機関との連携の推進

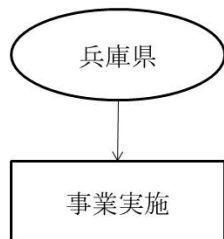
- ① 第9回世界閉鎖性海域*環境保全会議* (EMEC S9) の開催

2. 環境施策の実施体制

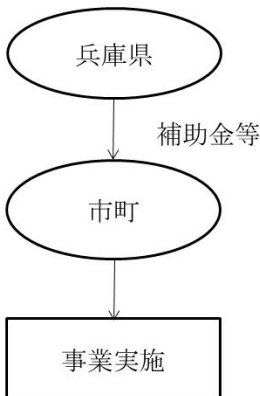
事業実施方法の形態には、県が直接事業主体になっているものや、市町・外郭団体が事業主体となり、県は補助金等を支出しているものなど、主に以下の3類型に分類できる。

具体的に県が行なっている環境施策関係事業に当てはめると、たとえば、直接事業実施型には廃棄物*の不適正処理対策事業、市町事業実施型には特定外来種による農作物等の被害を防止する事業、外郭団体事業実施型には環境創造協会や社団法人兵庫みどり公社（以下、「みどり公社」という。）が実施している各種事業が該当する。

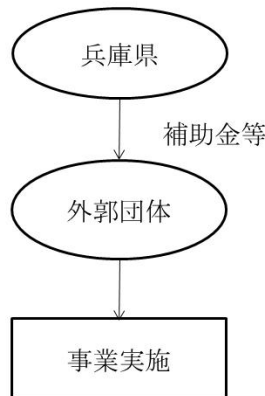
A:直接事業実施型



B:市町事業実施型



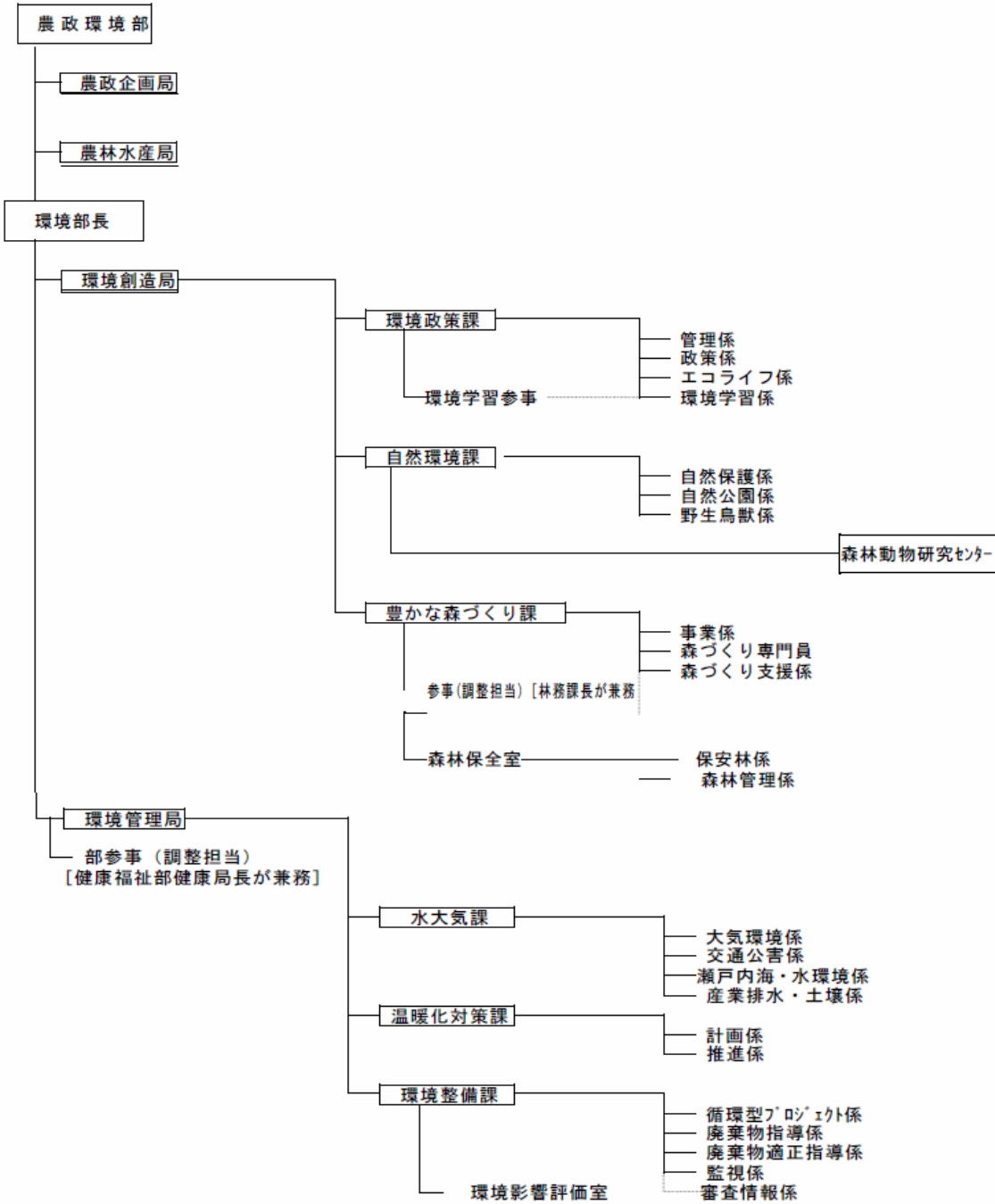
C:外郭団体事業実施型



3. 組織と職務分掌

環境政策を担う農政環境部の組織は以下のとおり構成されている。

農政環境部組織図 (平成24年4月1日現在)



また、環境創造局及び環境管理局の業務内容の概要は以下のとおりである。

環境創造局

| 課名 | 業務内容 |
|----------|--|
| 環境政策課 | 次世代に継承する“環境適合型社会”の実現をめざし、環境の保全と創造、環境学習・教育施策に関する総合調整を行う。また、県民・事業者等の取組に対する支援、環境分野に係る国際交流や県自らの環境負荷の低減等の取組を実施する。その他、ひょうごっこグリーンガーデン(幼児期の環境学習)事業、ひょうごグリーンスクール事業、ひょうごグリーンサポートクラブ事業の推進など、ライフステージに応じた環境学習の機会や情報の提供等を行う。 |
| 自然環境課 | 豊かな自然環境を守り育てるための自然公園の保全・整備や県内における貴重な野生生物を保全するための施策を推進する他、野生鳥獣の保護管理、狩猟免許及び狩猟取締等に係る業務を行う。また、自然環境の保全・再生と自然の適正利用に関する普及啓発を図る。 |
| 豊かな森づくり課 | 森林の回復と再生を目指す「新ひょうごの森づくり」、森林の防災機能強化を図る「災害に強い森づくり」などの各種事業を実施する。 また、ふるさとの森公園(やしろ、ささやま、なか・やちよ、ゆめさき、国見、宝塚西谷)及び三木山森林公園の運営と整備等を行う。 |
| 森林保全室 | 松くい虫の予防・駆除防除、林野火災予防、森林国営保険など各種事業の実施と、保安林*・開発許可制度の運用により森林の適正な管理・利用を図る。 |

環境管理局

| 課名 | 業務内容 |
|---------|--|
| 水大気課 | 大気環境の保全のため、窒素酸化物*や有害物質などによる大気汚染状況の常時監視や発生源に対する規制・指導とともに、自動車等の交通公害対策、騒音・振動・悪臭対策、オゾン層の保護や酸性雨に関する施策の企画や推進等を行う。 また、河川・海域・地下水などの水質や土壌環境の保全のため、河川等の水質調査、工場・事業場に対する規制・指導、生活排水対策等を実施するとともに、瀬戸内海の環境保全に関する施策の推進を行う。 |
| 温暖化対策課 | 温室効果ガス*の排出削減を図るため、産業部門及び民生部門を重点に温暖化対策を推進する。 |
| 環境整備課 | 資源循環型社会*の構築に向けて、県民・事業者・行政が一体となった廃棄物*の減量化・資源化の取組を推進するとともに、一般廃棄物及び産業廃棄物*の適正処理に向けた監督指導、公共関与による廃棄物*処理施設の確保等を行う。 |
| 環境影響評価室 | 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業を対象とした環境影響評価*、自主的な環境保全対策を事業者に促す環境保全協定を推進する。 また、大気汚染状況を常時監視し、光化学スモッグ広報を発令する他、環境情報の総合的な管理、ホームページ「兵庫の環境」の運営、事業所の自主的な化学物質管理の促進を行う。 |

(出所：兵庫県農政環境部ホームページより監査人が一部編集)

第3 環境行政に関する財務事務

【1】監査対象

環境基本計画あるいは環境白書等に記載されている県の環境行政全般を対象として、管理状況や目標の達成状況を監査した。

個別事業の財務事務の監査にあたっては、環境創造局及び環境管理局が所掌する事業のうち、平成23年度及び平成24年度予算額がいずれも1千万円以上である事業を抽出し、当該事業に関する財務事務を監査対象とした。

【2】監査要点及び監査手続

1. 主な監査要点

- (1) 県の環境行政は全体として適切な目標設定・管理が行われているか。
- (2) 県の環境行政は期待される成果を上げているか。
- (3) 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- (4) 財務事務は期待される成果を上げており、環境行政全体の目標達成に貢献しているか。
- (5) 財務事務は効率的に行われているか。
- (6) 出資団体に対する財政援助は必要最小限のものであり、かつ法令等に準拠して執行されているか。

2. 実施した監査手続

県の環境行政全般の管理状況、成果の状況等について、環境政策課への質問及び各種計画・白書等の資料を閲覧した。

また、監査対象として抽出した事業について、担当者への質問及び資料の閲覧を実施するとともに、資料等から適宜サンプルを抽出し、合規性や正確性の観点から詳細な検証を行った。

なお、対象とした事業のうち県民局において執行される事業の監査にあたっては、予算額を考慮し、中播磨県民局県民室環境課、但馬県民局県民協同室環境課、姫路農林水産振興事務所及び豊岡農林水産振興事務所に赴いて担当者への質問及び資料の閲覧を実施し、ひょうご環境体験館運営事業の監査にあたっては、ひょうご環境体験館（以下、「環境体験館」という。）に赴いて担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

【3】環境行政全般

1. 監査の結果及び意見

- (1) 環境基本計画の点検・評価の方法を再検討すべき（意見）

「第2 県の環境行政の概要」に記載したとおり、環境基本計画は毎年度点検し、進捗状況の評価を行っているが、環境基本計画本文には計画の進捗を把握するための評価指標や評価基準が記載されていない。そのため、点検評価の際には関連施策や下位計画に掲げられている指標の実績を評価することによって計画自体の進捗状況を点検・評価しているが、評価項目や評価基準について統一的な選定基準や考え方が十分明確になっているとは言い難い。

具体的には、以下のような問題点が見られる。

- ① 評価項目の設定基準が不明確

環境基本計画の点検・評価は、施策体系に合わせていくつかの評価項目を設定して行われているが、この評価項目の設定がどのような基準で行われているのかが不明確である。

例えば、「第1章 地球温暖化*の防止 1 温室効果ガス*削減と経済発展を同時に達

成する低炭素社会*の実現」として、「温室効果ガス*排出量の削減」、「産業部門におけるCO₂排出量の削減」、「民生部門におけるCO₂排出量の削減」、「県民のCO₂削減行動を促進する新たな仕組みづくり」の4つの評価項目を設定しているが、一見して「産業部門におけるCO₂排出量の削減」及び「民生部門におけるCO₂排出量の削減」は「温室効果ガス*排出量の削減」の下位概念であるし、なぜ、「産業部門」と「民生部門」を特に評価項目として取り上げているのかについての説明もなされていない。そもそも環境基本計画において、評価対象とすべき項目は明確に示されていないため、なぜ評価項目としてこれらの項目を設定したのかについては、環境基本計画との関連性において十分な説明が必要である。

また、「温室効果ガス*排出量の削減」は、最終的な成果指標（いわゆるアウトカム指標）であるのに対し、「県民のCO₂削減行動を促進する新たな仕組みづくり」は行動指標（いわゆるアウトプット指標）であり、同列に評価できるものではない。アウトカム指標とアウトプット指標は明確に区分して評価を行い、そもそもアウトプット指標が達成できなかったのか、アウトプット指標は達成したにもかかわらずアウトカム指標が達成できなかったのか、アウトプット指標とアウトカム指標の因果関係の想定は適切であったのか、といった点を点検・評価しなければならない。

② 評価基準が不明確

上記各項目について、「◎…特に取組が進んでいる」、「○…取組が進んでいる」、「△…一層の取組が必要」の三段階で評価を行っているが、評価の基準が不明確である。

例えば、「グリーンエネルギー*の積極的導入」については、「グリーンエネルギー*10倍増作戦の平成21年度末時点の状況は、基準年度（平成14年度）の5倍と目標年度（平成22年度）での10倍増達成は困難な状況である」として、「△」と評価するなど、目標に対する定量的な評価を行っているものもある。

一方、「瀬戸内海の保全・再生」については、「瀬戸内海沿岸の各地域において、瀬戸内海保全に向けた意識醸成を推進しており、環境に対する意識が高まってきている」として、「○」としたりするなど、評価の基準が不明確なものも見られる。おそらく、この評価項目については具体的な事業の取組状況を評価しているものと推察されるが、「いつ」「何を」実施するのかがまずもって明確に示されていないため、どの取組のどのような状況をどう評価したのかが分からない。また、「意識が高まってきている」との評価が何を根拠としているのかも不明確であり、さらに、①で述べたように、アウトカム指標として、瀬戸内海の水質が改善しているのかについての評価も必要であろう。

各項目の評価においては、具体的な目標が何であるのか、それに対して評価対象年度の実績がどうであったのか、それに対してどのように評価したのか、をそれぞれ明確にしなければならない。

③ 個別計画との関係性が不明確

環境基本計画の点検・評価においては、「現状」として〔個別計画に掲げる数値目標の進捗状況〕を記載しているが、ここに記載されている数値目標の進捗状況が全て評価の対象となっているわけではなく、また、環境基本計画に関連するものとして位置付けられている個別計画のうち、例えば「鳥獣保護事業計画」や「兵庫県環境学習環境教育基本方針」の取組状況には言及されていないなど、取扱いもまちまちである。個別計画と環境基本計画の関係性を明らかにするとともに、どの指標をどのような位置付けで評価するのかを明確に示す必要がある。

環境基本計画の点検評価においては、上記の問題点に留意するとともに、より客観性の高い評価が可能となるよう、次期計画では、評価項目や評価指標、評価基準等、計画の進捗を把握するためのスキームについても記載することを検討すべきである。

(2) 環境行政に関連する事業の執行にあたっては環境施策の目標を意識すべき (意見)

当監査においては主に環境部局の予算事業を対象としたが、環境部局の予算であっても各県民局の農林水産振興事務所等において執行されている事業もあり、これらについては、「【2】監査要点及び監査手続 2. 実施した監査手続」に記載したとおり、農林水産振興事務所等に赴いて担当者への質問等の手続を実施した。

農林水産振興事務所における監査手続において特に感じられたのは、環境行政に関連する事業の執行であっても、環境基本計画に記載された目的等に関する意識は希薄なことであった。例えば、森づくりの推進や野生動物被害対策に関する事業については、それぞれ防災・治山や農業被害の抑止といった点のみが意識され、「生物多様性*の保全」という環境施策の目標を意識していない職員もいた。

そもそも、農林水産振興事務所は、「ひょうご農林水産ビジョン2020」に基づいて、それぞれの事務所が所管する地域の農林水産ビジョンを定めており、環境行政に関する各事業も当該ビジョンの中に位置付けられるが、当該ビジョンには環境行政の施策目標についての言及はなく、意識付ける仕組みが備わっていない。

これは、おそらく農林水産振興事務所だけではなく環境部局以外の部署においては同様ではないかと推察されるが、環境行政に関連する事業を執行する以上、当該事業と環境施策との関係性を認識し、環境施策の目標を意識する必要がある。たとえば「農林水産ビジョン」に環境施策との関連性を記載したり、環境基本計画に関する研修を行ったりするなど、環境行政に関連する事業に関わる部署が環境施策を意識できる取組を行う必要がある。

(3) 真の「共生」を実現するためには、個体数管理から、被害管理及び生息地管理へと事業の重点を移すべき (意見)

野生動物被害防止対策は、環境施策上「生物多様性*の保全」に関する取組として位置付けられているが、平成23年度最終予算で見ると、農政環境部が行っている事業のうち「生物多様性*保全の推進」に位置付けられている事業の予算額863百万円に対し、およそ3割に相当する約260百万円が野生動物の狩猟・捕獲に投入されている。

環境基本計画のうち、「野生動物との共生」の点検・評価において、シカの捕獲頭数を目標（年間3万頭）と比較して評価しているが、「野生動物による被害防止対策」という項目が「野生動物との共生」の評価項目として適切であるか再検討する必要がある。

環境基本計画によれば、「第4部 環境施策の展開方向 第3章 生物多様性*の保全 2 野生動植物の保全と共生」において、以下のとおり記載されている。（以下、抜粋）

① 施策推進の考え方と方向性

人間活動は、野生生物の生息・生育に影響を及ぼし、また、野生動物と人とのあつれきも生じている。このため、野生生物を保全するとともに、野生動物と人との共生を図るための取組を推進する。

② 施策の進め方

イ 野生動物との共生

- 人とのあつれきを引き起こす野生動物の生息状況や行動特性等を調査研究し、科学的、計画的な保護管理を推進する。
- 野生動物の行動生態の研究を踏まえた生態的バランスのとれた森づくりを推進する。

このように、施策推進の考え方と方向性、あるいは施策の進め方において、狩猟・捕獲による野生動物の駆除には触れられていない。現時点での必要かつ十分な個体数管理（人間の領域から野生動物を排除）を実施したうえで、将来的には被害管理（人間の領域から野生動物を排除）及び生息地管理（人間の領域と野生動物の領域を隔離）へ事業の重点を移していくことが必要であると考えられる。

なお、この点について、但馬県民局が実施している「集落ぐるみの野生鳥獣被害対策モデル実証事業」は一つのモデルケースになり得るものと考えられる。これは、集落ぐるみで野生鳥獣被害対策を実施する意欲と合意を有する集落等を公募により選定し、被害防止計画を策定、防護施設等の整備を実施した上で、効果を実証することにより、集落ぐるみの被害対策の重要性・技術を他地域にも波及させることを目的とした事業であり、防護柵等防除施設設置・改良、森林・竹林等整備、果樹等除去、管理道整備等に要する物品の購入費などを助成するものである。山林から里山*、人里への連なりをそれぞれ適切に管理・整備し、野生動物と人とお互いのなわばりを犯すことなく住み分けられる知恵を培う取組として、他地域でも同様の事業の実施を検討されたい。

(4) 環境行政全体の予算及び決算並びに実質的なコストを集計・開示すべき（意見）

行政活動の重要な使命の一つは最少の経費で最大の効果を挙げることであり、達成した成果と投入した資源との対比によって、評価されるべきである。

この点について、「第2 県の環境行政の概要 【2】農政環境部における環境行政の実施状況 1. 環境施策の体系と予算」に記載したとおり、農政環境部における環境行政関連事業の予算は把握されているものの、農政環境部以外で行われている環境行政関連事業の予算は把握されていない。「第2 県の環境行政の概要 【1】環境行政の体系 3. 環境行政に関する施策体系と関係部署」に例示したように、環境行政に関係する部署は多岐にわたっており、施策体系と組織とが明確に対応していないため、環境行政全体の予算が分からない状況である。

農政環境部以外で行われている環境行政関連事業についても、環境が副次的な目的であることは明記した上で、農政環境部の事業と同様、施策体系に沿って予算額を把握・開示すべきである。

また、農政環境部において把握している予算についても、以下の問題点があり、集計・開示のあり方を再検討する必要がある。

① 人件費が含まれていない

農政環境部において把握している予算上、各事業には人件費が含まれていないため、実質的な行政活動のコストとはなっていない。従事割合などにより施策体系ごとに人件費も集計し、予算額とともに開示すべきである。

なお、農政環境部の人件費総額は12,227百万円であるが、そのうち、環境施策に関与している職員の人件費総額を監査人が試算したところによると、約1,800百万円となる（下表において色付けした行の決算額合計）。

| | 予算額 | 決算額 | 職員数 |
|---|------------------|------------------|---------|
| A. 県民局県民室合計 | 円 456,274,000 | 円 454,948,708 | 人 69 |
| B. 農政環境部総務課、環境政策課、自然環境課、水大気課、温暖化対策課、環境整備課合計 | 965,790,000 | 963,342,137 | 144 |
| C. 豊かな森づくり課他2課及び県民局農林水産振興事務所及び2センター合計(※1) | 1,041,007,000 | 1,038,551,506 | 125 |
| D. その他林務関係の課等(※2) | 9,788,935,000 | 9,770,642,377 | 1,207 |
| A～D農政環境部人件費総額 | 12,252,006,000 | 12,227,484,728 | 1,545 |

※1：本予算での人件費支給職員数125人のうち、豊かな森づくり課及び県民局農林水産振興事務所、動物森林研究センターに所属する職員はそれぞれ12人、71人、9人(順不同、計92人)であるが、これらの職員は林業関係の施策に加えて環境施策にも従事する。両施策ごとの従事割合は定かではないが、簡便的にそれぞれの従事割合を50%ずつと仮定し、※1の人件費を以下の通り試算した。

なお、125人のうち他の33人は環境施策には従事しない。

| C'. ※1のうち環境施策に係る人件費(試算) | 予算額 | 決算額 | 職員数 |
|-------------------------|-------------|-------------|------------|
| | 383,090,576 | 382,186,954 | 92×従事割合50% |

※2：本予算での人件費支給職員は環境施策には従事しない。

② 単年度貸付けなど実質的な事業費ではないものが含まれている

農政環境部の環境関係予算は、平成23年度において12,145百万円とされているが、このうち、環境保全・グリーンエネルギー*設備設置資金貸付金184百万円、兵庫みどり公社貸付金4,339百万円、最新規制適合車等購入資金貸付金341百万円、最新規制適合車等代替促進特別資金貸付金746百万円、最新規制適合車等代替促進特別貸与資金貸付金2,184百万円(計7,793百万円)については、いずれも単年度貸付けあるいは金融機関への預託を反復しているものであり、平成23年度に新たに事業に投じられた金額ではない。上記の各事業で平成23年度に新規に行われた事業費は概ね100百万円程度であり(詳細は「【4】環境行政個別事業」を参照)、残りの約7,700百万円は、単年度貸付け等の反復によって生じているに過ぎないものである。これは、農政環境部の環境関係予算12,145百万円のうち6割以上に相当する。

単に環境関係予算12,145百万円として開示することは、環境関連事業の当該年度に実施した事業量としての規模について利用者に誤解を与えるおそれがあるため、開示のあり方について検討すべきである。

③ 決算額が集計・開示されていない

農政環境部の環境関係予算として事業ごとに集計・開示されているものはあくまで当初予算額のみであり、決算額は事項別に集計されているものの、事業ごとに集計・開示されていない。しかしながら、平成23年度においても、住宅用太陽光発電設備設置補助事業334百万円が補正予算により計上されていたり、あるいは、100百万円以上の不用額が生じている事業もいくつか見られたりするなど、当初予算額と決算額とはかなりの差額が発生している。

実際に環境関連事業にどれだけの事業費・人件費を投じたかは重要な情報であり、決算額も集計・開示すべきである。

【4】環境行政個別事業

1. 監査対象事業の概要

監査対象とした個別事業は以下のとおりである。

| 施策 | 事項 | 事業名 (細事項名) | 担当課 | 事業概要 | 予算 | | |
|-------------|---------------|--------------------------|--------|--|--|----------------|----------------|
| | | | | | 平成23年度 当初予算 | 平成23年度 最終予算 | 平成24年度 当初予算 |
| I 地球温暖化の防止 | 環境行政総合調整費 | 県施設省エネ化改修事業 | 環境政策課 | 環境率先行動計画で定める温室効果ガス排出量削減目標の達成、並びに節電対策の強化を図るため、県施設の省エネ化改修を行うとともに、省エネ手法について民間等に普及啓発活動を行う。 | 125,058 | 346,763 | 58,755 |
| | | 環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金貸付事業 | | 県内中小企業者の公害防止活動、環境保全活動及びグリーンエネルギー導入を促進するため、中小企業者等に対し公害の防止及び環境の保全に資する設備等を設置するために必要な資金を長期かつ低利で融資する。 | 184,070 | 25,330 | 320,450 |
| | 大気汚染対策費 | 住宅用太陽光発電設備設置補助事業 | 温暖化対策課 | 再生可能エネルギーの導入促進を図るため、県内の既築住宅に太陽光発電設備を設置する者に対して補助を行う。 | - | 334,472 | 81,680 |
| | 緊急雇用就業機会創出事業費 | 太陽光発電等普及相談員設置事業 | | 太陽光発電システム等の導入を積極的に進めるため、太陽光発電等相談指導員を太陽光発電相談指導センターに配置し、太陽光発電に関するあらゆる相談に、個別、丁寧に対応する窓口を設置する。あわせて、家庭の省エネを「見える化」して家庭での取組を促す「うちエコ診断」を実施する。 | 12,722 | 12,722 | 17,212 |
| II 循環型社会の構築 | 廃棄物適正処理対策費 | 産業廃棄物処理業者指導事業 | 環境整備課 | 産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、産業廃棄物処理業に係る許可、既許可業者指導、特別管理産業廃棄物対策、産業廃棄物処理施設等指導、アスベスト廃棄物対策を実施する。 | 12,000 | 12,824 | 10,731 |
| | | 不適正処理対策充実強化事業 | | 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、不適正処理監視員による監視・指導と併せ、不法投棄監視調査員による人工衛星画像を活用した監視パトロールや県警のスカイパトロールとの連携等監視体制の一層の強化を図る。 | 19,537 | 19,537 | 17,252 |
| | | P C B 廃棄物処理基金補助事業 | | P C B 廃棄物を保管する中小企業者の処理経費の負担軽減を図るために設置された「P C B 廃棄物処理基金」への拠出を行うとともに、P C B 廃棄物保管事業者に対して適正保管等の指導を行う。 | 87,000 | 65,250 | 65,250 |
| | | 緊急雇用就業機会創出事業費 | | 人工衛星画像を活用した不法投棄監視事業 | 不法投棄の防止を行うため、人工衛星画像を活用した不法投棄監視体制の強化に関し、不法投棄監視調査員を県民局及び本庁に配置する。 | 39,166 | 42,282 |

| 施策 | 事項 | 事業名 (細事項名) | 担当課 | 事業概要 | 予算 | | | | |
|----------------|----------------------|--|---|---|--|--|----------------|--------|--------|
| | | | | | 平成23年度 当初予算 | 平成23年度 最終予算 | 平成24年度 当初予算 | | |
| Ⅲ 生物多 様性の保全 | 野生動物保 護管理費 | 特定外来生物被害 対策事業 | 自然環境課 | アライグマ、ヌートリアによる生活環境被害、農業 被害及び人身被害低減のため、事業対象者である市 町に対して捕獲に要する経費及び安楽死処分等に要 する経費の1/2以内を補助する。 | 18,000 | 12,566 | 21,000 | | |
| | | シカ個体群管理事 業 | | シカの生息密度の適正化と分布域の拡大抑制を図る ことにより、農林業被害の軽減と森林の生態系及び 公益的機能の保全を図るため、市町による捕獲活動 に要する経費の1/2以内を補助する。 | 52,075 | 34,532 | 52,075 | | |
| | | シカ捕獲実施隊編 制支援事業 | | 平日を中心に計画的なシカの捕獲を実施する「シカ 捕獲実施隊」の編制を行う市町に対して支援し、迅 速な捕獲活動の推進を図るため、対象者である市町 (12市町)が行う銃器等によるシカの捕獲に要する 人件費及び捕獲報償費の活動経費の1/2以内を補助 する。 | 72,600 | 34,957 | 72,600 | | |
| | | シカ緊急捕獲拡大 事業 | | 農林業被害の軽減と被害地域拡大防止を目的として さらなる捕獲の拡大を図るため、狩猟期間中のシカ の捕獲について狩猟者に対して捕獲報償金を交付す る。 | 59,275 | 143,736 | 59,275 | | |
| | | 鳥獣被害防止総合 対策事業 | | 市町が作成する被害防止計画に基づき、個体数調 整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総 体的かつ計画的に実施する取組に対して支援を行う ため、県より近畿農政局長に対して交付金の申請を 行い、国からの交付金に基づき、県から市町へ補助 金を支払う。 | 575,341 | 367,453 | 487,969 | | |
| | | 野生動物総合支援 事業(イノシシ等 防護柵集落連携設 置事業) | | 野生動物による農業被害の防止効果をさらに向上さ せるため、農家等が共同利用する進入防護柵の設 置、既設防護柵の機能向上、被災した防護柵の復旧 などに対する助成を行う。 | 50,000 | 13,548 | 50,000 | | |
| | | 森林動物研究セン ター運営事業 | | 野生動物の保全と管理(ワイルドライフ・マネジメ ント)の推進方策としての森林動物研究センターを 整備・運営するため、野生動物対策の研究調査支援 やシカ生息動態調査等の業務に対し、森林動物専門 員等の報酬や調査業務の委託料などの支出を行う。 | 70,508 | 70,508 | 57,225 | | |
| | | 緊急雇用就 業機会創出 事業費 | | シカ被害防止対策 事業 | 野生鳥獣捕獲指導員を各県民局及び森林動物研究セ ンターに配置し、シカ緊急捕獲拡大事業指導業務等 を実施する。 | 7,873 | 13,506 | 15,764 | |
| | | 森林害虫駆 除予防事業 費 | | 森林害虫予防事業 森林害虫駆除事業 | 豊かな森づ くり課 | 松くい虫による松枯れ被害等を予防するため、特別 防除、地上散布等を実施する。 | 56,028 | 50,599 | 49,881 |
| | | 新ひょうご の森づくり 推進費 | | 新ひょうごの森づ くり実施体制整備 事業 | | 松枯れ被害の原因となる松くい虫等を駆除するた め、伐倒駆除等による駆除事業を実施する。 | 55,054 | 55,203 | 54,022 |
| | 災害に強い 森づくり推 進費 | 緊急防災林整備事 業 | 森林の持つ公益的機能を高度に発揮できる森づくり を推進するため、新ひょうごの森づくり森林整備事 業等を実施するみどり公社の職員費を助成する。 | 40,494 | | 38,921 | 38,818 | | |
| | | 野生動物育成林整 備事業 | 斜面の防災機能強化、流木災害の軽減のため、間伐 木を利用した土留工の設置に要する経費の補助、及 び、溪流内の危険木の伐採、搬出、災害緩衝林整備 等を実施する。 | 988,024 | | 800,803 | 796,004 | | |
| | ふるさと雇 用再生事業 費 | 森づくり担い手支 援事業 | 野生動物による農作物被害や精神的・身体的被害を 軽減するため、野生動物による被害が深刻な地域の 森林を対象に、バッファゾーンの整備や、生息地 となる広葉樹林の整備を実施する。 | 233,750 | | 225,330 | 322,420 | | |
| | 三木山森林 公園管理運 営費 | 三木山森林公園管 理運営事業 | 雇用対策として失業者を雇用・育成し、里山林の整 備及びナラ枯れ予防対策を実施する。 | 87,416 | | 82,571 | 57,820 | | |
| | 兵庫みどり 公社貸付金 | 兵庫みどり公社貸 付事業 | 兵庫県立三木山森林公園の管理運営を実施するた め、指定管理者の指定を行い、監督及び評価を実施 する。 | 113,394 | | 116,514 | 102,202 | | |
| | 兵庫みどり 公社交付金 | 兵庫みどり公社交 付金交付事業 | 適切な保育管理が行われず荒廃が進むスギ・ヒノキ 人工林について、公益的機能の高度発揮と付加価値 の高い木材生産を目指した森林の造成を図るため、 くらしを支える森づくり事業(県営分収育林事業) の実施機関であるみどり公社に対して貸付を実施す る。 | 4,338,857 | | 4,322,500 | 4,327,393 | | |
| | 自然環境保 全対策費 | 上山高原エコ ミュージアム推進 事業 | 自然環境課 | 緑豊かな県土を創出するため、緑化基金を活用し、 うるおいやすらぎに満ちた環境の整備を行うた め、森林の整備造成に関する事業の実施機関である みどり公社に対して交付金を交付する。 | | 106,679 | 77,108 | 82,168 | |
| | | 峰山高原滞在中 核施設整備事業 | | イヌワシなど貴重な野生動物が生息する上山高原と その周辺地において、先導的環境保全・再生・利用 のモデル拠点として「上山高原エコミュージアム」 を推進するため、NPO法人に対して運営協議会を 通じた運営負担を行うとともに、NPO法人及び環 境創造協会に自然再生事業を委託する。 | | 14,926 | 13,368 | 12,163 | |
| | | | 峰山高原に自然体験・自然学習の拠点となる滞在中 施設の整備を図るため、峰山高原滞在中核施設の 整備に関する起債償還に対する一部補助を行う。 | 45,523 | 45,284 | 48,160 | | | |

| 施策 | 事項 | 事業名 (細事項名) | 担当課 | 事業概要 | 予算 | | |
|-----------------------|-----------|-----------------------------------|----------------------|--|---|----------------|----------------|
| | | | | | 平成23年度 当初予算 | 平成23年度 最終予算 | 平成24年度 当初予算 |
| IV 地域環境負荷の低減 | 環境行政総合調整費 | 石綿健康被害救済基金拠出事業 | 環境政策課 | 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設立された石綿健康被害救済基金に対し、被害者及びその遺族の迅速な救済を図るため、事業者、国、地方公共団体で資金を拠出する。 | 40,460 | 40,460 | 40,460 |
| | | 環境監視対策費 | 微小粒子状物質(PM2.5)対策推進事業 | 環境影響評価室 | PM2.5の環境基準が設定され、都道府県は大気汚染防止法に基づく常時監視を行うこととなったため、PM2.5自動測定器を整備し現況の把握に努めるとともに、データの解析を行い、より効果的なPM2.5削減対策を推進する。 | 15,798 | 15,798 |
| | | 大気汚染常時監視網維持運営事業 | | 大気汚染防止法に基づく大気汚染の常時監視を行うため、県内に設置した測定局の測定機器等の維持管理を行うとともに、光化学スモッグ注意報等の発令を行い、工場・事業場に窒素酸化物の排出削減等を求めるとともに、自動車の運転自粛を呼びかける。 | 45,090 | 45,090 | 40,413 |
| | 自動車環境等対策費 | 最新規制適合車等購入資金貸付事業 | 水大気課 | 自動車NOx・PM法の排出基準に適合する自動車への代替を促すため、事業のために現に使用している自動車を最新規制適合車に買い換える場合や、天然ガス自動車等の低公害車を購入する場合に、信用保証協会へのあつせんにより、民間金融機関を通じて購入資金を低利に融資する。 | 340,650 | 357,260 | 242,010 |
| | | 最新規制適合車等代替促進特別資金貸付事業 | | 大型の貨物自動車や特種自動車を対象として、最新規制適合車等購入資金貸付事業と同様の事業を行う。 | 745,650 | | 482,090 |
| | | 最新規制適合車等代替促進特別貸与資金貸付事業 | | 自動車NOx・PM法の排出基準に適合する自動車への代替を促すため、県が公益財団法人ひょうご産業活性化センターに貸付を行い、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが、県内の中小企業者にかわって、希望する自動車を自動車販売業者から購入し、中小企業者に長期かつ固定金利で割賦販売する。 | 2,183,951 | 738,402 | 1,109,917 |
| | 水質汚濁対策費 | 水質環境基準等監視事業 | | 県内の河川・海城・湖沼及び地下水の水質を保全するために、河川等の公共用水域について、環境基準の類型指定を行い、毎年度、環境審議会の審議を経て作成する水質測定計画に基づいて、公共用水域や地下水の水質常時監視を行う。 | 13,532 | 13,532 | 13,420 |
| V 環境保全・創造のための地域システム確立 | 環境行政総合調整費 | アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター活動支援事業 | 環境政策課 | APNセンターが実施する途上国研究者への支援等を行うため、APNセンターを管理運営しているIGESに対し、国際フォーラム等開催業務及び地球環境研究業務を委託する。 | 28,693 | 28,691 | 25,498 |
| | | 地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター運営支援事業 | | 持続可能な環境適合型社会の形成を促進するとともに、アジア太平洋地域をはじめ世界各国との交流センター機能の充実を図るため、IGESが実施する調査研究普及活動及びIGES関西研究センターの管理運営に対し、補助を行う。 | 45,338 | 45,416 | 40,046 |
| | | ひょうご環境創造協会運営費補助事業 | | 環境保全と創造活動に係る体制を強化し、環境適合型社会への変革を一層推進するため、環境創造協会に職員を派遣し、環境創造協会が当該派遣職員に対して支給する手当等に対して補助を行う。 | 17,079 | 16,242 | 16,302 |
| | | 兵庫県環境研究センター管理運営費補助事業 | | 環境創造協会内に設置された、県と連携して高度な調査研究及び試験分析を行う兵庫県環境研究センターの維持管理・運営に係る経費を、環境創造協会に補助する。 | 100,913 | 101,573 | 97,832 |
| | 環境学習推進事業費 | ひょうご環境体験館運営事業 | | 体験活動等を通じて、地球温暖化をはじめとする環境問題についての県民の意識の向上や環境の保全と創造に関する活動を促進するため、環境体験館の指定管理者の指定を行い、監督及び評価を実施する。 | 32,070 | 32,070 | 31,629 |
| | 環境監視対策費 | 環境情報総合システム運営事業 | 環境影響評価室 | ①大気測定局の測定データを収集し処理を行う「大気汚染常時監視システム」、②環境行政の事務処理の効率化を図る「大気管理システム」「水質・廃棄物管理システム」、③リアルタイムの大気汚染情報や最新の環境情報をホームページ「兵庫の環境」から県民に発信する「環境情報管理システム」から構成される「環境情報総合システム」の管理・運営を行う。 | 76,086 | 76,086 | 68,477 |

<地球温暖化*の防止>

1. 環境保全・グリーンエネルギー*設備設置貸付事業

| | | | | |
|---------------------|--|-----------|----------------|----------|
| 所管課 | 環境政策課 | | | |
| 事業目的 | 地球温暖化*をはじめとする地球環境問題に対応するため、兵庫県信用保証協会及び金融機関と協調して長期かつ低利な融資を行うことにより、県内中小企業者の公害防止活動、環境保全活動及びグリーンエネルギー*導入を促進する。 | | | |
| 事業概要 | 中小企業者等に対し公害の防止及び環境の保全に資する設備等を設置するために必要な資金を長期かつ低利で融資する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 兵庫県地球環境保全資金融資制度要綱 | | | |
| 支出先 | 兵庫県信用保証協会 | 支出形態 | 貸付金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 184,070 | 25,330 | | 320,450 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 件数/融資実行額 (単位：千円) | 1件/6,900 | 1件/26,700 | 1件/50,000 | 1件/7,500 |

※ 参考となる指標は、いずれも金融機関から事業者に対する実績である。

(1) 事業の内容

融資の対象者は、県内に工場等を有し、事業を営む以下の中小企業者である。

① 下表に該当する法人又は個人

| 業種 | 資本金 | 従業員数 |
|---------------------|--------|--------|
| ア 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| イ サービス業(オ、キを除く) | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ウ 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| エ 鉱業、製造業(カを除く)、運輸業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| オ ソフトウェア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| カ ゴム製品製造業 | 3億円以下 | 900人以下 |
| キ 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

② 中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協会組合、協同組合等

③ 常時使用する従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人

資金使途は以下のとおりである。

| | |
|------------|--|
| 公害防止 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公害(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭)を防止するための設備を設置する資金 ● 産業廃棄物*を処理するための設備を設置する資金 ● 現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転に要する資金 ● 既存設備の補修に要する資金 |
| 環境保全 | <ul style="list-style-type: none"> ● オゾン層保護法で規制された特定物質等使用設備の代替及び回収・破壊設備を設置する資金 ● 石油に替えて天然ガスを燃料とする燃料設備を設置する資金 |
| グリーンエネルギー等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー設備及び設備等に要する資金 ● 太陽光発電等新エネルギー設備及び設備の設置に要する資金 |
| 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 工場等の敷地内において「環境の保全と創造に関する条例*」に基づき行う樹木の植栽に要する資金 |

| | |
|------|------------------------------------|
| 電力確保 | ● 自家発電設備、蓄電池等電力ピークカットに資する設備を設置する資金 |
|------|------------------------------------|

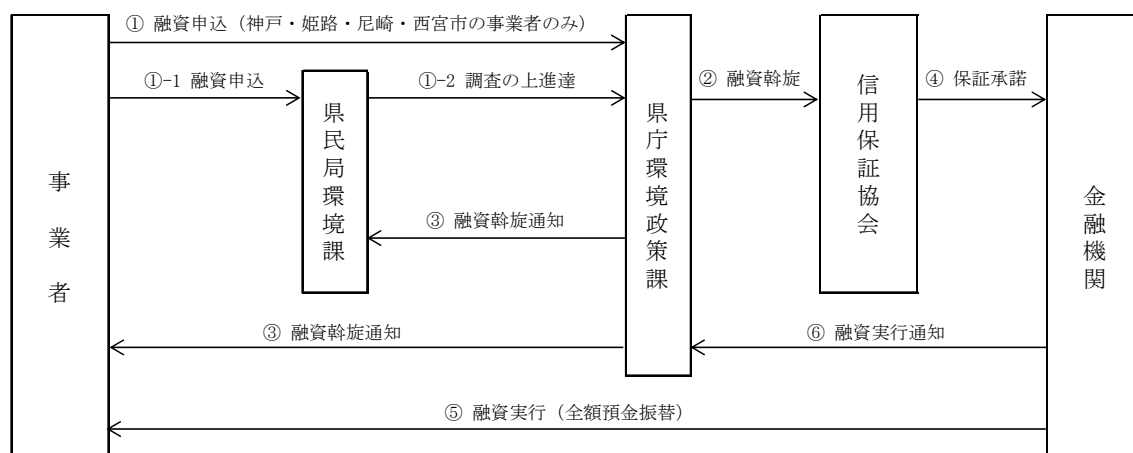
融資条件は以下のとおりである。

- ① 限 度 額：1企業・組合 1億円
- ② 融 資 利 率：年1.6%
- ③ 返 済 方 法：10年以内（2年以内措置可）・元金均等月賦返済
- ④ 信 用 保 証：原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要。保証料は申込者負担。

設備設置が完了した月の翌月から支払われた利子の一部を以下の表により補給する。

| | | |
|-----|--------------------------------------|-----|
| 補給率 | 小規模企業者 〔従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の企業〕 | 50% |
| | 上記以外の中小企業者 | 25% |

融資申込の流れは以下のとおりである。



(2) 監査の結果及び意見

- ① 当事業を評価するための指標を設定し、その達成度を評価すべき（意見）
平成20年度から23年度までの融資目標額、融資額、融資件数は以下のとおりである。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 融資目標額（千円） | 900,000 | 900,000 | 900,000 | 1,800,000 |
| 融資額（千円） | 6,900 | 26,700 | 50,000 | 8,500 |
| 融資件数（件） | 1 | 1 | 1 | 1 |

表にあるように、融資目標額に対して融資額が低水準で推移していることが分かる。この点、融資目標額については、兵庫県地球環境保全資金取扱要領において定められている金額であるが、利用見込みから枠的に設定されたものであり、事業の評価のための指標として機能していない面がある。このため、当事業の実績を評価するための指標（計画件数など）を設定するよう検討する必要がある。

現状では、商工会議所や金融機関等へパンフレットの配布を行ったり、中小企業融資制度説明会において当事業の説明を行ったりするなどの広報活動を実施してきているが、今後は設定した指標の達成状況により、従来の広報活動を見直す要否の検討を行うとともに、追加的な対応策についての検討を行い、今後とも制度の利用促進を図るため継続的に施策を講じていくべきである。

＜循環型社会*の構築＞

1. 不適正処理対策充実強化事業

| | | | |
|----------------|--|----------------|--------|
| 所管課 | 環境整備課 | | |
| 事業目的 | 産業廃棄物*の不適正処理防止 | | |
| 事業概要 | 年々悪質、巧妙化している不適正処理を防止するための体制を強化するために、平成14年度に制定した「産業廃棄物*等の不適正な処理の防止に関する条例」の施行に併せた不適正処理の防止に関する各種施策を実施する。 具体的には、不適正処理監視員による監視・指導と併せ、不法投棄監視調査員による人工衛星画像を活用した監視パトロールや県警のスカイパトロールとの連携等監視体制の一層の強化を図る。 | | |
| 条例・要綱等 | 廃棄物*の処理及び清掃に関する法律、産業廃棄物*等の不適正な処理の防止に関する条例 | | |
| 支出先 | 不適正処理監視員 | 支出形態 | 報酬 |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 19,537 | 19,537 | 17,252 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 該当なし | | | |

(1) 事業の内容

① 不適正処理監視員の配置

年々悪質、巧妙化する不法投棄等に速やかに対応するために、県内9県民局に8人の「産業廃棄物*等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づく不適正処理監視員を配置することにより不法処理の未然防止を図っている。

また、不法投棄事案への早期対応を可能とするため、宅配業者・郵便業者・住民との通報体制の強化を図ることとしている。宅配業者・郵便業者・住民との通報体制の強化については、本庁及び5つの県民局が市町や住民等と協定を結んでいる。

② 夜間・休日パトロールの実施(県民局にて実施)

夜間・休日パトロールを実施することにより、不法投棄の防止効果、検挙率の向上を図る。

なお、休日パトロールではこれまで不適正処理が確認された地域を継続監視し、また、新たな不適正処理も1日のパトロールで数件発見されている。

③ 機動的な監視体制の確立

監視係による不法投棄事案への即時対応、不法投棄原因者を特定・告発するまでの追及等、監視、追及のための車両を配置することにより機動的な監視体制を確立する。

平成23年度の活動実績としては、不法投棄の発見は県内計322トン(うち175トンは撤去済み)、県警への情報提供は4件、告発はゼロ件であった。

(2) 監査の結果及び意見

① 監視・通報ネットワークのあり方を不断に検討すべき(意見)

不法投棄の防止・発見にあたっては、監視・通報ネットワークの整備が重要な手段の一つであり、例えば、宅配業者・郵便業者・住民との通報体制の強化は平成16年度から開始され、関係者間で順次「不法投棄を許さない地域づくりに関する協定書」が締結されている。しかしながら、現時点までに当該協定に基づく通報の実績はなく、また、依然として県全体の不法投棄は無くなっていないという現実がある。

当該協定書の締結は、不法投棄の発見よりもむしろ抑止効果を期待して行ったものではあるが、協定書の締結対象範囲が現状で十分なのかどうか、あるいは、協定書が締結されてから期間が経過していることも踏まえ、不法投棄の抑止効果という観点から、監視・通報ネットワークの周知・啓蒙を強化すべきでないかなど、監視・通報ネットワークのあり方を不断に検討すべきである。

2. 人工衛星画像を活用した不法投棄監視事業

| | | | | |
|-----------------------------|--|----------------|--------|--------|
| 所管課 | 環境整備課(国庫補助の申請は産業労働部) | | | |
| 事業目的 | 緊急雇用創出事業を活用し、不法投棄の防止を行う。 | | | |
| 事業概要 | 道路脇から発見しにくい場所や山間部など不適正処理がなされている可能性のある地表改変等を早期に発見し、重点的に監視・指導できるように、人工衛星画像を活用した不法投棄監視体制の強化に関して緊急雇用創出事業を活用し、不法投棄監視調査員を県民局及び本庁に配置する。 本事業については平成21年3月から平成24年3月まで3年間を事業期間として一般事業として行っているが、継続事業については事業開始後に創設された重点分野事業として事業実施を行う。 | | | |
| 条例・要綱等 | 廃棄物*の処理及び清掃に関する法律、産業廃棄物*等の不適正な処理の防止に関する条例 | | | |
| 支出先 | 不法投棄監視調査員 | 支出形態 | 報酬 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 39,166 | 42,282 | 22,823 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 職員及び不法投棄監視調査員による発見件数(10t以上) | 3 | 6 | 5 | 6 |

(1) 事業の内容

不法投棄監視用に購入した人工衛星画像を解析して、地上からの監視ではわかりづらい山間部の土地改変など不法投棄の可能性のある地点を探し、現地状況を把握するため、現地事前調査を行う。

現地事前調査により、不審な土地改変や不適正処理が確認された場合、県民局不適正処理監視員の重点監視対象とし、不法投棄の未然防止を図る。

また、人工衛星写真の解析に伴う現地調査結果や不法投棄場所について報告書にまとめ、今後の施策に反映させる。

なお、平成23年度の調査員による不法投棄の発見件数は県内合計168件(うち11件が衛星画像を参考に調査して発見されたもの)である。

(2) 監査の結果及び意見

① 県民局で配置されている不法投棄監視調査員の実施業務を適切にモニタリングすべき(意見)

本事業は緊急雇用対策として平成23年度は34名の調査員を雇用している。調査員は各県民局等に配置され、実際の調査員の活動は各県民局等で行われる。

当事業について、環境整備課は年度の間時点及び事業終了後に不法投棄の発見場所等を記した報告を各県民局から受けて、次年度の調査員の調査方法や稼動範囲等について、適宜、指導を行っている。また、環境整備課は、調査員の研修会において、優れた調査が行われている県民局の取組を紹介するなど、最適な調査が実施されるよう取り組んでいる。

一方、人工衛星写真の解析に伴う現地調査結果や不法投棄場所の傾向を統計的にまとめることにより、不法投棄多発地帯の洗い出し及び傾向を把握できることから、パトロールの調査精度向上と今後の不法投棄防止対策に役立てることを目標としているが、人工衛星写真の解析に伴う現地調査結果や不法投棄場所の傾向を統計的にまとめるまでには至っていない。環境整備課は速やかに事業成果をとりまとめ、県民局に分析結果をフィードバックすることにより、各県民局の地理的な特性等に応じて最適な調査が行われるよう積極的な指導機能を発揮し、適切なモニタリングを行うべきである。

＜生物多様性*の保全＞

1. 特定外来生物*被害対策事業

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | アライグマ、ヌートリアによる生活環境被害、農業被害及び人身被害低減のため、市町が実施する捕獲及び安楽死処分等に要する経費を補助することにより、地域住民の安全・安心の確保と農業生産意欲の減退防止を図る。 | | | |
| 事業概要 | 事業対象者である市町に対して捕獲に要する経費及び安楽死処分等に要する経費の1/2以内を補助する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱、特定外来生物*被害対策事業実施要領 | | | |
| 支出先 | 市町 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 18,000 | 12,566 | | 21,000 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実績捕獲頭数 | 3,594 | 3,852 | 4,194 | 3,173 |

(1) 事業の内容

平成16年、侵略的な外来生物による被害を予防するための「外来生物法」が制定された。その翌年には、「兵庫県立人と自然の博物館」が中心となって、外来生物防除の課題と総合的対策の必要性などを整理した「兵庫県の外来生物対策に向けた提案」をとりまとめ、この報告書をもとに、NPOや市町、漁協等関係団体の協力を得ながら外来生物の防止対策が進められた。また、平成18年には「兵庫県アライグマ防除指針」や「第10次鳥獣保護事業計画（平成19年4月～平成24年3月）」では、外来鳥獣を放獣しないように県民への指導を進めること、特定外来生物*に指定されたアライグマやヌートリアは積極的に排除することなどが盛り込まれている。

こうして、県では環境基本計画に掲げられている重要施策の目標である『生物多様性*の保全』のうち野生動物の被害防止総合対策の推進として事業を進めており、このうち外来生物（アライグマ・ヌートリア）被害対策の強化として年間捕獲目標6,000頭があげられている。

また、平成21年3月には生物多様性*と豊かな自然の恵みを持続的に利用していくための基本となる「生物多様性*ひょうご戦略」を策定し、これにより侵略的な特定外来生物*の防除等により野生動物を保全し、生物多様性*の保全に向けた取組を総合的・体系的に推進していくものとしている。

具体的には、県は防除計画を策定している市町に対して、補助金を支出している（防除計画は外来生物法に基づいて作成され、環境省に対して提出される）。1頭につき3,000円が上限となっており、1/2を県が補助（残りの1/2は市町が負担）する。事業実施にあたり、各県民局長は、事業量の調査を行い、関係市町の事業量の割り当てを行い、各県民局長にその内容を通知するとともに、補助金所要額を令達することとなっている。補助金の交付決定、実績報告の受理などは各県民局長が行う。補助金は基本的に精算払となっており、市町長は捕獲活動実績簿及び経費内訳表を添付して実績報告書を県民局長に提出することとなっている。実際の捕獲頭数等の確認は、県民局の担当者が行っている。完了確認後、実績報告の写しが自然環境課に送付される。

(2) 監査の結果及び意見

① 単価設定など他団体と比較検討すべき（意見）

ほとんどの市町に対して単価は3,000円となっているが、異なる単価の市町もある。基本的に大日本猟友会で定められている単価を用いているということであったが、他の都道府県と比較検討するなどして、各市町との契約単価の妥当性を明らかにしておくべきである。

2. シカ個体群管理事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | 第3期シカ保護管理計画に基づき、市町が行うシカの広域的な一斉捕獲活動を支援し、シカの生息密度の適正化と分布域の拡大抑制を図ることにより、農林業被害の軽減と森林の生態系及び公益的機能の保全を図る。 | | | |
| 事業概要 | 対象者である市町による捕獲活動に要する経費の1/2以内を補助する。実施期間は4/1～7/14及び11/15～3/31（但し、狩猟期間である11/15～3/15は鳥獣保護区内のみ） (1) 銃器による一斉捕獲 日当制（1日あたりの活動費：上限4,800円、1頭捕獲あたりの報償費：上限2,500円）もしくは頭数制（1頭捕獲あたりの報償費：上限16,000円）により支払う。 (2) わなによる一斉捕獲 1頭捕獲あたりの報償費：上限8,000円を支払う。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱、シカ個体群管理実施要領 | | | |
| 支出先 | 市町 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 52,075 | 34,532 | | 52,075 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実績捕獲頭数 | 3,261 | 4,007 | 5,394 | 4,451 |

(1) 事業の内容

① シカ個体群管理事業について

保護管理すべき鳥獣としてのシカ対策として、これまでの取組として、昭和50年代から急増したシカによる農林業被害に対応するため、平成6年度に全国に先駆けてメスジカを狩猟獣とすることに踏み切っている。さらに、平成12年度からは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い創設された特定鳥獣保護管理計画制度に取り組み、シカ保護管理計画を策定してきた。この計画に基づき、被害の低減を目標とした頭数管理の考え方を導入し、メスジカを狩猟可能としたことに加え、狩猟期間の延長（12/1～1/31→11/15～3/15）、1人1日あたりの捕獲頭数制限撤廃（1人1頭→無制限）等の規制緩和、さらに地域ごとの生息密度に応じた捕獲目標頭数の設定を行ってきた。そして、目標達成のための捕獲支援策として平成13年度に始められたのがシカ個体群管理事業である。

シカ個体群管理事業の実施期間は、狩猟期間外である4/1～7/14、3/16～3/31であり、狩猟期間である11/15～3/15は鳥獣保護区内のみでの捕獲が許されている。なお、5～7月はメスジカの出産期に、11～4月は妊娠期にあたる。

狩猟期間中は狩猟許可を得た狩猟者による狩猟が行われているが、メスジカの妊娠期を含めて狩猟期間外に、事業主体を市町としてシカの捕獲に対して捕獲目標を設定して適切な個体数管理を実施することを内容としている。当事業による捕獲者（市町から依頼を受けた猟友会の各会員）は有害鳥獣捕獲許可が必要である。また、市町への補助金としては銃器による捕獲には日当制と頭数制の2種類あり、市町は事業実施にあたり、日当制もしくは頭数制のどちらかを選択することとなっている。捕獲後の個体は鳥獣保護法に基づき適正に処分することとなっている。

事業実施にあたり、各県民局長は、事業量の調査を行い、関係市町の事業量の割り当てを行い、各県民局長にその内容を通知するとともに、補助金所要額を令達することとなっている。補助金の交付決定、実績報告の受理などは各県民局長が行う。補助金は基本的に精算払となっており、市町長は、捕獲頭数を確認するため、全ての捕獲個体の下顎前歯2本を猟友会から提出させるものとしており、事業完了後、市町長は各県民局長

に対して捕獲活動台帳を添付して実績報告書を速やかに提出する。実際の捕獲頭数等の確認は、県民局の担当者が行っている。完了確認後、実績報告の写しが自然環境課に送付される。

② 環境基本計画との関係について

環境基本計画において、多様な環境と温暖な環境といった地理的要因のもと、これまで自然の恩恵を受けて生活を営んできたことに触れられている。ここでは、生物多様性*の保全という重要施策のもと、野生動物の生態系における自然環境のバランスの維持への寄与というプラス面を評価しながらも、人間活動に与えるあつれきというマイナス面にも触れられており、野生動物と人との共生を図るための取組を推進するとある。具体的には農林被害等の軽減及び被害地域の拡大抑制・森林生態系への被害抑制・地域個体群の健全な維持を目的として事業を進めてきている。

なお、これまでのシカ保護管理計画の評価として、平成19年4月に開設した兵庫県森林動物研究センターにおける調査研究によって、シカの生息密度と農業被害及び森林下層植生*被害の関係から、目撃効率が1.0以下の生息密度になると、農業被害、森林被害ともに減少することが明らかになってきたことを踏まえ、平成21年3月に第3期シカ保護管理計画を変更し、県内全市町において目撃効率が1.0以下とすることを目標としてきた。捕獲数としては平成22年度から平成28年度にかけて年間3万頭の捕獲目標を設定し、広域一斉捕獲の実施、狩猟期間中の捕獲に対する報償金の支給、シカ捕獲実施隊の編制、狩猟者の育成・確保等の各施策の取組が行われている。平成23年度においては合計で年間捕獲目標32,000頭が設定され、シカ個体群管理事業としては6,000頭が目標とされている。

(2) 監査の結果及び意見

① 単価設定など他団体と比較検討すべき（意見）

ほとんどの市町に対して単価は上限である4,800円あるいは16,000円となっているが、異なる単価の市町もある。基本的に大日本猟友会で定められている単価を用いているということであったが、他の都道府県と比較検討するなどして、各市町との契約単価の妥当性を明らかにしておくべきである。

② メスジカを効果的に捕獲する手段を検討すべき（意見）

「(1) 事業の内容」に記載したとおり、当事業は妊娠期から出産期のメスジカの捕獲に重点的に取り組んでおり、実施要領においても「メスジカを中心に捕獲する」と明記している。

しかしながら、具体的にメスジカを効果的に捕獲する手段は特段講じられておらず、実際、狩猟期間を通じてオスジカの捕獲頭数がメスジカの捕獲頭数を上回っている地域も見られる。オスジカとメスジカで捕獲1頭あたりの報償費に差を設けることや、メスジカの捕獲頭数に応じたオスジカの捕獲制限を設けることなど、メスジカを効果的に捕獲する手段を検討すべきであると考えられる。

また、オスジカとメスジカの捕獲頭数の統計を整備し、特にメスジカの捕獲率が高い猟友会の取組を研究するなど、対策の有効性を評価・検証する仕組みも合わせて整備すべきである。

3. シカ捕獲実施隊編制支援事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | 平日を中心に計画的なシカの捕獲を実施する「シカ捕獲実施隊」の編制を行う市町に対して支援し、迅速な捕獲活動の推進を図ることにより、農林業被害の軽減と森林の生態系及び公益的機能の保全を図る。 | | | |
| 事業概要 | 対象者である市町（12市町）が行う銃器等によるシカの捕獲に要する人件費及び捕獲報償費の活動経費の1/2以内を補助する。 (1) 基本給：活動費として150千円/月（日当9,375円） (2) 歩合給：捕獲報償費として1頭あたり5,000円 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱、シカ捕獲実施隊編制支援事業実施要領 | | | |
| 支出先 | 市町 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 72,600 | 34,957 | | 72,600 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実績捕獲頭数 | — | — | 5,704 ※ | 2,516 |

※ 平成22年度は県主体事業（シカ捕獲専任班編制事業）として実施している。

(1) 事業の内容

「2. シカ個体群管理事業 (1) 事業の内容」に記載したとおり、シカ保護管理計画に基づき捕獲目標数の設定と目標達成のための捕獲支援策を進めてきており、その一環として平成23年度から始まった新規の事業である。平成22年度は県主体事業（シカ捕獲専任班）として歩合給単価を設定していたが、平成23年度から市町主体によるシカ捕獲実施隊への支援を行うこととした。当事業の実施期間は狩猟期間外である4/1～11/14と3/16～3/31としており、特徴としては、シカ個体群管理事業では土日を中心とした捕獲を前提としていたが、平日を中心に市町主体でシカ捕獲実施隊を編制してもらい、計画的かつ迅速な捕獲活動を推進するものである。特にシカが多い地域である12市町が事業主体となっており、捕獲目標は6,000頭である。活動費として日当（150千円/16日=9,375円）はこれまでの歩合給と大きな差が出ないように設定しており、基本給として150千円/月が基準単価となっている。

猟友会の各会員は鳥獣捕獲許可が必要であること、捕獲後の個体につき鳥獣保護法に基づき適正に処分することなどはシカ個体群管理事業と同様である。

また、事業量の調査や割り当て、補助金の交付決定、実績報告の受理、捕獲頭数を確認するため、全ての捕獲固体の下顎前歯2本を市町長へ提出すること、市町長が各県民局長に実績報告を提出することなどについてもシカ個体群管理事業と同様である。

(2) 監査の結果及び意見

① 単価設定など他団体と比較検討すべき（意見）

ほとんどの市町に対して単価は活動費9,375円/人日、捕獲報償費は5,000円/頭であるが、異なる単価の市町もある。基本的に大日本猟友会で定められている単価を用いているということであったが、他の都道府県と比較検討するなどして、各市町との契約単価の妥当性を明らかにしておくべきである。

4. シカ緊急捕獲拡大事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | 生息区域が拡大し、深刻な農林業被害を与えているシカについて、農林業被害の軽減と被害地域拡大防止を目的として、狩猟による県内でのシカの捕獲に対して捕獲報償制度を設けてさらなる捕獲の拡大を図る。 | | | |
| 事業概要 | 狩猟期間中（11/15～3/15）のシカの捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償金を交付する。平成23年度より市町等と「シカ緊急捕獲拡大事業実施に関する協定書」が締結されている。 (1) 事業主体：捕獲事業は市町等が事業主体とし、県が代行して事業を行う。 (2) 補助金：県は市町等が負担する負担金の13%相当額を補助金として市町等に支払う。負担金の精算と合わせて翌年度に補助金の精算を行う。 (3) 負担金：シカの捕獲のために狩猟者に支払う報償金は市町等が負担することとなっており、県が狩猟者に支払った報償金総額と前年度の市町等別捕獲頭数から算出した額を市町等に通知し、市町等は通知に基づき県に支払う。負担金の過不足については翌年度の事業に係る負担金の支払いにあわせて精算を行う。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱、シカ緊急捕獲拡大対策支援事業実施要領 | | | |
| 支出先 | 狩猟者 市町等 | 支出形態 | 報償費 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 59,275 | 143,736 | | 59,275 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実績捕獲頭数 | — | — | 19,950 | 21,991 |

(1) 事業の内容

平成22年度から始まった事業であり、シカによる農林業被害を軽減するために、市町、淡路市有害鳥獣対策協議会（以下、「市町等」という。）が狩猟期間に実施するシカ緊急捕獲拡大事業実施に関して、市町等が負担する経費の一部について支援を行う。

事業主体は市町等であるが、県が代行して事業を行うこととしており、狩猟者に対しては県から報償金を直接支払う。報償金については、いったん狩猟者に対して支払われた後、各市町等との協定に基づき、市町等が負担することとなっている。このため、報償金総額と各市町等の捕獲頭数の割合に応じて負担金が市町等から入金される。この負担金の13%相当額が市町等の事業の支援という目的で補助金として交付されている。なお、捕獲事業の実施に要する費用のうち、人件費（総務費）や事務費（野生動物保護管理費）は県が全額を負担することとなっている。補助金の申請は以下の算式による負担予定金額をもって進められ、当該年度の報償金総額、捕獲頭数が確定した際には、翌年度に負担金、補助金ともに精算される。

$$\text{負担予定金額} = \frac{\text{前年度報償金総額} \times \text{前年度各市町等管内捕獲頭数}}{\text{前年度捕獲頭数}}$$

| 捕獲頭数 | 報償金単価 |
|--------|--------------|
| 1～2頭 | —（支給なし） |
| 3～10頭 | 2,500円/1頭あたり |
| 11～20頭 | 4,500円/1頭あたり |
| 21頭以上 | 6,500円/1頭あたり |

(2) 監査の結果及び意見

① 単価設定など他団体と比較検討すべき（意見）

上記の報償金の単価については、個体群管理事業日当制（捕獲）単価並の2,500円を基準に、インセンティブを与えるため前年を超える捕獲を行った場合に支払うとしていたが、さらに捕獲意欲を喚起するため、単価を1,000円刻みで5段階とし、最高額を6,500円に引き上げた。その後、制度簡素化の観点から現在の3段階に見直したものである。

現在、高知県以外では府県が主体となって同様の事業を実施していないとのことであるが、今後も適切な単価設定を維持していくため、同様の事業を実施する他団体の事例があれば、段階制の報償金の単価等について比較検討することが必要であると考えます。

5. 野生動物総合支援事業（イノシシ等防護柵集落連携設置事業）

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | 野生動物による農業被害の防止効果をさらに向上させるために必要となる防護柵の新設もしくは機能向上対策のため、耐用年数が長く景観にも配慮した防護柵を関係集落が連携を取りつつ設置することを支援する。 | | | |
| 事業概要 | 農家等が共同利用する以下に掲げるイノシシ等防護柵の設置及び防護柵の改良に係る工作物（以下、「改良工作物」という。）の設置に対する助成を行う。 (1) 金網柵 (2) 電気柵 (3) 金網柵又は電気柵の改良工作物 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱、野生動物総合支援事業実施要領、イノシシ等防護柵集落連携設置事業実施要領 | | | |
| 支出先 | 市町、協議会等 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 50,000 | 13,548 | | 50,000 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

(1) 事業の内容

野生動物総合支援事業は、「野生動物防護柵集落連携設置事業（農産園芸課）」、「イノシシ等防護柵集落連携設置事業（自然環境課）」、「家畜放牧緩衝地帯用防護柵設置事業（畜産課）」の3事業をまとめた総称である。全体調整・予算要求・要綱制定については、自然環境課が行う。事業実施要領、事業執行については、各事業担当課が行う。野生動物総合支援事業実施要領では、事業の採択要件として、

- ① 原則として、鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を策定した市町であること
 - ② 原則として、国庫事業の活用が困難な市町であること
- となっている。事業実施主体は、市町、協議会、農会等である。

協議会とは以下の要件を全て備えた協議会をいう。

| | |
|---|--|
| 1 | 地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であること |
| 2 | 代表者の定めがあること |
| 3 | 組織及び運営についての規約があること |
| 4 | 事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有すること |

また、農会等（農会、自治会又はこれに準ずる組織）とは以下の要件を全て備えた組織をいう。

| | |
|---|----------------------------|
| 1 | 代表者の定めがあること |
| 2 | 組織及び運営に関する規約があること |
| 3 | 事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有すること |

事業の要件をまとめると以下のようになる。

| | |
|---|--|
| 1 | イノシシ等による農業被害が甚大な地区であること |
| 2 | 防護柵設置にあつては、農会等の農地と山林の境に連続して防護柵を設置する等、農会等の農地を効率的に防護する形態の防護設置を行うこと |
| 3 | 改良工作物の設置にあつては、農会等において点検等を実施し、その結果必要と判断された改良工作物を設置すること |
| 4 | 農会等の単位で防護柵の維持管理を行うこと |

鳥獣被害防止総合対策事業の位置づけとして、国の事業として国が認めた防護柵等設置のための整備事業、推進事業ということであるが、当事業では、国の事業として認められなかった地域での要望に応えるため、また、事業の要件にもあるように、改良を加えた工作物の設置ができること、災害復旧のためにも支出されている。なお、平成23年度の要望は、淡路管内のみであった。

本事業を実施しようとする事業実施主体は、イノシシ等防護柵集落連携設置事業実施計画書を作成し、所管する県民局長に申請する。ただし、事業実施主体が市町以外の場合には、市町において申請書を取りまとめのうえ、県民局長に提出するものとなっている。県民局長は、提出された事業実施計画書の内容を審査し、事業実施主体に承認を通知する。

事業実施主体は、本事業により整備する防護柵の管理に関し、必要な規程、責任者等を定めることにより、適正な管理を行うことが求められている。また、事業実施主体は、事業実施年度から3年間、実施状況等を翌年度4月末日までに管轄する県民局長に報告することとなっている。ただし、事業実施主体が市町以外の場合には、市町において報告書を取りまとめのうえ県民局長に提出することとなっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 防護柵設置による効果の検証をより適切に実施すべき（意見）

当事業により防護柵を設置した市町等には、農会等ごとに実施状況報告書を作成して県民局長に提出させており、実施状況報告書には事業実施前年から事業実施後3年目までの作付面積と被害面積とを農産物の種類ごとに記入させ、これにより防護柵設置の効果を確認している。

しかしながら、この作付面積と被害面積の算定方法は各農会等に任されており、ガイドライン等が示されていない。この結果、豊岡市や香美町、南あわじ市では、全ての農会等において、事業実施前年と事業実施年の作付面積と被害面積が全く同一の数値で記載されており、結果的に効果の検証を行う上で有用な客観的データとなっていない。また、1地区ではあるが、実施状況報告書が入手されていない農会等もあった。

防護柵設置の効果をより適切に検証するには、作付面積及び被害面積の測定（推定）方法について何らかの指針（ガイドライン等）を示して測定させ、効果をより適切に検証すべきである。

② 野生動物被害対策事業全体の効果を検証すべき（意見）

県においては、環境施策の「生物多様性*の保全」として野生動物の被害防止が掲げられており、具体的にはシカ捕獲や野生動物の生息環境の整備として以下の事業が実施されている。

| 事業名 | 平成23年度 最終予算(千円) | 平成24年度 当初予算(千円) |
|----------------|--------------------|--------------------|
| シカ個体群管理事業 | 34,532千円 | 52,075千円 |
| シカ捕獲実施隊編制支援事業 | 34,957千円 | 72,600千円 |
| シカ緊急捕獲拡大事業 | 143,736千円 | 59,275千円 |
| 鳥獣被害防止総合対策事業 | 367,453千円 | 487,969千円 |
| 野生動物総合支援事業 | 13,548千円 | 50,000千円 |
| 森林動物研究センター運営事業 | 70,508千円 | 57,225千円 |
| 合計 | 664,734千円 | 779,144千円 |

このように相当規模の事業予算となっており、事業全体の効果が上がっているのかどうかの検証は重要である。県として事業の効果的かつ効率的な実施が行われているかどうか、以下の現状分析が行われている。現状では、「個体数管理」、「被害防除（防護柵等の設置）」、「生息環境管理（バッファゾーンの整備）」の3つの施策としてまとめられている。

a. 個体数管理

個体数管理については、シカ被害の拡大に伴い、平成22年度より捕獲数3万頭を目標に捕獲しており、目撃効率（延べ出猟人数あたりの目撃数（1人・1日あたりの目撃数）で表される目撃率）1.0以下が目標とされている。目撃効率は森林動物研究センターの調査により1.0以下により農業被害を軽減できるとされているためである。平成22年度より平成28年度まで3万頭の捕獲を継続すると、平成29年度には目撃効率が1.0を下回ると推測されている。

捕獲数と目撃効率の推移は以下のとおりである。

| 区分 | 平成22年度 捕獲頭数(頭) | 平成23年度 捕獲頭数(頭) | 平成24年度 捕獲計画(頭) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| シカ捕獲実施隊 | 5,704 | 2,516 | 6,000 |
| 捕獲報償金支給 | 19,950 | 21,991 | 13,300 |
| 個体群管理(広域一斉捕獲) | 5,394 | 4,451 | 6,000 |
| 捕獲わな | 323 | 129 | 2,000 |
| 一般有害 ※市町実施 | 5,403 | 5,797 | 4,700 |
| 合計 | 36,774 | 34,884 | 32,000 |

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------|----------|----------|
| 目撃効率 | 2.13 | 1.91 |
| 推定生息数 | 151,329頭 | 135,110頭 |

狩猟者に対する報償金の支給を平成22年度より始めた効果もあり捕獲数は継続して3万頭を超えている。目撃効率は平成21年度に比べて悪化したが、これは、上述のとおり捕獲拡大大策に取り組んでいる状況で、一時的に実績値が増加したものと考えられ、目標には未達となっている。

b. 被害防除（防護柵等の設置）

当事業等によって設置された防護柵等の効果について、森林動物研究センターによるアンケート調査や市町等への被害状況について調査を行い、市町等の報告による被害金額を集計している。市町等の報告による鳥獣被害金額では、イノシシ、シカ、アライグマ・ヌートリアの被害金額が大きな金額となっており、面積及び金額は以下のとおりとなっている。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| イノシシ | 149ha 195,971千円 | 251ha 294,009千円 | 210ha 254,784千円 |
| シカ | 317ha 433,131千円 | 360ha 470,689千円 | 310ha 435,802千円 |
| アライグマ・ ヌートリア | 34ha 93,622千円 | 38ha 94,884千円 | 36ha 92,409千円 |
| その他 | 62ha 119,548千円 | 63ha 114,353千円 | 45ha 102,126千円 |
| 合計 | 562ha 842,272千円 | 712ha 973,935千円 | 601ha 885,121千円 |

※ その他は、主にカラス類、ハト類などの鳥類による被害である。

上表によれば、被害額が必ずしも減少しているとも言えず、平成23年度は平成22年度よりも減少しているが、平成21年度よりも増加している被害もある。

c. 生息環境管理（バッファゾーンの整備）

「新ひょうごの森づくり」の柱として進められている「里山林*の再生」などにより、平成18年度から平成22年度の5カ年に8,765ha（年平均1,753ha）の広葉樹林の造成が行われている。また、平成18年度から県民緑税を活用して進められている野生動物育成林の整備により、平成22年度までに1,067haのバッファゾーン等が整備されている。

以上のように、3つの施策による現状分析・評価が行われ、今後の課題が以下のとおり「ひょうごみどり白書」にまとめられているが、事業全体として予算規模に見合う効果が表れているのかどうかの検証が行われているとはいえない。何の対策も講じなければ深刻な農業被害が拡大することは間違いないと思われるが、それでもこれだけの予算規模をかけた事業実施が妥当なのかどうか、何らかの定量的な効果測定手法を検討すべきであると考えます。

〔今後の課題〕

- 野生動物の生息地管理では、農林業被害の軽減、人と野生動物の調和のとれた共存を目指し、広葉樹林の造成及び野生動物育成林整備を活用して、引き続き「棲み分け地帯（バッファゾーン）」等の整備を行っていく。
- 野生動物による農林業被害の防止対策では、森林動物研究センターの研究成果を反映させて策定された、各鳥獣（シカ、ツキノワグマ等）保護管理計画に基づき、科学的・計画的な保護管理を推進し、農林業被害を強化する。
- シカの個体数管理の推進では、シカの年間3万頭捕獲等を引き続き実施することで、シカの個体数管理を強化する。

| 点検指標名 | 目標値 (平成27年) | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------------|----------------|--------|--------|
| 野生動物育成林整備面積 (ha) | 2,000 | 1,067 | 1,092 |
| 野生動物による農林業被害面積 (ha/年) | 300 | 712 | 601 |
| シカの日撃効率 (頭/人・日) | 0.88 | 2.13 | 1.91 |

6. 兵庫みどり公社貸付事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 適切な保育管理が行われず荒廃が進むスギ・ヒノキ人工林について、公益的機能の高度発揮と付加価値の高い木材生産を目指した森林の造成を図る。 | | | |
| 事業概要 | 暮らしを支える森づくり事業（県営分収育林事業）の実施機関であるみどり公社に対して貸付を実施する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 兵庫みどり公社事業資金貸付要綱 | | | |
| 支出先 | みどり公社 | 支出形態 | 貸付金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 4,338,857 | 4,322,500 | | 4,327,393 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | - | - | - | - |

(1) みどり公社の概要

① 沿革

- 昭和37年 3月 社団法人兵庫県造林公社設立
- 47年 9月 「社団法人兵庫県造林緑化公社」に名称変更
- 平成6年 7月 「社団法人兵庫県森と緑の公社」に名称変更
- 15年 4月 「財団法人ひょうご農村活性化公社」と統合し、「社団法人兵庫みどり公社」となる。

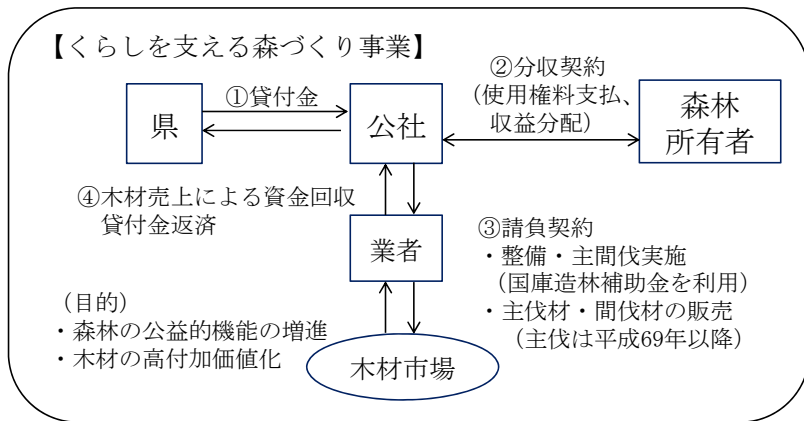
② 実施事業

みどり公社は、農地保有の合理化、農業後継者の育成、その他農業構造の改善を促進し、農業の振興と調和ある県土の発展に寄与するとともに、森林整備事業を推進し、森林の有する多面的機能の維持・増進、都市等における景観の創造及び県民の福祉の向上に寄与することを目的とし、各事業を実施している。

事業は、農村活性化事業、分収造林等に関する事業、森林整備・緑化に関する事業、兵庫楽農生活センター・三木山森林公園の管理運営事業に区分される。

(2) 事業の内容

暮らしを支える森づくり事業では、適切な保育管理が行われず荒廃が進むスギ・ヒノキ人工林について、公益的機能の高度発揮と付加価値の高い木材生産を目指した森林の造成を図っている。当該事業の実施機関であるみどり公社に対し、分収育林地の保育管理に必要な資金を貸し付けている。



(3) 監査の結果及び意見

① 単年度貸付金による財政支援は長期貸付に切り替えるべき (意見)

当該貸付金の主な使用用途は、くらしを支える森づくり事業(平成6年開始、平成100年事業完了予定)の初期において、民間の森林所有者から育林地を取得した際の資金であり、おおむね平成11年までに取得は完了しているが、その後発生した森林整備費が上乗せされ、平成23年度末には貸付金の金額が4,322百万円となっている。

当該貸付金は実質的には超長期の貸付金であるが、契約上は年度期首に貸付を行い、年度末に一旦返済するという単年度貸付を繰り返し実施しており、年度末から翌年度初日の2日間はみどり公社が民間金融機関から借入することによりつないでいる(いわゆるオーバーナイト借入)。オーバーナイト借入自体は県の指示による全庁的な方針である。

しかしながら、これは歳入欠陥が生じないように2日間だけ資金を引き揚げているのみである。また、単年度貸付を反復的に実施することにより以下のような問題も指摘できることから、一般財源を積み立てるなどにより財源を確保し、単年度貸付は長期貸付に切り替えるべきである。

a. 不確定な財源による歳出

長期貸付を行う場合、年度中に貸付金の回収による収入は見込まれないため何らかの財源を手当てすることになるが、単年度貸付の場合は、年度末に償還が予定される貸付金元金を財源として、年度当初に短期貸付を実施している。しかしながら、貸付金には回収リスクが存在する以上、不確定な財源をあてにして歳出を行っている構図となっており、財政運営上適切であるとは言い難い。たとえば民間金融機関がオーバーナイト借入に応じなくなった場合には県に多額の歳入欠陥が生じる危険性もある。

b. 事業規模と予算額との乖離

当該事業により実際に年間で発生する定期的な間伐等の所要経費は33百万円程度であるのに対し、予算額は貸付金の一時的な回収分を含めた4,322百万円となっており、実際の事業規模と予算額とに大きな乖離が生じている。

「農政環境部重要施策の概要」において、Ⅲ. 生物多様性*の保全の予算金額は7,330百万円であるが、約6割は単年度貸付金の反復により生じている金額であり、当該年度に実施した事業量の規模を適正に表示していないと考えられる。【3】環境行政全般
1. 監査の結果及び意見 (4) 環境施策全体の予算及び決算並びに実質的なコストを集計・開示すべき」においても指摘したところであるが、当該単年度貸付は実質的な環境行政の事業規模を見えにくくしている大きな要因となっている。

c. 無用な経費や事務負担の発生

オーバーナイト借入を実行することにより、みどり公社には毎年400千円程度の利息費用のほか、同じく400千円程度の印紙税も発生している。また、借入条件を決定するための金融機関との交渉といった事務負担も生じているが、これらは経済的には不要なものであると言える。

なお、単年度貸付については、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日総務省自治財政局長通知)において、「第三セクター等に対する短期貸付を反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付または補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破綻した場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、早期に見直すべきである」とされているところであり、単年度貸付金による財政支援は速やかに見直し、長期貸付に切り替えるべきである。

② 分収育林事業の進捗状況を定期的に検証・評価すべき (意見)

当該事業はおおむね100年に及ぶ超長期の事業であり、事業期間中の木材価格の変動や

樹木の生育状況などの事業リスクは低いものと考えられる。

しかしながら、県の財政上は毎年度同額の貸付金と回収元金が計上されているのみで年度末に貸付金残高も残らないことから、表面上は財政負担や財政リスクが何ら発生していないように見える。当該事業の計画上も県からの貸付金は間伐材あるいは主伐材の売却により完済される想定がなされているのみであり、想定される事業リスク及びそれらのリスクに対する許容度について十分に踏み込んだ検証や情報開示が行われているとは言いがたい。

建前としては「県に追加負担は一切生じない」ということであろうが、実際に事業リスクが顕在化して損失が生じることとなれば、県が相当部分を負担することは明白である。現時点では、事業開始後それほどの期間を経っていないため当初計画との大幅な乖離は生じていないものの、木材価格の下落や間伐実施時期の変更といった計画変更は発生している。計画との相違については常にモニタリングし、定期的に事業スキームの検証を繰り返すことが必要である。

7. 上山高原エコミュージアム*推進事業

| | | | | |
|----------------|--|----------------|----------------------------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | 1. イヌワシやツキノワグマなど貴重な野生動物が生息する上山高原（新温泉町）を、その周辺も含め、県民の共有財産として次代へ継承する。 2. 地元NPO組織を核に幅広い県民の「交流・参画・協働」により、持続的な自然環境を守り育み、活かしながら地域振興に寄与する。 3. 新しい環境保全・利用拠点として「上山高原エコミュージアム*」を推進する。 | | | |
| 事業概要 | 1. NPO法人に対する様々なプログラム等の実施及びエコミュージアム*の事業運営に対して、運営協議会を通じた運営負担を行う。 2. NPO法人に自然復元作業業務を、環境創造協会に自然再生事業モニタリング・事業監理等業務を委託する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 上山高原エコミュージアム*基本計画 | | | |
| 支出先 | 1. 上山高原エコミュージアム運営協議会 2. NPO法人上山高原エコミュージアム 3. 財団法人ひょうご環境創造協会 | 支出形態 | 1. 負担金 2. 委託料 3. 委託料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 14,926 | 13,368 | 12,163 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

(1) 事業の内容

上山高原エコミュージアム*は、NPO法人上山高原エコミュージアム（平成16年7月設立）、新温泉町、県の三者の参画と協働による取組であり、平成13年3月に上山高原自然環境保全・利用法策検討委員会においてまとめられた基本構想の方向性をもとに、上山高原エコミュージアム*の基本計画として以下の内容がとりまとめられた。

【コンセプト】

- ・貴重で豊かな生態系を守り・育む
- ・自然や暮らしの共生の知恵から学び・活かす
- ・多様な主体による参画と協働
- ・環境保全を地域振興につなげる

また、NPO法人上山高原エコミュージアム、新温泉町、県の三者の役割は以下のとおりである。

| | |
|-------------------|---------------------------|
| NPO法人上山高原エコミュージアム | 自然保全、プログラムの実施など諸活動の担い手 |
| 新温泉町 | 上山高原エコミュージアム*関連施設の管理運営を支援 |
| 県 | NPO法人の運営体制の基盤の支援 |
| 上山高原エコミュージアム運営協議会 | 上記三者の合議組織 |

県がNPO法人の運営負担を行うにあたり、上山高原エコミュージアム*運営全般に係る支援、助言、調整を図る三者の合議組織として上山高原エコミュージアム運営協議会を設置し、上山高原エコミュージアム*の取組の充実に向けた調整を行ってきている。

その中で、運営体制支援等事業として運営協議会から行われるNPO法人に対する様々なプログラムやイベントの実施に係る助成及びエコミュージアム*の事業運営に係る助成に対して、運営協議会を通じた運営負担を行っている。

また、自然再生事業として、NPO法人上山高原エコミュージアムに自然復元作業業務を委託しており、環境創造協会に自然再生事業モニタリング・事業監理等業務を委託している。

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様書の記載及び決裁書類の添付資料を見直すべき（意見）

現状の仕様書においては、『経費の実支出額が確認できる書類』の提出が求められていないため、委託業務の完了確認についての決裁書には、『経費の実支出額が確認できる書類』が添付されていない。

委託料の精算の要否を確認する上で、『経費の実支出額が確認できる資料』は重要な書類であり、仕様書においても提出物として『経費の実支出額が確認できる書類』の提出を求めるよう記載し、委託業務の完了確認時には当該書類を添付するよう見直すべきである。

② 今後の財政支援の方針を明確にすべき（意見）

平成22年度の事務事業評価シートにおいて、財政支援を行うのは「NPO法人が自立した財政基盤を得るまでの間」とあり、具体的には平成20年度に作成されたNPO法人の自立計画に基づいて、財政支援が行われている。当該自立計画では自然再生事業の完了する平成41年度まで運営支援を行う方針となっている。そして、NPO法人の自主事業である特産品販売等による収支の黒字化が達成された段階で県費の削減を行い、NPO法人の自立促進を図ることとしている。

しかし、特産品販売等では、平成23年度において、収支の赤字は計画内に収まっているものの、特産品販売等収入は減少傾向にある。

この点、県としてこれまで全体的な予算見直しに伴う負担金の削減を行うとともに、NPO法人との協議を行い、NPO法人の意向も反映した自立計画の見直しを図るべく調整しているところではあるが、現状では平成20年度に作成されたNPO法人の自立計画を見直すまでには至っておらず、県としての財政支援の方針についても見直しが行っていない。

このようにNPO法人の自立計画の見直しまで至っていないことで、県としての財政支援の方針も見直しができおらず、平成41年度までの財政支援を継続して行っていくのか、収入が減少傾向にある中で特産品販売等の黒字化を具体的にどのように実現していくのかなど県としての財政支援の方針が明確ではない。今後はNPO法人の自立計画の見直しを行ったうえで、県として今後の財政支援の方針を明確にすべきである。

8. 峰山高原滞在型中核施設整備事業

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | 県民の自然とのふれあいを推進するために雪彦峰山県立自然公園の利用拠点として、峰山高原に自然体験・自然学習の拠点となる滞在型施設の整備を図る。 | | | |
| 事業概要 | 峰山高原滞在型中核施設の整備に関する起債償還に対する一部補助 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱 | | | |
| 支出先 | 神河町 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 45,523 | 45,284 | | 48,160 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

(1) 事業の内容

① 概要

平成12年2月末で廃止された峰山高原簡易保険総合レクセンター（以下、「峰山レクセン」という。）の跡地に、県民が多様な健康づくりを実践できる滞在型健康づくり施設を、大河内高原における健康・レクリエーション活動の総合的な拠点として整備するため、事業主体である神河町に対して起債償還に係る補助を行っている。

| | |
|------|----------------------|
| 所在地 | 神崎郡神河町上小田（旧峰山レクセン跡地） |
| 建物 | 宿泊・管理棟（2階建て）：延3,300㎡ |
| 事業主体 | 神河町（旧大河内町） |
| 開設時期 | 平成15年5月 |

② 経緯

昭和17年旧陸軍用地の使用廃止により、県が大蔵省から払下げを受け、紀元2600年記念県行造林経営の目的で県が買収した（一部は県有林として林務課が所管）。その後、一部は当時の農林省所有となったが、昭和45年から49年にかけて青少年レクリエーションセンター用地として県が農林省から買収することとなった。そして、昭和51年に峰山レクセンとして開設した。しかし、平成7年の閣議決定で簡保保険福祉事業団の施設のうち、1割程度の削減が示され、峰山レクセンは利用率50%程度で近畿では最も成績が悪く大幅な赤字であったこと、また宿泊施設、スポーツ施設ともに開設時（昭和51年）からリニューアルされておらず、老朽化とともに利用者ニーズに十分対応できない状況であったことから、廃止の方針が打ち出された。

当該施設の廃止に伴い、平成12年3月に、県として「自然と健康の郷・大河内」整備基本構想の中で峰山高原滞在型健康づくり施設（峰山高原ホテルリラクシア）を整備する方針で、峰山レクセン施設のうち、本館・別館等を撤去し、宿泊施設、薬草・ハーブ園を新設し、体育館等の既存施設を補修することとしていた。その後の経済環境の悪化等を受け、平成12年7月の第2回総合事業等審査会で、施設整備は県から町へ変更されることとなり、以後、神河町が整備し、施設運営を行うこととなった。平成13年3月に県と大河内町（当時）とで「峰山高原滞在型健康づくり施設の建設及び管理運営に関する覚書」（以下、「覚書」という。）が締結されている。

③ 施設整備のスキーム

整備主体が県から町に変更されたことから、以下のスキームにより整備を行い、町の建設負担を抑制することとした。

| | |
|----|----------------------------------|
| i | 旧簡易保険事業団の峰山高原レクリエーション施設を最大限活用する。 |
| ii | 神河町は起債により施設整備資金を調達する。 |

| |
|--|
| iii 県は起債充当以外の金額と毎年の元利償還額から交付税措置された残額を補助する。 |
| iv 施設用地は県有地を無償貸与する。 |
| v 施設運営、維持管理は神河町が負担する。 |
| vi 大規模修繕は、別途協議する。 |

整備スケジュール、総事業費及び町の起債償還に対する県負担額のスケジュールは以下のとおりである。

| 整備スケジュール | | |
|-----------|----------------|-------------|
| 平成12年度 | 施設設計等 | |
| 平成13～14年度 | 設計監理・施設整備等 | |
| 平成13～31年度 | 施設整備等に係る起債償還期間 | |
| 内容 | 事業費 | 借入額(町起債) |
| 工事設計費 | 1,456,691千円 | 1,092,400千円 |
| 災害復旧費 | 3,889千円 | 3,800千円 |
| 浄水施設修繕工事費 | 137,300千円 | 137,300千円 |
| 合計 | 1,597,880千円 | 1,233,500千円 |

※ 災害復旧費は平成16年の台風被害によるもの。浄水施設修繕工事は平成20・21年に大規模修繕として実施された。

| | 平成12～22 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25～31 年度 |
|----------------|---------------|----------|-----------|---------------|
| 元利償還額 | 507,496千円 | 97,608千円 | 112,142千円 | 579,393千円 |
| 交付税措置額 | 263,740千円 | 52,324千円 | 63,982千円 | 342,760千円 |
| 町の起債償還に対する県負担額 | 243,751千円 | 45,284千円 | 48,160千円 | 236,629千円 |

※ 県作成資料による。平成24年度以降は、財政力補正を1.750と仮定して試算された金額である。財政力補正とは、標準団体と実際の自治体の差を調整する係数である。

(2) 監査の結果及び意見

① 大規模修繕に係る負担関係を明確に記録すべき（意見）

覚書では大規模修繕に関しては「別途協議する」としか記載されておらず、負担関係が明確ではない。また、覚書の別紙である「峰山高原滞在型健康づくり施設（仮称）の建設と管理運営に関する覚書に係る主要条項の考え方について」の中では、大規模修繕等への対応として主に以下のような事項が規定されている。①大規模修繕は県が全面的に補助し、町の負担が生じないように配慮するよう町から強い要望があった。②大規模修繕の必要が生じた場合には、県立施設を貸付する場合に準じて県が補助することも想定し、別途協議する条項を設ける。③町有財産であることを念頭に置き、額は明示しない（例えば、県有施設の無償使用貸借契約に基づく大鳴門橋記念館の大規模修繕は1件500万円以上（天災による大規模修繕の場合は1件100万円以上）と規定されている）。このように、大規模修繕に係る負担額については明確ではない。

この点、平成20、21年に実施された浄水施設改修工事については、峰山レクセンから引き継いだ施設であることから、老朽化による浄水施設改修の費用を県が負担したが、この際の負担関係を記録しておらず、大規模修繕について、誰が協議を行い、どのような協議内容を経て県の負担としたのか、明らかではない。大規模修繕の負担について、今後も協議のうえ決めていくということであるが、負担に当たっての県の今後の財源確保や、町とのトラブルにならないためにも、負担関係を検討した過程、結果、根拠を明確に記録しておくべきである。

<地域環境負荷の低減>

1. 最新規制適合車等購入資金貸付事業

| | | | | |
|----------------|--|---------|----------------|---------|
| 所管課 | 水大気課 | | | |
| 事業目的 | 自動車からの排出ガスによる大気汚染が深刻な問題になっているため、自動車NO _x ・PM法の排出基準に適合する自動車への代替を促し、大気汚染を防ぐ。 | | | |
| 事業概要 | 事業のために現に使用している自動車を最新規制適合車に買い換える場合や、天然ガス自動車等の低公害車を購入する場合に、信用保証協会へのあっせんにより、民間金融機関を通じて購入資金を低利に融資する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 兵庫県地球環境保全資金融資制度要綱、兵庫県地球環境保全資金取扱要領 | | | |
| 支出先 | 兵庫信用保証協会 | 支出形態 | 貸付金（預託金） | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 47,180 | 119,110 | | 242,010 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 新規貸付台数 | 14 | 8 | 3 | 2 |
| 新規貸付金額(千円) | 91,750 | 56,736 | 34,440 | 42,000 |
| 年度末貸付残高(千円) | 720,091 | 565,908 | 422,770 | 344,240 |

※ 参考となる指標は、いずれも金融機関から事業者に対する実績である。

(1) 事業の内容

取扱金融機関が融資申込者から申込みを受け、取扱金融機関はそれを県に送付する。県は兵庫信用保証協会にあっせんし、兵庫信用保証協会は取扱金融機関に対して保証承諾を行う。その後、取扱金融機関は融資申込者に対して融資を実行する。

具体的な貸付要件等は以下のとおりである。

① 対象者：県内の工場・事業場で事業を営む、中小規模の法人、個人等

② 資金使途

現有自動車を解体廃車し、新たに自動車を購入する資金。

a. 廃車車両の条件

- 自動車NO_x・PM法の窒素酸化物*排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車
- 購入する自動車の車両総重量が廃車する自動車の車両総重量よりも同等以下

b. 購入車両の条件

- 対象車種、燃料、車両総重量ごとに設定された排出ガス規制区分要件を満たす自動車。例えば、対象車種が貨物車又は特種自動車であり、燃料がガソリン・LPG車、車両総重量区分が1.7t以下であれば、排出規制区分は平成17年規制適合車以降となる。

③ 融資条件

- a. 限度額：1業・組合 5,000万円
- b. 利率：年1.60%
- c. 貸付期間：10年以内
- d. 償還方法：2年以内償還可、元金均等月賦償還
- e. 保証：原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要。保証料は申込者負担。

(2) 監査の結果及び意見

① 当事業を評価するための指標を設定し、その達成度を評価すべき（意見）

当事業の利用実績を見ると、過去5年間のうち3年間において金融機関から事業者への新規貸付台数が10台未満、過去5年間全て新規貸付金額が100百万円未満と低迷している。県の分析によれば、これは、NO_x・PM法対策地域内の対象車両の代替がおおむね終わったこと、当制度が現有車両の解体廃車を要件としていることなどが要因としている。

その一方で、毎年度の予算措置については、NO_x・PM法の対象車両の円滑な代替が進むよう、統計上把握される対象車両台数を基に算定した代替見込台数に対応できる予算額を計上している。

このため、平成23年度における当事業の新規貸付目標台数は300台、目標金額は15億円とされており、実績値（2台）とかけ離れた水準となっている。平成24年度は目標台数を150台、目標金額は7.5億円に引き下げているが、過去10年間の新規貸付平均台数が33.5台、新規貸付平均金額が約2億円であることを踏まえると、当該目標が依然として実態と乖離した水準であることが分かる。

県の施策目標に照らして当事業においてどの程度の貸付実績を確保すべきなのかという観点から、当事業の実績を評価するための指標（計画台数など）を設定するよう検討すべきである。その上で、当該指標に満たないのであれば、従前より行っている説明会やWEB上での広報に加え、追加的な対応策を検討し、実行すべきである。

2. 最新規制適合車等代替促進特別資金貸付事業

| | | | | |
|----------------|--|---------|----------------|---------|
| 所管課 | 水大気課 | | | |
| 事業目的 | 自動車からの排出ガスによる大気汚染が深刻な問題になっているため、自動車NO _x ・PM法の排出基準に適合する自動車への代替を促し、大気汚染を防ぐ。 | | | |
| 事業概要 | 「1. 最新規制適合車等購入資金貸付事業」とほぼ同様であるが、当該貸付金制度は大型の貨物自動車や特種自動車を対象としている。 | | | |
| 条例・要綱等 | 兵庫県地球環境保全資金融資制度要綱、兵庫県地球環境保全資金取扱要領 | | | |
| 支出先 | 兵庫信用保証協会 | 支出形態 | 貸付金（預託金） | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 745,650 | 238,150 | | 482,090 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 新規貸付台数 | 8 | 9 | 3 | 0 |
| 新規貸付金額(千円) | 96,100 | 114,028 | 44,700 | 0 |
| 年度末貸付残高(千円) | 1,095,904 | 927,198 | 754,405 | 568,913 |

※ 参考となる指標は、いずれも金融機関から事業者に対する実績である。

(1) 事業の内容

事業の枠組みは「1. 最新規制適合車等購入資金貸付事業」と同様である。

具体的な貸付要件等は以下のとおりである。

- ① 対象者：県内の工場・事業場で事業を営む、中小規模の法人、個人等
- ② 資金使途：申請を経て融資決定後、現有自動車を解体廃車し、燃料や車両総重量ごとに設定された排出ガス規制区分要件を満たす自動車を購入する資金。
 - a. 廃車車両の条件
 - 自動車NO_x・PM法の窒素酸化物*排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない車両総重量8トン以上の貨物自動車（バスにあっては定員30人以上）
 - 購入する自動車の車両総重量が廃車する自動車の車両総重量よりも同等以下
 - b. 融資条件
 - 限度額：下表に掲げる1台ごとの限度額×申請台数

| 車両総重量区分 | 本体（シャーシー） | 架装 |
|-------------|-----------|-------|
| 20トン超25トン以下 | 1,000万円 | 700万円 |
| 20トン以下 | 800万円 | 600万円 |

- 利率：年1.50%
- 貸付期間：10年以内
- 償還方法：2年内償還可、元金均等月賦償還
- 保証：原則、兵庫県信用保証協会の保証が必要。保証料は申込者負担。

(2) 監査の結果及び意見

① 当事業を評価するための指標を設定し、その達成度を評価すべき（意見）

「1. 最新規制適合車等購入資金貸付事業」と同様、当事業の利用実績も低迷しており、平成23年度の新規貸付台数はゼロとなっている。当報告書作成時点において、平成24年度の新規貸付台数もゼロである。

その一方で、予算措置については、県内のディーゼル自動車運行規制対象車両が依然として約15,000台残っていると県の推計があることから、「1. 最新規制適合車等購入資金貸付事業」と同様に、統計上把握される対象車両台数を基に算定した見込台数に対応できる予算額を確保している。

このため、平成23年度における当事業の新規貸付目標台数は200台、目標金額が24億円（平成24年度より100台、12億円に引き下げ）とされており、実績とはかけ離れた目標となっている。

「1. 最新規制適合車等購入資金貸付金」と同様に、当事業の実績を評価するための指標設定について十分に議論し、当該指標に満たないのであれば、従前より行っている説明会やWEB上での広報に加え、追加的な対応策を検討し、実行すべきである。

3. 最新規制適合車等代替促進特別貸与資金貸付事業

| | | | | |
|----------------|--|---------|----------------|---------|
| 所管課 | 水大気課 | | | |
| 事業目的 | 自動車からの排出ガスによる大気汚染が深刻な問題になっているため、自動車NO _x ・PM法の排出基準に適合する自動車への代替を促し、大気汚染を防ぐ。 | | | |
| 事業概要 | 県が公益財団法人ひょうご産業活性化センターに貸付を行い、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが、県内の中小企業者にかわって、希望する自動車を自動車販売業者から購入し、中小企業者に長期かつ固定損料（金利）で貸与（割賦販売）する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 最新規制適合車等代替促進特別貸与資金貸付要綱 | | | |
| 支出先 | 公益財団法人ひょうご産業活性化センター | 支出形態 | 貸付金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 2,183,951 | 738,402 | | 1,109,917 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 新規割賦販売台数 | 5 | 9 | 3 | 3 |
| 貸与金額(千円) | 131,145 | 145,739 | 78,750 | 57,750 |
| 年度末未収金残高(千円) | 815,833 | 789,836 | 680,652 | 485,948 |

※ 参考となる指標は、いずれも公益財団法人ひょうご産業活性化センターから事業者に対する実績である。

(1) 事業の内容

① 対象者：県内に事業所を有する製造業、建設業、運送業、卸売業、小売業、サービス業等

- 製造業、建設業、運送業等は、資本（出資）の額が3億円以下又は従業員数が300人以下
- 卸売業は、資本（出資）の額が1億円以下又は従業員数が100人以下
- 小売業は、資本（出資）の額が5千万円以下又は従業員数が50人以下
- サービス業は、資本（出資）の額が5千万円以下又は従業員数が100人以下

② 貸与条件

- 対象自動車：法の排出基準を満たす代替自動車（代替前車（現使用車）と同レベル程度以下）
- 貸与限度額：1企業あたり車両価格合計額75,000千円以下（消費税を含む。）

- 貸 与 期 間：8年以内
- 償 還 方 法：半年据置、元金均等半年賦償還
- 割賦損料率：年1.5%又は3.0%（申込企業の経営状況等を反映して適用）
- 保証金10%（最終償還から順次充当）

(2) 監査の結果及び意見

① 単年度貸付金による財政支援は長期貸付に切り替えるべき（意見）

当該貸付金は、年度末になると公益財団法人ひょうご産業活性化センターから返済され、翌期首に再度貸付がなされる。年度末から翌年度初日の2日間については、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが一時的に金融機関から借入を行って返済資金をまかなっており、「<生物多様性*の保全> 6. 兵庫みどり公社貸付事業」において指摘した事項と同様の問題が発生している。

② 当事業を評価するための指標を設定し、その達成度を評価すべき（意見）

1、2の各事業と同様、当事業の利用実績も低迷しており、過去5年間新規貸与台数は10台未満、新規貸与金額も平成22年度からは1億円を割り込んでいる。当報告書作成時点において、平成24年度の新規貸付台数も1台である。

その一方で、1、2の各事業と同様の理由から、平成23年度における当事業の新規貸付目標台数は85台（平成24年度より40台に引き下げ）とされており、現実的な目標とはなっていない。

1、2の各事業に対する意見と同様、当事業の実績を評価するための指標設定について十分に議論し、当該指標に満たないのであれば、従前より行っている説明会やWEB上での広報に加え、追加的な対応策を検討し、実行すべきである。

＜環境保全・創造のための地域システム確立＞

1. アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センター活動支援事業

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境政策課 | | | |
| 事業目的 | <p>アジア太平洋地域において、地球環境に関する国際共同研究を推進していくために設立された政府間機関であるアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（以下、「APN」という。）が、事務局であり活動拠点となるAPNセンターをHAT神戸に開設している。</p> <p>本業務は、APNセンターが実施する途上国研究者への支援等により、県を国際的な環境研究情報の発信基地と位置づけ、アジア太平洋地域各国との新たな協力関係構築を進めるとともに、県における地球環境問題に関する理解促進・意識向上と調査研究の推進を図り、地球環境問題の解決に資することを目的とする。</p> | | | |
| 事業概要 | <p>① 国際フォーラム等開催業務 APNの研究ネットワークを利用し、本県の環境施策等に関連する国際フォーラム等を開催する。</p> <p>② 地球環境研究業務 日本、米国、韓国等の政府からの支援を受けるAPNの調査研究支援プロジェクトとして実施する。</p> | | | |
| 条例・要綱等 | 該当なし | | | |
| 支出先 | 財団法人地球環境戦略研究機関 (以下、「IGES」という。) | 支出形態 | 委託料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 28,693 | 28,691 | | 25,498 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

(1) 事業の内容

① 国際フォーラム等開催業務

APNはアジア太平洋地域の22カ国で構成される政府間ネットワークで、そのうち日本（環境省、県）、ニュージーランド、韓国、全米科学財団が予算を拠出し、APNセンター事務局がそのとりまとめを行い、事業を執行している。事業は、途上国の若手・中堅研究者支援を中心に、拠出国から提案があった場合は、APNに事業目的と合致するか審議の上、提案に係るフォーラムも事務局が主体となり開催している。どの事業にどの予算が割り当てられるかは、拠出国の意向も汲み取りながら全体会で総合的に判断されることとなるが、上記拠出国が提案したフォーラムについては、原則当該拠出国の予算のみから執行されることとなる。ただし、予算を拠出することは強制されておらず、あくまで自主的に提案し、費用を負担することとなる。

平成23年度に行われたフォーラムは、以下のとおりである。

a. 国際セミナー「地球変動に伴う乾燥地域の持続可能な環境管理」の開催

アジア乾燥地域の持続可能な環境管理に関して議論を行うもので、国内外からの専門家を招いて国際セミナーを開催している。

b. 第9回世界閉鎖性海域*環境保全会議*（EMEC S 9）サイドイベントの開催

APNでは、支援する地球変動に関する研究活動の一つとして、気候変動、生態系、海洋圏の変化を科学的課題としている。これまでのAPNが支援する研究プロジェクトの成果を踏まえてサイドイベントを開催している。

c. 里山*イニシアティブ事業

日本及び海外からの専門家を集め、日本やアジア太平洋地域における「里山*」のケーススタディを中心としたワークショップを実施することにより、現状に対する共通認識を醸成するとともに「里山*」の機能維持・保全を図っている。

d. 気候統合ワークショップの開催

APNがこれまで支援してきた共同研究の中から、「気候」をテーマにした研究成果をとりまとめ、「アジア太平洋地域の気候：安全かつ持続可能な社会」と題した報告書を作成するための執筆者ワークショップを開催している。

② 地球環境研究業務

a. 若手研究者を対象とした科学的能力向上の研究

アジア太平洋地域能力向上ワークショップの開催、南北アメリカ等地域ネットワーク、他の地球変動プログラムとの合同ワークショップの開催、国、地方レベルのトレーニング及び意識啓発活動を行うことにより、アジア太平洋地域開発途上国の若手研究者の能力向上等を行っている。

③ 成果報告書のとりまとめ

アジア太平洋地域の途上国における科学者育成のために行う国際的なネットワーク形成及び若手研究者のための研究ワークショップ、セミナーの開催結果等を盛り込んだ成果報告書を作成している。

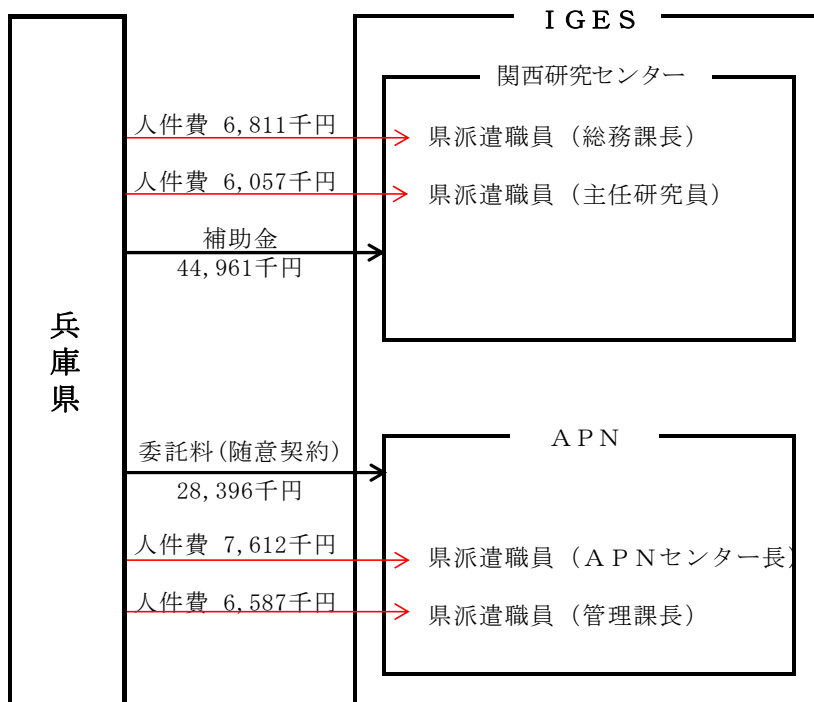
④ 当事業に係る平成23年度の委託料の精算書は、以下のとおりとなっている。

平成23年度 委託金額精算書

(単位：円)

| 直接費 間接費 | 経費項目 | 金額 | 経費細目 | 金額 |
|------------|-----------------------------------|-------------------|--|---|
| 直接費 | | 24,728,300 | | |
| | 1 国際フォーラム等開催業務 | 9,818,300 | | |
| | (1) 国際セミナー「地球変動に伴う乾燥地域の持続可能な環境管理」 | 1,540,000 | 旅費・交通費 借料及び損料 雑役務費 諸謝金 会議費 印刷製本費 | 1,171,478 129,052 9,625 109,494 23,100 97,251 |
| | (2) 第9回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS9)の開催支援 | 2,807,530 | 旅費・交通費 借料及び損料 会議費 印刷製本費 | 1,331,570 128,340 1,275,420 72,200 |
| | (3) 里山イニシアティブ事業 | 1,848,000 | 旅費・交通費 | 1,848,000 |
| | (4) 気候統合ワークショップ | 3,622,770 | 旅費・交通費 借料及び損料 雑役務費 諸謝金 会議費 | 1,005,181 73,080 8,400 720,660 1,815,449 |
| | 2 地球環境研究業務 | 14,910,000 | | |
| | (1) 調査分析・データ収集等 | 5,460,000 | 旅費(航空券代) 宿泊費 日当 機材費 実験用消耗品費 現地交通費 会場使用料 会議費 | 1,548,518 1,370,530 692,520 182,114 544,000 289,600 64,000 768,718 |
| | (2) ワークショップ開催 | 5,950,000 | 旅費(航空券代) 宿泊費 日当 会場使用料 現地交通費 会議費 通信費 | 3,343,337 795,050 366,194 53,852 564,064 783,796 43,707 |
| | (3) 報告書作成 | 3,500,000 | 印刷製本費 | 3,500,000 |
| 間接費 | 一般管理費(直接費の15%以内) | 3,667,700 | | 直接費の15%以内を限度とする |
| 合計 | | 28,396,000 | | |

⑤ APNは、後述のIGESによって管理運営がなされており、委託料、補助金の支出先、県からの派遣職員について図式化すると以下ようになる。



APNの経理、契約事務はIGESが行っている。

(2) 監査の結果及び意見

① 派遣職員に関する協定書において派遣職員の従事業務の内容を適切に記載すべき (結果)

県からAPNセンターへ2名の職員が、APNセンター長、APNセンター課長として派遣されている。APNセンター長は、IGESの主任アドバイザーの職を兼務しているが、派遣職員に関する協定書において、その旨が記載されていなかった。

派遣職員の従事業務の内容は、職員の派遣に関する協定書第1条において協定書に記載が義務付けられているものであり、規程に沿った適切な記載を行う必要がある。

② 再委託に関して、県の承諾を得るべき (結果)

APNの活動支援事業を県より委託されているIGESは、モンゴルにおいて開催するフォーラム事業につき、業務の一部を環境創造協会へ委託している。県とIGESとの間で取り交わされた委託契約書においては、原則的に再委託は禁止されており、書面にて県の承諾を得た場合に限り再委託が認められているが、IGESは県の承諾を得ないまま環境創造協会と委託契約を締結していた。

再委託については、委託業務の質の低下や責任の所在の不明確化、あるいは直接の業務監督や検査確認が困難になるおそれがあり、再委託先が業務遂行能力を有しているか、個人情報に関わる業務が再委託契約に含まれていないか等を事前に県が確認する必要がある。また、当該委託契約は随意契約により締結されているが、仮に再委託業務の内容が委託事業の主たる業務に該当する場合は、そもそも随意契約とすることが適切であったかを検討する余地もある。

書面による県の承諾を得ずに再委託している現時の状態は委託契約書に違反しており、契約書に沿った適切な財務事務を行うべきである。

③ 委託料の積算につき、間接費 (人件費) の算定方法を見直すべき (結果)

県からIGESへ主任研究員として派遣されている職員が行う業務の中には、「兵庫県やAPNセンターと連携した国際シンポジウムの企画・調整業務」がある。当該職員は

県から給与の支給を受けているが、委託金額精算書にもあるように、当該委託料の中にも間接費（人件費）3,668千円が含まれている。

当該間接費（人件費）の内容について県に確認したところ、間接費として支出しているものは勤勉手当等であり、県から支給している給与とは重複していないとの説明であった。しかしながら、間接費を支出する趣旨は、委託業務に間接的に関連する人件費や経費に対して充当するためであり、特定の種類の手当をもって間接費とすることは間接費の趣旨に合っていないことから、間接費の算定方法を見直すべきである。

④ 県の関与について成果の検証を行い、対外的にアピールすべき（意見）

県は、平成11年にAPNを誘致して以来、APNに対して委託料を拠出して活動を支援しており、また県から職員2名を派遣している。

（単位：千円）

| 年度 | 事業費 | 派遣職員人件費 (センター長) | 派遣職員人件費 (管理課長) | 合 計 |
|-------|---------|--------------------|-------------------|---------|
| 平成11年 | 30,000 | ※ | ※ | 30,000 |
| 平成12年 | 30,000 | ※ | ※ | 30,000 |
| 平成13年 | 30,000 | ※ | ※ | 30,000 |
| 平成14年 | 30,000 | ※ | ※ | 30,000 |
| 平成15年 | 35,365 | ※ | ※ | 35,365 |
| 平成16年 | 35,103 | ※ | ※ | 35,103 |
| 平成17年 | 35,302 | ※ | ※ | 35,302 |
| 平成18年 | 35,285 | ※ | ※ | 35,285 |
| 平成19年 | 35,327 | 9,276 | 6,810 | 51,413 |
| 平成20年 | 33,974 | 8,036 | 6,326 | 48,336 |
| 平成21年 | 32,250 | 7,575 | 6,320 | 46,145 |
| 平成22年 | 32,374 | 7,500 | 6,306 | 46,180 |
| 平成23年 | 28,396 | 7,612 | 6,587 | 42,595 |
| | 423,376 | 39,999 | 32,349 | 495,724 |

※：帳簿保存期間を経過しているため、金額不明。

このとおり、事業費及び人件費の累積額は、判明しているものだけでおよそ5億円と多額に上るが、県によると、これまでにAPNセンターでの活動の成果が、明示的に県の施策に反映されたという心証を得ることができなかった。

平成23年度における具体的な支出内容を見てみると、委託金額精算書にもあるように、旅費・交通費として8,447,098円が計上されている。当該費用は、県が自主的に提案したフォーラムの開催に関する費用であり、その詳細は以下のとおりである。

(1) 国際セミナー「地球変動に伴う乾燥地域の持続可能な環境管理」(モンゴル開催)

| 経費細目 | 行程・内容 | 単価(円) | 人数 | 金額(円) | 備考 |
|------------|---------------------|---------|----|-----------|----------------------------|
| 旅費・ 交通費 | 関西空港－ウランバートル | 154,700 | 2 | 309,400 | プレミーティングにかかる航空券代 事務局2名分 |
| | 関西空港－ウランバートル | 119,370 | 5 | 596,850 | APNセンター長、及び事務局職員航空券代 |
| | 成田空港－ウランバートル | 116,260 | 1 | 116,260 | 日本人来賓研究者航空券代 |
| | モンゴル－北京 －ウランバートル | 119,439 | 1 | 119,439 | 中国人来賓研究者航空券代 |
| | シベリア－ウランバートル | 29,529 | 1 | 29,529 | ロシア人来賓研究者航空券代 |
| | 合計 | | | 1,171,478 | |

(2) 第9回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS9)の開催支援(アメリカ開催)

| 経費細目 | 行程・内容 | 単価(円) | 人数 | 金額(円) | 備考 |
|------------|--------------------|---------|----|-----------|---------------------|
| 旅費・ 交通費 | 中国－アメリカ | 208,295 | 1 | 208,295 | 中国からの招聘者航空券代 |
| | タイ－アメリカ | 151,945 | 1 | 151,945 | タイからの招聘者航空券代 |
| | イギリス－アメリカ | 150,600 | 1 | 150,600 | イギリスからの招聘者航空券代 |
| | バングラディッシュ －アメリカ | 123,400 | 1 | 123,400 | バングラディッシュからの招聘者航空券代 |
| | 日本－アメリカ | 217,510 | 3 | 652,530 | 事務局職員航空券代 |
| | 現地交通費 | 6,400 | 7 | 44,800 | 空港から会場までのバス代 |
| | 合計 | | | 1,331,570 | |

| 経費細目 | 内容 | 金額(円) | 備考 |
|------|--------|-----------|--|
| 会議費 | ホテル会場代 | 721,020 | 会議室使用料 360,510円×2日=721,020円 |
| | ホテル宿泊費 | 554,400 | 13,200円×6泊×招聘者4名=316,800円 13,200円×6泊×事務局職員3名=237,600円 |
| | 合計 | 1,275,420 | |

(3) 里山イニシアティブ事業(東京開催)

| 経費細目 | 行程・内容 | 単価(円) | 人数 | 金額(円) | 備考 |
|------------|-----------|---------|--------|-----------|------------------|
| 旅費・ 交通費 | 中国－東京 | 82,100 | 1 | 82,100 | 中国からの専門家航空券代 |
| | タイ－東京 | 91,200 | 2 | 182,400 | タイからの専門家航空券代 |
| | ドイツ－東京 | 201,300 | 1 | 201,300 | ドイツからの専門家航空券代 |
| | アメリカ－東京 | 112,400 | 1 | 112,400 | アメリカからの専門家航空券代 |
| | 南アフリカ－東京 | 268,900 | 1 | 268,900 | 南アフリカからの専門家航空券代 |
| | スリランカ－東京 | 223,300 | 1 | 223,300 | スリランカからの専門家航空券代 |
| | ベトナム－東京 | 132,500 | 1 | 132,500 | ベトナムからの専門家航空券代 |
| | インドネシア－東京 | 171,800 | 1 | 171,800 | インドネシアからの専門家航空券代 |
| | マレーシア－東京 | 134,500 | 1 | 134,500 | マレーシアからの専門家航空券代 |
| | フランス－東京 | 216,800 | 1 | 216,800 | フランスからの専門家航空券代 |
| | 神戸－東京 | 30,500 | 2 | 61,000 | 日本からの専門家新幹線代 |
| 神戸－東京 | 30,500 | 2 | 61,000 | 事務局職員新幹線代 | |
| | 合計 | | | 1,848,000 | |

(4) 気候統合ワークショップ(神戸開催)

| 経費細目 | 行程・内容 | 単価(円) | 人数 | 金額(円) | 備考 |
|------------|-------------|---------|--------|--------------|--------------------|
| 旅費・ 交通費 | 中国－神戸 | 70,200 | 2 | 140,400 | 中国からの参加者航空券代 |
| | タイ－神戸 | 82,390 | 1 | 82,390 | タイからの参加者航空券代 |
| | インド－神戸 | 74,984 | 1 | 74,984 | インドからの参加者航空券代 |
| | フィリピン－神戸 | 45,672 | 1 | 45,672 | フィリピンからの参加者航空券代 |
| | オーストラリア－神戸 | 80,200 | 3 | 240,600 | オーストラリアからの参加者航空券代 |
| | アメリカ－神戸 | 87,005 | 1 | 87,005 | アメリカからの参加者航空券代 |
| | ネパール－神戸 | 146,542 | 1 | 146,542 | ネパールからの参加者航空券代 |
| | ニュージーランド－神戸 | 151,388 | 1 | 151,388 | ニュージーランドからの参加者航空券代 |
| 札幌－神戸 | 36,200 | 1 | 36,200 | 日本からの参加者航空券代 | |
| | 合計 | | | 1,005,181 | |

| 経費細目 | 内容 | 金額(円) | 備考 |
|------|--------|-----------|--|
| 会議費 | ホテル会場代 | 1,151,849 | 1日目会議室使用料 407,326円 2日目会議室使用料 273,777円 3日目会議室使用料 248,020円 4日目会議室使用料 222,726円 |
| | ホテル宿泊費 | 663,600 | 13,825円×4泊×参加者12名=663,600円 |
| | 合計 | 1,815,449 | |

また、派遣職員の人件費は県が全額負担しているが、当該派遣職員はAPNセンター長、管理課長として業務を行っており、県の委託事業だけではなく、APNの事業全般にかかわっている。

このように、APNセンターの運営に対しては県から多額の支出が行われているが、資金の使途は県との関連性が分かりにくいものとなっている。当該委託費及び人件費はAPNセンターという国際的な研究機関の活動を支援するものであり、県に対する短期的・直接的な効果のみを期待して行っているものではないことは理解できるが、県民の公金を支出している以上、長期的・間接的に県民に対してどのような受益がもたらされるのかを十分に説明する必要がある、また、その期待する成果が実現しているのかどうかについては継続的に検証しなければならない。APNセンターが県の意図に沿った研究を実施し、成果を上げているのか、といったことについては、県として検証する必要がある。

現状においては、上記のようなPDCAサイクルが十分に機能し、継続的に記録・検証しているとまでは言えない状態となっており、当事業の検証方法について検討すべきであると考えます。

また、APNセンターに対する委託費の使途が明示された資料は、現時点では公表されていない。県との関連性が分かりにくい事業であればこそ、積極的に情報を公開して透明性を高めるとともに、県の関与による成果を対外的にアピールすることが望まれる。

2. 地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター運営支援事業

| | | | | |
|----------------|---|----------------|--------|--------|
| 所管課 | 環境政策課 | | | |
| 事業目的 | 地球環境問題に関する革新的な政策手法の開発や環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（戦略研究）を行うIGES関西研究センター及びAPNセンターの運営を支援し、県がめざす持続可能な環境適合型社会の形成を促進するとともに、アジア太平洋地域をはじめ世界各国との交流センター機能の充実を図る。 | | | |
| 事業概要 | ① 調査研究普及活動 東アジアにおける企業のカーボンパフォーマンス改善のための市場ベースの方策に関するプロジェクト、ローカル・ビジネス・イニシアティブに関するプロジェクト等を推進する。 ② IGES関西研究センターの管理運営 IGES関西研究センターの維持管理・運営に係る経費を補助する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱 | | | |
| 支出先 | IGES | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 45,338 | 45,416 | 40,046 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

(1) 事業の内容

① 調査研究普及活動

- a. 東アジアにおける企業のカーボンパフォーマンス改善のための市場ベースの方策に関するプロジェクト

東アジア地域を対象として経済的手法（課税、排出量取引など）を用いた気候変動政策について、①企業のエネルギー効率、GHG排出に及ぼす影響の評価、②企業収益等への影響、及び企業の政策への反応の分析など個別企業をベースとした分析を通じ、現状の政策と有効性・実現可能性を兼ね備えた政策の間に存在するギャップを同定する。

そのうえで、解決策としての包括的な政策フレームワーク及び実現方策について清華大学等の現地研究者と連携して政策提言を行う。

b. ローカル・ビジネス・イニシアティブに関するプロジェクト

地元自治体や関連企業との連携を通じた「うちエコ診断事業」をフォローアップする。また、CO₂削減に係る中小企業と大企業間の排出削減量の交換などに関するマッチングについて研究を行う。具体的には、関西電力や大阪ガス等の関連企業とCO₂削減手法等を研究する「CO₂削減協力事業」等を行い、解決指向型の政策及び事業スキームの立案及び実践活動を行う。

また、同政策等のアジア諸国への適用、地方自治体、民間企業への適用に関する検証も進める。

② シンポジウムの開催

地球環境問題や気候変動、産業と環境等、当研究機関並びに関西研究センターが取り組む研究活動に関連する話題を取り上げる。国内外の研究者を招聘し、基調講演、パネルディスカッション等を行う。

当事業における平成23年度の事業費内訳書は、以下のとおりとなっている。

平成23年度 事業費内訳書

(単位：円)

| 経費項目 | 金額 | 経費細目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|--------------------------|------------|
| 1 調査研究・普及活動事業費 | 33,753,598 | | |
| (1) 調査研究費 | 15,587,285 | 旅費・交通費 | 5,333,341 |
| | | 調査分析・データ収集等 | 10,253,944 |
| (2) シンポジウム開催費 | 590,100 | 旅費・交通費 | 51,020 |
| | | 諸謝金 | 38,400 |
| | | 借料及び損料 | 108,150 |
| | | 委託費 | 120,480 |
| | | 会議費 | 8,500 |
| | | 印刷製本費 | 227,850 |
| | | 消耗品費 | 35,700 |
| (3) 研究員等人件費 | 17,576,213 | 所長報奨費 | 2,400,000 |
| | | 研究員等人件費 | 13,721,213 |
| | | 派遣県職員手当共済費相当 (主任研究員分) | 1,455,000 |
| 2 関西研究センター管理運営費 | 11,207,402 | 執務室移転費 | 1,292,235 |
| | | プロジェクトアシスタント等人件費 | 6,352,285 |
| | | LAN工事費 | 898,800 |
| | | ITシステム運用費 | 1,094,082 |
| | | 派遣県職員手当共済費 (総務課長分) | 1,570,000 |
| 合 計 | 44,961,000 | | |

(2) 監査の結果及び意見

① 出張目的や出張内容を厳正に確認すべき (結果)

下表は、運営事業費の一部である調査研究費(旅費交通費)5,333,341円の内訳である。
また、※1～3は、出張報告書より、出張目的を転記したものである。

旅費交通費 (国外)

| 行き先 (国外) | 日程 | 人数 | 金額 |
|----------|-------------|-------|------------|
| 韓国 | 4/13～24 | 研究員2名 | 289,584 |
| インドネシア | 5/29～6/3 | 職員1名 | 218,819 ※1 |
| インドネシア | 6/13～6/17 | 職員2名 | 358,144 ※2 |
| イタリア | 6/28～7/4 | 研究員1名 | 375,432 |
| 韓国 | 7/3～7/9 | 研究員1名 | 145,918 |
| 中国 | 7/25～8/7 | 研究員1名 | 270,210 |
| 韓国 | 8/21～9/3 | 研究員1名 | 119,505 |
| 韓国 | 8/29～9/1 | 研究員1名 | 124,389 |
| インドネシア | 9/26～9/29 | 研究員1名 | 204,894 ※3 |
| 韓国 | 10/30～11/5 | 研究員3名 | 254,698 |
| インド | 11/13～11/19 | 研究員1名 | 402,471 |
| インド | 12/14～12/24 | 研究員1名 | 335,250 |
| 中国 | 12/19～12/27 | 研究員1名 | 268,172 |
| インド | 1/18～1/26 | 研究員1名 | 286,835 |
| 小計 (1) | | | 3,654,321 |

旅費交通費 (国内) 多数回のため、まとめて表示

| 行き先 (国内) | 延べ回数 | 延べ人数 | 金額 |
|----------|------|------|-----------|
| 東京 | 16 | 16 | 589,460 |
| 葉山 | 16 | 16 | 531,000 |
| 横浜 | 7 | 7 | 298,750 |
| 東京・葉山 | 4 | 4 | 174,860 |
| 長崎 | 1 | 1 | 54,250 |
| 川崎 | 1 | 1 | 30,700 |
| 小計 (2) | | | 1,679,020 |

小計 (1) + 小計 (2) = 5,333,341

出張目的 (出張報告書より)

- ※1: インドネシアコベネ事業、環境技術事業フォローアップ及び、今年度事業打ち合わせ。特に今回は、環境管理センターの活用及びワークショップ開催に関して共通認識を持った。
- ※2: コベネフィットに関する事業打ち合わせ。今回は、インドネシア環境省関係者等と日本-インドネシア共同制作研究の実施についてのフィールドスタディに関する打ち合わせを行った。
- ※3: コベネフィット研究調査用務にかかるインドネシア環境省等との打ち合わせ等。今回は、今年度事業内容について日本環境省とインドネシア環境省とで共通認識をもつために打ち合わせを行った。

上記出張について内容を確認したところ、国内の旅費交通費に関しては、そもそも出張報告書が作成されておらず、当事業のために支出されたか否かを判断することができない状態となっていた。速やかに出張報告書の作成を義務付ける必要がある。

毎年、年度終了後に、県職員が I G E S に赴いて支出内容の確認を行っているとのことであるが、目的外使用がなされていないかどうかを含め、出張目的や出張内容が事業計画に照らして妥当であるか否かを確認すべきである。

② 県の関与について成果の検証を行い、対外的にアピールすべき (意見)

県は、平成13年に I G E S を誘致して以来、I G E S に対して活動・運営に係る補助金を支給しており、また県から職員2名を派遣している。

(単位: 千円)

| 年度 | 事業費 | 派遣職員人件費 (総務課長) | 派遣職員人件費 (主任研究員) | 合計 |
|-------|---------|-------------------|--------------------|---------|
| 平成13年 | 58,617 | ※1 | ※1 | 58,617 |
| 平成14年 | 58,462 | ※1 | ※1 | 58,462 |
| 平成15年 | 58,764 | ※1 | ※1 | 58,764 |
| 平成16年 | 59,575 | ※1 | ※1 | 59,575 |
| 平成17年 | 56,950 | ※1 | ※1 | 56,950 |
| 平成18年 | 59,622 | ※1 | ※1 | 59,622 |
| 平成19年 | 77,621 | 7,451 | 6,735 | 91,807 |
| 平成20年 | 88,325 | 7,179 | 6,500 | 102,004 |
| 平成21年 | 86,890 | 6,437 | 5,843 | 99,170 |
| 平成22年 | 86,369 | 6,402 | 5,920 | 98,691 |
| 平成23年 | 44,961 | 6,811 | 6,057 | 57,829 |
| | 736,156 | 34,280 | 31,055 | 801,491 |

※1: 帳簿保存期間を経過しているため、金額不明。

上表のとおり、事業費及び人件費の累積額は、判明しているものでおよそ8億円と多額に上る。しかし、毎年、県は年度終了後に研究報告書や年次報告書を受領し、事業の報告を受けているが、報告後、事業の達成状況や問題点について検証されてきたという心証を得ることが出来なかった。

平成23年度における具体的な支出内容を見てみると、事業費内訳書にもあるように、調査研究費（調査分析・データ収集等）として10,253,944円が計上されている。当該費用は、海外研究者に対する委託費であり、その詳細は以下のとおりである。

| 支出先 | 金額（円） | 支出内容 |
|---|-----------|--|
| 同济大学 （中国） | 1,500,000 | 「中国における企業の二酸化炭素削減のための政策に関する地域別アンケート調査研究」の委託 |
| 清華大学 （中国） | 1,500,000 | 「中国における企業のカーボン削減のための政策に関する産業別の調査研究」の委託 |
| Korea Environment Institute （韓国） | 3,000,000 | 「韓国における企業の省エネルギー・二酸化炭素削減の政策に関する調査及びアンケート調査」の委託 |
| The Energy and Resouse Institute （インド） | 4,253,944 | 「インドの産業分野から放出される温暖化効果ガスの削減に寄与する技術、政策に関する調査研究」の委託 |

合計 10,253,944

調査研究の内容が中国、韓国、インドにおけるものであり、県と直接的に関連のないものとなっている。

さらに、①で指摘した旅費交通費のうち、海外出張旅費について確認したところ、補助金交付申請時の事業計画書には明記されていない事業に関する出張旅費も含まれていた。

これらの点について、県に対して質問を行ったところ、IGESという財団自体が国際的な研究活動を行っている機関であって、県はIGESの活動全体を支援しているものであり、兵庫県といった特定の地域に対する直接的な効果のみを期待しているものではないとの回答であった。

確かに、当該補助金はIGESという国際的な研究機関の活動を支援するものであり、県に対する短期的・直接的な効果のみを期待して行っているものではない。しかしながら一方で、県民の公金を支出している以上、長期的・間接的に県民に対してどのような受益がもたらされるのかは十分に説明する必要がある。また、その期待する成果が実現しているのかどうかについては継続的に検証しなければならない。当該委託研究が事業計画に沿ったものであるのか、県が意図している研究が適切に実施されたのか、といったことについては、補助金を支給している県として検証する必要がある。

現状においては、上記のようなPDCAサイクルが十分に機能しているとまでは言えない状態となっているため、当事業の検証方法について検討すべきであるとする。

なお、IGESは国際的な調査研究活動を行っているにもかかわらず、IGESに対して補助金を支給している自治体は、県などIGESの拠点が置かれた団体のみとなっている。本来はより広域的に取り組むべき活動でもあり、例えば関西広域連合の参画を求めるなど、他の団体も広く巻き込んでいく活動も期待される。

3. ひょうご環境体験館運営事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境政策課 | | | |
| 事業目的 | 体験活動等を通じて、地球温暖化*をはじめとする環境問題についての県民の意識の向上や環境の保全と創造に関する活動を促進する。 | | | |
| 事業概要 | 環境体験館の指定管理者の指定を行い、監督及び評価を実施する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 公の施設の指定管理者の指定に関する条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則、ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例 | | | |
| 支出先 | 環境創造協会 | 支出形態 | 指定管理料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 32,070 | 32,070 | | 31,629 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 来館者数(人) | 18,717 | 16,274 | 13,137 | 13,106 |

(1) 事業の内容

① 環境学習事業

a. 基本プログラムの実施

地球温暖化*防止活動について自分で考える参加体験型の学習プログラムを実施する。

参加者の気づきを手伝い、身近なところから取り組めるよう、生活に密着した切り口からアプローチをしていく。

b. 特別プログラムの実施

環境の大切さを実感し、実践行動へのきっかけとするために、周辺の自然も活用しながら、地域活動団体や当協会の「ひょうご出前環境教室」等を利用した幅広いメニューの環境講座を開催している。

② 人材育成事業

地域において環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った指導者の要請講座や地域で環境保全活動を実践・推進していく人材の育成に向けた学習講座等を実施する。

③ 情報発信事業

環境体験館の活動や地球温暖化*をはじめとする環境問題に関する最新情報や団体・企業の取組等をホームページ等で情報発信する。

④ その他事業

地球温暖化防止活動推進員*や「エコハウスサポーター」の活動支援、地球の活動団体への地球温暖化*に関する情報提供など、環境体験館を脱温暖化に向けた温暖化防止活動の拠点施設として利活用し、地球温暖化*防止活動の一層の推進を図っていく。

⑤ 施設の維持管理事業

建物や工作物、設備等についての適切な管理をする。

(2) 環境体験館の概要

住 所：兵庫県佐用郡佐用町光都 1—330—3

敷地面積：22,716㎡

人 員：職員4名、ボランティア53名

開館時間：10時～17時

休 館 日：月曜日（祝日の場合はその翌日）、12/31、1/1

(3) 監査の結果及び意見

① 施設来館者数とイベント出席者数を区別すべき（意見）

環境体験館から提出を受けることになっている事業報告書には、施設利用実績として「施設利用者数」の記載があり、体験館が開設された平成20年度から実績値が記載されているが、これは体験館に来館した利用者だけでなく、体験館が行った出張イベントに参加した人数も含まれていた。また、実際の施設利用者数は名簿に記載された正確な人数であるが、出張イベント参加者数は目視により数えられたものであった。

| 年度 | 事業報告書に記載された施設利用者数 | 実際の施設への来館者数 | 出張イベント参加者数 |
|--------|-------------------|-------------|------------|
| 平成20年度 | 21,684人 | 18,717人 | 2,967人 |
| 平成21年度 | 21,549人 | 16,274人 | 5,275人 |
| 平成22年度 | 23,756人 | 13,137人 | 10,619人 |
| 平成23年度 | 28,504人 | 13,106人 | 15,398人 |

現在の実績報告書においては、実際の来館者数と出張イベント参加者数との区別がされていないため、施設利用者数の28,504人を来館者数と誤解されかねない状態にある。実際、開館以降の4年間、事業報告書に記載された施設利用者数は増加しているが、実際の施設への来館者数は一貫して減少しており、施設あるいは指定管理者の評価にも影

響を及ぼす可能性がある。

実際の施設への来館者数と出張イベント参加者数とは区別し、それぞれについて目標を設定し、評価すべきである。

なお、上記のとおり、実際の施設への来館者数は開館以降一貫して減少している状況にある。もちろん外部イベントでの活動も重要であるが、それは施設が存在しなくてもできることであり、外部イベントをきっかけに施設に足を運んでもらうことが重要である。環境体験館は、阪神間などの都市部から離れていることもあり、相当の独自性・話題性を備えない限り来館者数の増加は期待し難いと思われる。広報の対象や手段、コンテンツの内容など、これまでの延長線上ではない新たなアイデアや工夫を凝らし、施設の運営方法を見直すことが望まれる。

② 修繕負担の区分を明確にすべき（意見）

管理協定書においては、大規模修繕は県が負担することになっている。

老朽が原因で設備の修繕が必要な大規模修繕は、県が当該費用を負担すべきものであると考えるが、指定管理者の責めに帰すべき破損・損傷の場合は、指定管理者が責任を負うべきである。

したがって、現在の協定書を改定し、指定管理者の責めに帰すべき破損・損傷の修繕は指定管理者の負担とするよう、あらかじめ明確にしておくべきである。

③ 月次報告書、事業報告書について記載事項を明確にすべき（意見）

管理協定書において、月次報告書、事業報告書を作成して県の承認を得なければならない旨が規定されているが、月次報告書や事業報告書の記載事項が定められておらず、それぞれの報告書に何を記載すべきかが曖昧な状態となっている。

事業の目的や目標来館者数を達成するためにも、月次報告書や事業報告書の記載事項を明確にすべきである。

④ アンケート結果を有効に活用すべき（意見）

管理協定書第24条第1項において、指定管理者は定期的に利用者からの意見聴取や満足度等の把握を行わなければならないとされており、同条第2項において、指定管理者は前項の実施結果及び利用実績の分析により、毎年度自己評価を実施してその報告書を県に提出しなければならないとされている。しかしながら、環境創造協会が提出している自己評価の報告書には、環境体験館において実施しているアンケートの分析結果については全く記載されていなかった。

アンケート結果については、別途、環境創造協会から県に提出しており、分析・検討も行っているとのことであるが、その結果は報告書に明瞭に記載する必要がある。また、アンケート項目についても一部目的が不明瞭な点もあり、改善の余地がある。

アンケートの結果を詳細に分析して対応策を立案し、環境体験館の管理運営により一層活用すべきである。

⑤ 指定管理事業費に含める人件費を予算上適切に計上すべき（意見）

平成23年度の実績報告書に記載している指定管理事業費には、環境創造協会本部において体験館のプログラム開発業務、企画展示の充実、予算策定・経理等に携わっている職員の人件費を含めており、当該取扱いは平成22年度以前も同様であった。

当該人件費を指定管理事業費に含めること自体は特に問題ないものと考えられるが、当該人件費は事業計画書上の予算には含めておらず、平成24年度の事業計画書においても同様であった。

指定管理事業の支援に従事する本部職員の人件費を指定管理事業費に含めるのであれば、予算上も適切に計上し、事業計画書に記載しなければならない。

第 4 環境行政に関する出資団体の経営管理

【1】 監査対象

環境創造局が所管する唯一の出資団体である、環境創造協会を監査対象とした。

なお、みどり公社も環境行政と関連する事業を実施しているが、主たる事業は農林業振興であるため、出資団体の経営管理としての監査対象からは除き、環境創造局から支出している補助金、交付金、委託料等の財務事務に関する監査の対象とした。みどり公社の概要については、「第3 環境行政に関する財務事務 【4】 環境行政個別事業 <生物多様性*の保全> 6. 兵庫みどり公社貸付事業」を参照されたい。

【2】 監査要点及び監査手続

1. 主な監査要点

- (1) 環境創造協会の経営管理は適切に行われているか。
- (2) 環境創造協会は県の環境行政に貢献しているか。
- (3) 環境創造協会の事務の執行は法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。

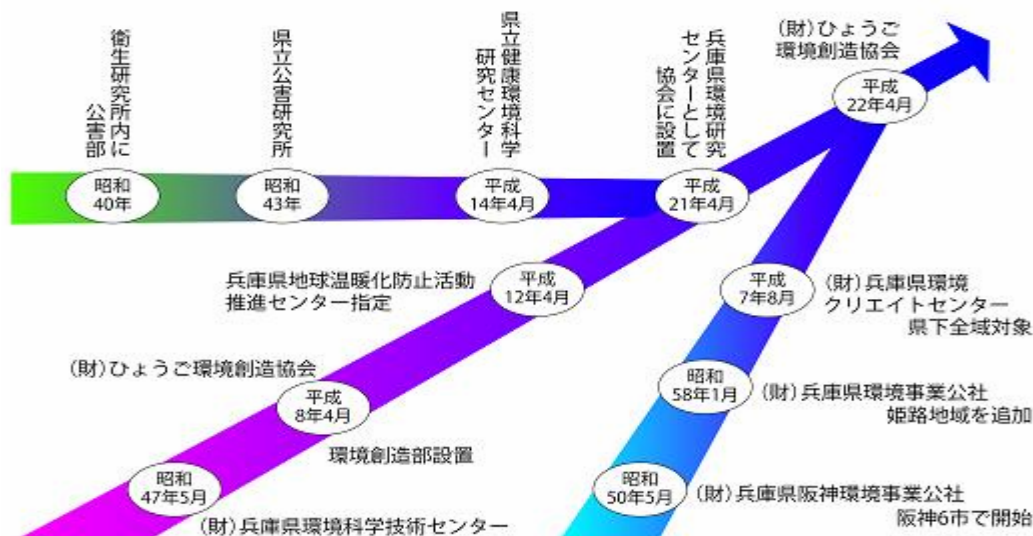
2. 実施した監査手続

環境創造協会の本部及び資源循環部に赴き、担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。また、環境創造部、環境技術部及び環境研究センターの事業場を視察した。

【3】 環境創造協会の概要

1. 沿革

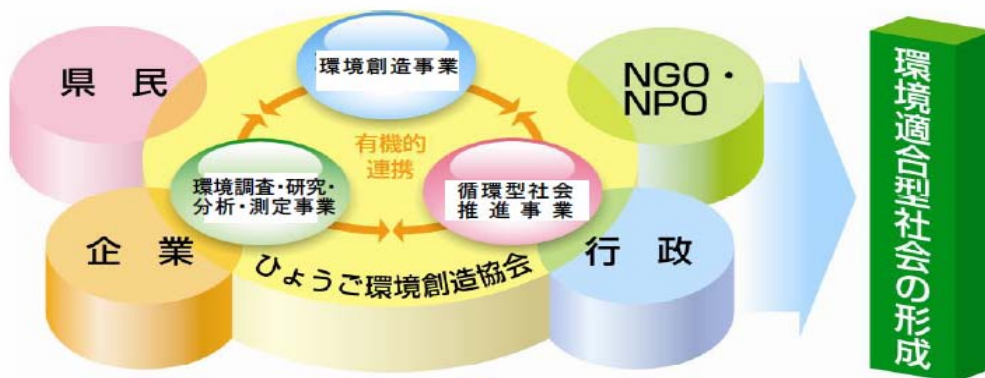
現在の環境創造協会は3つの組織が統合して成り立っているが、母体は昭和47年に設立された財団法人兵庫県環境科学技術センターである。財団法人兵庫県環境科学技術センターが平成8年に財団法人ひょうご環境創造協会に改組し、平成21年に県立の研究施設であった環境研究センターを併合、平成22年には環境クリエイトセンターを併合し、現在の環境創造協会が成立した。



(出所：ひょうご環境創造協会ホームページ)

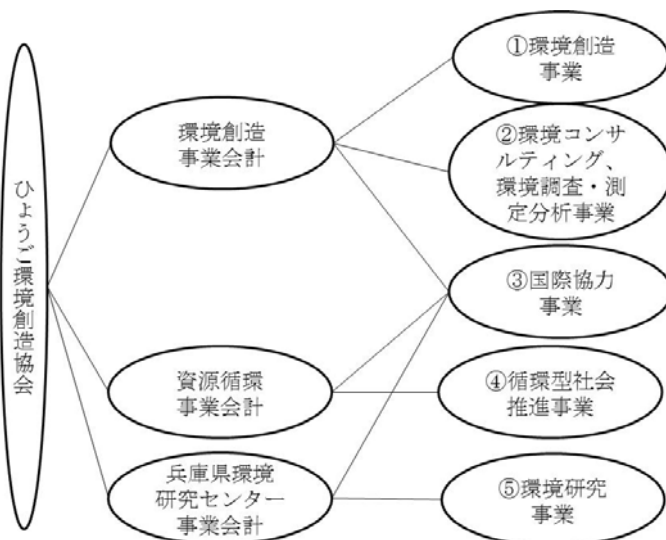
2. 事業の概要

環境創造協会は、環境の保全と創造に資することを目的に、地球規模から地域レベルまで幅広い環境問題に対応し、県民、事業者の環境に関する実践活動の促進や環境に関する調査・研究・分析・測定、廃棄物*の減量、再生、処分など、県民、NGO・NPO、事業者、行政と共に次世代に継承する「環境適合型社会」の実現に向け、多様な事業を展開している。



(出所：「(財) ひょうご環境創造協会将来ビジョン」 P. 1)

事業は、①環境創造事業、②環境コンサルティング事業、③環境調査・測定分析事業、④国際協力事業、⑤循環型社会*推進事業、⑥環境研究事業に区分される。また、環境創造協会の会計は環境創造事業会計、資源循環事業会計及び兵庫県環境研究センター事業会計の3つに区分されており、これらの会計区分と実施事業の対応関係は概ね以下のとおりである。



また、環境創造協会で行っている平成24年度事業費予算の総計は1,558,552千円であり、それぞれの事業での主たる実施内容は以下のとおりである。

(1) 環境創造事業

持続可能な環境適合型社会の実現に向け、“低炭素社会*”の実現をめざした「地球温暖化*防止活動の推進」、 “自然共生社会” を目指した「生物多様性*の保全」及び「持続可能な開発のための教育（ESD）を含めた幅広い環境学習・教育の推進」を3つの重点的な柱として、主に以下の取組を行っている。

| | |
|--------------------|---|
| <p>地球温暖化*防止の推進</p> | <p>国の地球温暖化*対策に係る中長期ロードマップを踏まえて新たに策定される県の地球温暖化*防止推進計画に沿って、地球温暖化防止活動推進員*等と連携し、家庭におけるCO₂削減を広めるとともに、事業者のCO₂削減の支援を行い、太陽光発電などのグリーンエネルギー*の導入拡大を進める。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エコアクション21*の導入促進と地域事務局の運営(平成24年度事業費予算12,963千円) ● 太陽光発電相談指導センター事業(平成24年度事業費予算21,160千円) ● 住宅用太陽光発電設備設置補助事業(平成24年度事業費予算81,680千円) |
| <p>環境学習施設の運営</p> | <p>環境学習・教育の中核拠点として、情報発信・活動支援・交流促進を行う「ひょうごエコプラザ」を運営するとともに、地球温暖化*防止など環境学習の拠点施設である「ひょうご環境体験館」の指定管理を県から受け、運営を行う。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ひょうごエコプラザ」の運営(平成24年度事業費予算4,105千円) ● 「ひょうご環境体験館」管理運営(平成24年度事業費合計31,535千円) |

(2) 環境コンサルティング、環境調査・測定分析事業

計量法に基づく環境計量証明事業所の登録機関として、主に以下の調査・分析を行っている。

| | |
|--|---|
| <p>環境コンサルティング事業</p> | <p>環境保全に係る調査研究を進めることによって培われた知見と技術力を基に、コンサルティング業務を行う。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 低炭素社会*に向けた取組 ● 自然環境の保全・再生 ● 循環型社会*の形成推進 ● 環境ビジネス創出 ● 環境アセスメント* <p>(平成24年度事業費予算合計215,961千円)</p> |
| <p>環境調査・測定分析事業(平成24年度事業費予算合計456,722千円)</p> | |
| <p>大気関係</p> | <p>大気環境を良好に保つため、「大気汚染防止法*」などの各種関係法令に基づき、工場・自動車等から排出される物質による大気汚染の状況や、騒音、振動、悪臭などの測定を行う。</p> |
| <p>水質・土壌関係</p> | <p>河川、海域等の水環境を良好に保つため、「水質汚濁防止法*」、「下水道法」、「人の健康の保護に関する環境基準*」及び「生活環境の保全に関する環境基準*」に定める物質の測定を行う。また、「土壌汚染対策法*」に基づく土壌ガス調査、土壌溶出量調査、土壌含有量調査及び地下水の汚染状況調査や、土地取引に先立って必要となる「宅地建物取引業法」及び「不動産鑑定評価基準」に基づく土壌汚染の有無を判断する調査も行う。</p> |
| <p>有害物質関係</p> | <p>種々の汚染源から環境へ飛散した有害物質のダイオキシン類*、アスベスト*や残留性有機汚染物質(POPs)等の調査・分析・評価を行う。</p> |

(3) 国際協力事業

環境に関するノウハウ、技術等を活かし、世界各地の環境保全の取組に協力する。主に以下の取組を行っている。

| | |
|-----------------------------------|--|
| モンゴル森林再生事業 | モンゴルでは地球温暖化*による乾燥化の拡大や病害虫対策等の新たな課題が発生しており、現地NGOへの植林支援等を行う。 (平成24年度事業費予算合計5,000千円) |
| JICA受託による研修事業(地方自治体における廃棄物*処理コース) | 開発途上国における廃棄物*処理を巡る課題解決への取組を促進するため、開発途上国から環境行政に係る研修生を受け入れ、廃棄物*の発生から最終処分までの各分野の取組に係る講義や見学等を通じて、必要な知識の習得と課題解決に向けた支援を行う。 (平成24年度事業費予算合計8,400千円) |

(4) 循環型社会*推進事業

県及び市町における廃棄物*に関わる取組に対して一元的に対応する体制を整備し、循環型社会*構築を目指した3R活動等の促進を図り、主に以下の取組を行っている。

| | |
|---------------------|---|
| 廃棄物*の資源化・最終処分等事業の推進 | <p>市町や事業者の要請に基づき、個々の市町や事業者では処理が困難な廃棄物*等の適正処理・再資源化*事業等を広域的に推進する。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● セメントリサイクル事業 市町等のごみ焼却施設から排出される焼却灰・ばいじん*について、住友大阪セメント(株)とタイアップし、既存のセメント製造施設を活用した再資源化*を行っている。 (平成24年度事業費予算164,089千円) ● 但馬最終処分場*事業 但馬地域の建設工事で発生する建設残土及び建設廃材について、但馬最終処分場*において受入を行うとともに、埋立が完了した場所について、処分場の廃止に向けた仕上工事を行っている。 (平成24年度事業費予算177,095千円) ● フェニックス受託事業 大阪湾フェニックス事業*の4基地及び尼崎沖処分場での廃棄物*・残土受入業務を大阪湾広域臨海環境整備センターから受託し、受付計量・船舶投入・保管等の業務を行っている。 (平成24年度事業費予算255,944千円) |
| 不法投棄廃棄物*の適正処理の推進 | <p>原状回復が困難な廃棄物*等の不法投棄・不適正処理事案に対し、廃棄物*等不適正処理適正化推進基金を活用して拡大防止、原状回復措置を講じる。 (平成24年度事業費予算合計11,000千円)</p> |

(5) 環境研究事業

県と連携し、環境事故の危機管理をはじめとした環境問題について、調査研究を行う。また、県施策に関連する環境事案に関して、国・地方環境研究所、大学等と共同して調査研究に取り組むとともに、未規制化学物質の分析法の開発や民間分析機関の精度管理技術の向上を図る。主に以下の取組を行っている。

| | |
|---------------|---|
| 行政検査に係る調査分析事業 | <p>県の環境部局から受託する大気汚染・水質汚濁の監視業務における試料を分析するとともに、工場・事業所への立入検査等に係る調査分析を実施し、排出施設等の適正管理や排出抑制等の指導助言を行う。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染対策調査業務 (平成24年度事業費予算7,500千円) ● 化学物質環境実態調査分析等業務 (平成24年度事業費予算6,825千円) |
| 環境研究に係る取組 | <p>県民の安心・安全を確保するため、県の懸案課題や新たな課題に迅速、適切に対応し、大学、他研究機関等とも連携を行い、調査研究を実施する。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省等委託業務(3件) (平成24年度事業費予算27,066千円) |

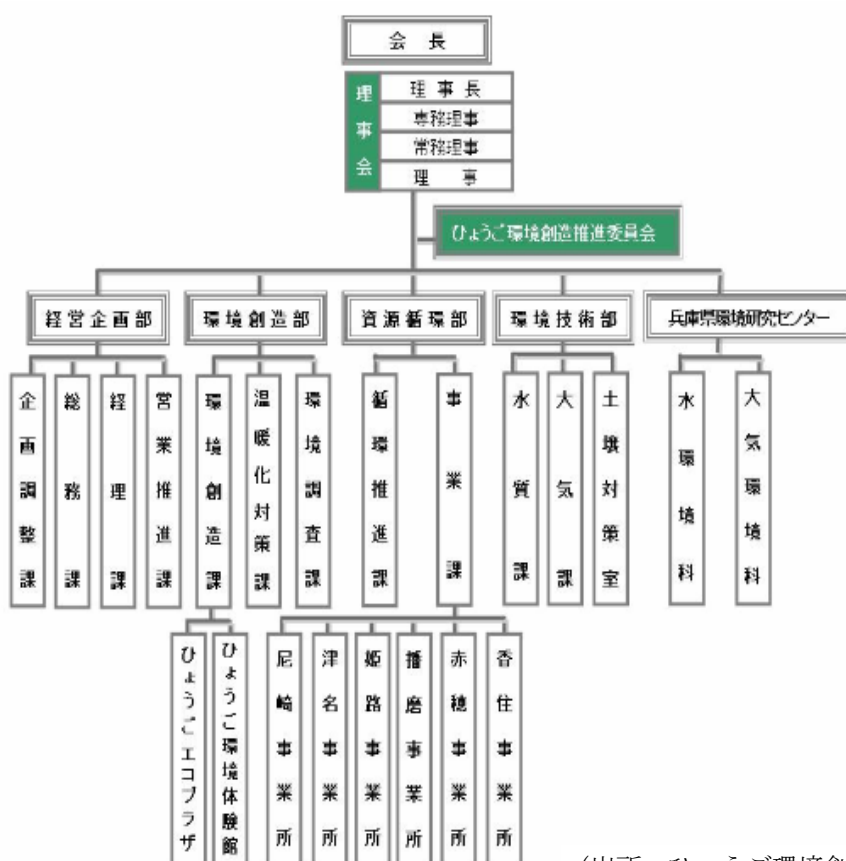
なお、これらとは別に、既に事業としては完了しているが、尼崎市の丸島に埋立地の売却残地を保有している。

これは、環境クリエイトセンターが武庫川流域の市町の焼却灰処分場として埋立工事を実施したものであり、県に武庫川下流域下水道*施設用地等として売却するなど、平成14年度までに280千㎡を売却したが、その後、県が同地域の下水道計画を変更したことなどにより、平成23年度末現在で18千㎡、2,331百万円の土地が未売却用地として残っているものである(決算書上は、土地代立替仮勘定として計上されている)。

当該土地は平成24年度及び平成25年度の2ヶ年度に分割して県へ売却することで合意に至っている。売却額は約22億円であり、平成24年度売却分の約11億円については、公益目的事業を実施するための準備費用などとして特定資産に積み立てる予定である。

3. 組織

環境創造協会の組織は、理事長をトップとして経営企画部、環境創造部、資源循環部、環境技術部、兵庫県環境研究センターに分かれている。このうち、環境技術部は兵庫県環境科学技術センターが母体であり、それに環境創造部が加わり旧環境創造協会となった。また、資源循環部は環境クリエイトセンターが母体で、環境研究センターはもともと県の一部門であった。これらが統合され、現在の環境創造協会が成り立っている。



(出所：ひょうご環境創造協会ホームページ)

環境創造協会には環境創造事業会計、資源循環事業会計、兵庫県環境研究センター事業会計という3つの会計区分があるが、これらの会計区分と各組織との関係は以下のとおりである。

- ・環境創造事業会計：環境創造部（環境創造事業、環境調査事業）、環境技術部（測定分析事業）
- ・資源循環事業会計：資源循環部（フェニックスの受託事業、セメントリサイクル事業、但馬産業廃棄物*最終処分場*事業等）
- ・兵庫県環境研究センター事業会計：兵庫県環境研究センター（環境研究事業）

また、環境創造協会の事業推進と新たな展開に向け、県民、事業者、学識経験者、行政職員等によって構成されるひょうご環境創造推進委員会が設置されている。平成23年度には2回の委員会が開催された。

役員等の人数は以下のとおりである。理事や監事、顧問等の役員等は22名、職員は162名であり、環境創造協会の役職員には、プロパー職員の他に県のOBや県からの派遣職員、県の環境部長との兼務者が在籍している。

(平成24年7月1日現在、単位：人)

| 役員等 | 人数 | うち県OB | うち県派遣 | うち県職員 |
|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 会長 | 1 | 1 | | |
| 理事長 | 1 | 1 | | |
| 専務理事 | 1 | 1 | | |
| 常務理事 | 1 | | 1 | |
| その他理事 | 13 | | | 1(環境部長) |
| 監事 | 2 | 1 | | |
| 顧問 | 1 | 1 | | |
| 参与 | 2 | 1 | | |
| 合計 | 22 | 6 | 1 | 1 |

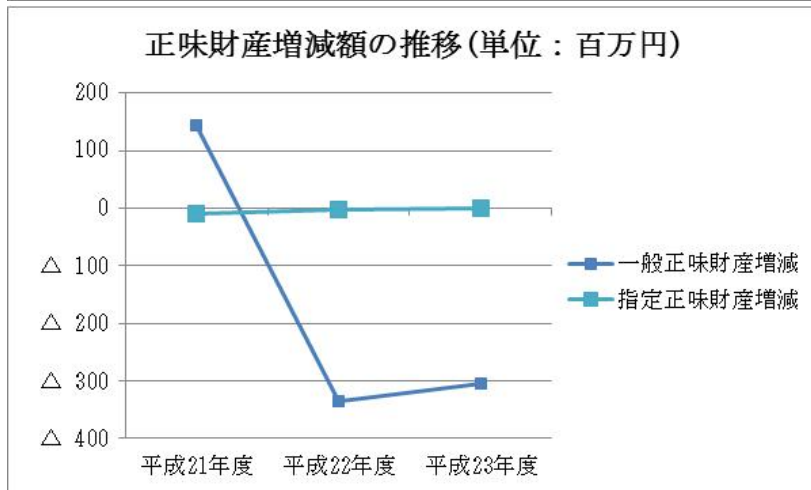
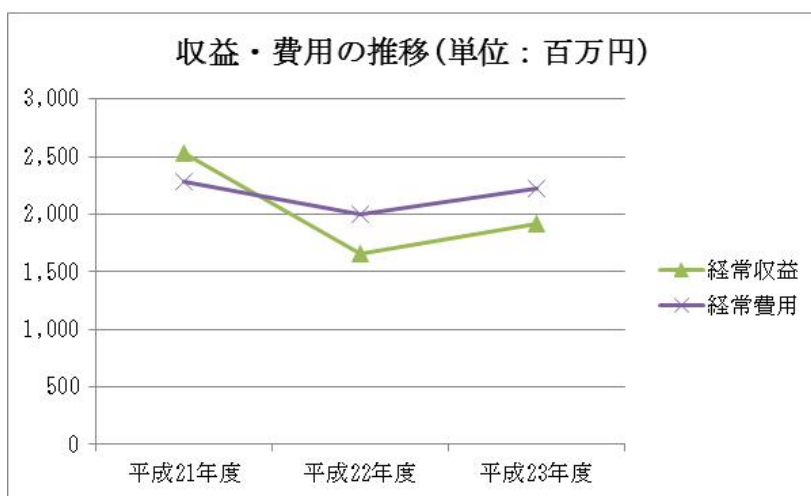
また、部署ごとの職員数は以下のとおりである。

(平成24年7月1日現在、単位：人)

| 部署 | 人数 | うち県OB | うち県派遣 |
|-------------------|-------------------------|-----------|-----------|
| 経営企画部 | 3 | | 2 |
| 企画調整課 | 3 (うち1名は次長と兼務) | | |
| 総務課 | 5 | | 1 |
| 経理課 | 5 | | 1 |
| 営業推進課 | 5 | | |
| 経営企画部合計 | 20 | | 4 |
| 環境創造部 | 3 | | 1 |
| 環境創造課 | 8 (うち1名は部長との兼務) | | 1 |
| 温暖化対策課 | 10 | 1 | 1 |
| 環境調査課 | 9 | | |
| 環境体験館 | 5 | 2 | |
| 環境創造部合計 | 34 | 2 | 3 |
| 資源循環部 | 5 | 3 | |
| 循環推進課 | 3 (うち1名は次長と兼務) | | |
| 事業課 | 5 (うち1名は次長と兼務) | | |
| 尼崎事業所 | 9 | | |
| 津名事業所 | 2 (うち1名は尼崎事業所長と兼務) | | |
| 姫路事業所 | 3 (うち1名は副課長と兼務) | | |
| 播磨事業所 | 4 (うち1名は副課長と兼務) | | |
| 赤穂事業所 | 3 | | |
| 香住事業所 | 5 (うち1名は次長と兼務) | 1 | |
| 資源循環部合計 | 33 | 4 | |
| 環境技術部 | 2 (うち1名は理事と兼務) | | |
| 水質課 | 28 | | |
| 大気課 | 18 | 1 | |
| 土壌対策課 | 3 | | |
| 環境技術部合計 | 51 (うち1名は理事と兼務) | 1 | |
| 環境研究センター | 1 | | 1 |
| 水環境科 | 15 | 1 | 10 |
| 大気環境科 | 9 (うち1名は研究主幹と兼務) | 1 | 5 |
| 環境研究センター合計 | 24 | 2 | 16 |
| 職員総計 | 162 (うち1名は理事と兼務) | 10 | 23 |

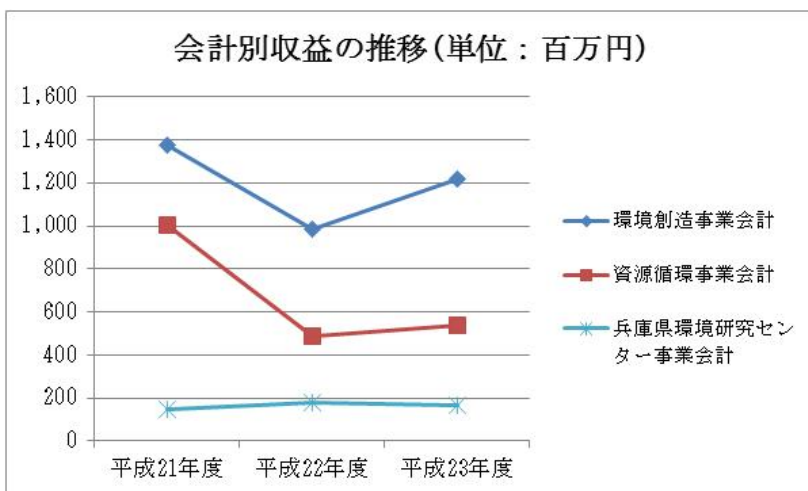
4. 財務状況

環境創造協会の財務諸表を3箇年で経年比較¹すると、この間、経常収益が35%減少しているにもかかわらず、経常費用の減少が13%にとどまったため、結果として一般正味財産が大幅に減少している。



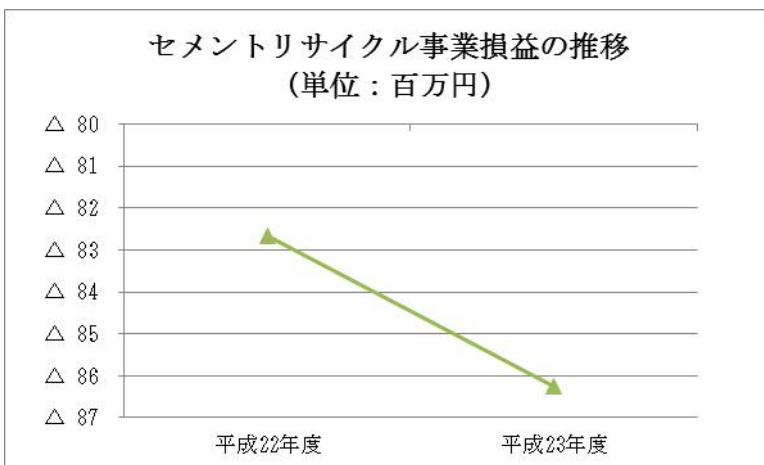
会計別に収益の推移を見ると、平成22年度の環境創造事業会計及び資源循環事業会計での収益低下が特に著しい。これは、環境創造事業会計においては、環境調査・測定分析事業での収益が低下したこと、資源循環事業会計においては、最終処分場*事業会計における収益低下、及び、平成21年度には、セメントリサイクル事業立ち上げのための前処理施設の使用権原取得のための預り保証金3億円を住友大阪セメント株式会社に預託するための交付金収益が含まれていたことによる。

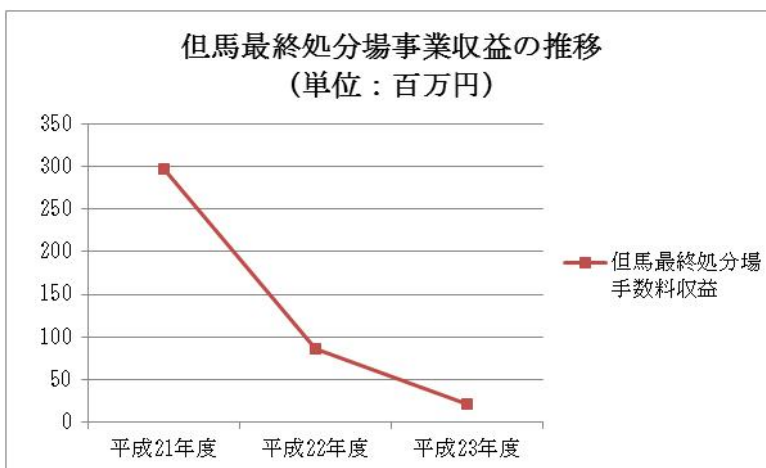
¹ 平成21年度財務諸表については、環境クリエイトセンターが環境創造協会と合併する前であることから、環境クリエイトセンターと環境創造協会の財務諸表を単純合算した額で比較している。



このような収益低下による経営状況の悪化の中で、環境創造協会は経営改革を目指して平成23年12月に「緊急3箇年実施計画」を策定した。この計画の中では、環境創造協会の課題として「協会の主要な収益事業である環境調査・測定分析事業は、かつて年間10億円以上あった契約額が、6億円台まで下がっている」と述べ、また、廃棄物*処理事業では、現在赤字が続いているセメントリサイクル事業（平成22年度から開始）の早期黒字化が課題であり、この課題に対して対策を講じない場合には、平成24～25年度に短期に資金化可能な積立金が枯渇すると指摘している。

「緊急3箇年実施計画」では経費削減等の対策を謳っているが、環境調査・測定分析事業では受注単価の下落が続き、また、セメントリサイクル事業では以下のグラフのとおり採算性が疑問視されるなど課題は多い。但馬最終処分場*事業でも計画どおりに残土の受入れが進まず、当初の平成27年度末までの残土受入終了から平成28年度末までの残土受入終了に工期が変更されている。





平成21年度から平成23年度までの環境創造協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書の推移は以下のとおりである。

ひょうご環境創造協会3ヶ年貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 流動資産合計 | 1,468,063 | 747,228 | 897,809 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 基本財産合計 | 650,000 | 650,000 | 650,000 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 特定資産合計 | 854,886 | 683,715 | 715,964 |
| (3) その他の固定資産 | | | |
| 土地代立替仮勘定 | 2,299,767 | 2,315,945 | 2,331,120 |
| 建設改良積立金 | 904,523 | 904,523 | 724,523 |
| 新処理施設整備積立資産 | 117,166 | 57,786 | 57,786 |
| 事業安定化積立資産 | 181,221 | 143,791 | 143,791 |
| その他 | 916,586 | 729,238 | 607,935 |
| その他の固定資産合計 | 4,419,261 | 4,151,283 | 3,865,155 |
| 固定資産合計 | 5,924,148 | 5,484,998 | 5,231,119 |
| (4) 繰延資産 | | | |
| 繰延資産合計 | 19,480 | 14,198 | 8,917 |
| 資産合計 | 7,411,691 | 6,246,424 | 6,137,845 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 流動負債合計 | 416,135 | 305,485 | 487,990 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 固定負債合計 | 966,496 | 250,510 | 263,814 |
| 負債合計 | 1,382,631 | 555,995 | 751,804 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 県市町出捐金 | 490,000 | 490,000 | 490,000 |
| 神戸商工会議所寄附金 | 23,249 | 23,249 | 23,249 |
| 基本財産自己資金繰入 | 136,751 | 136,751 | 136,751 |
| グリーンエネルギー基金会費及び寄附 | 370 | 2,796 | 4,266 |
| 兵庫県基金造成補助金 | 291,390 | 286,423 | 284,476 |
| 指定正味財産合計 | 941,760 | 939,218 | 938,742 |
| 2. 一般正味財産 | | | |
| 一般正味財産合計 | 5,087,299 | 4,751,211 | 4,447,299 |
| 正味財産合計 | 6,029,060 | 5,690,430 | 5,386,041 |
| 負債及び正味財産合計 | 7,411,691 | 6,246,424 | 6,137,845 |

ひょうご環境創造協会3ヶ年正味財産増減計算書 (単位：千円)

| 科 目 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経 常 収 益 | | | |
| 環境保全創造事業収益 | 150,298 | 69,814 | 87,748 |
| 地球温暖化防止活動推進事業収益 | - | 59,538 | 361,176 |
| 環境調査・測定分析事業収益 | 976,274 | 688,542 | 695,174 |
| 廃棄物処理手数料収益 | 41,753 | 29,938 | 41,087 |
| フェニックス受託事業収益 | 313,129 | 317,772 | 292,062 |
| 但馬最終処分場手数料収益 | 297,723 | 85,379 | 21,072 |
| 受託研究収益 | 65,788 | 76,714 | 62,765 |
| 受取補助金等 | 120,765 | 119,830 | 117,381 |
| 受取交付金 | 335,842 | 28,545 | 171,097 |
| その他の他 | 225,851 | 179,094 | 67,550 |
| 経常収益計 | 2,527,422 | 1,655,166 | 1,917,113 |
| (2) 経 常 費 用 | | | |
| 総務管理費 | 385,354 | 235,697 | 204,903 |
| 環境創造事業費 | 160,639 | 102,869 | 133,522 |
| 地球温暖化防止活動推進事業費 | - | 82,213 | 367,343 |
| 環境調査・測定分析事業費 | 861,410 | 803,240 | 744,549 |
| 廃棄物処理施設事業費 | 79,959 | 112,590 | 127,332 |
| フェニックス受託事業費 | 251,942 | 257,111 | 244,955 |
| 但馬最終処分場事業費 | 318,397 | 166,628 | 152,554 |
| 受託研究事業費 | 66,548 | 65,493 | 53,962 |
| センター管理費 | 80,092 | 111,249 | 107,751 |
| その他の他 | 80,295 | 56,596 | 85,963 |
| 経常費用計 | 2,284,636 | 1,993,686 | 2,222,833 |
| 当期経常増減額 | 242,787 | △ 338,520 | △ 305,720 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| 経常外収益計 | 9,736 | 4,974 | 5,520 |
| 経常外費用計 | 107,825 | 2,542 | 3,713 |
| 当期経常外増減額 | △ 98,089 | 2,432 | 1,807 |
| 当期一般正味財産増減額 | 144,698 | △ 336,088 | △ 303,913 |
| 一般正味財産期首残高 | 4,942,602 | 5,087,299 | 4,751,211 |
| 一般正味財産期末残高 | 5,087,299 | 4,751,211 | 4,447,299 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | △ 9,736 | △ 2,542 | △ 476 |
| 指定正味財産期首残高 | 951,496 | 941,760 | 939,218 |
| 指定正味財産期末残高 | 941,760 | 939,218 | 938,742 |
| III 正味財産期末残高 | 6,029,060 | 5,690,430 | 5,386,041 |

【4】監査の結果及び意見

1. 全般的事項

(1) 事業収支改善に向けた中長期的な経営計画を策定すべき (意見)

環境創造協会の平成22年度決算及び平成23年度決算の状況 (正味財産増減計算書) は以下のとおりである。

(単位：百万円)

| 区分 | 平成22年度 | | | 平成23年度 | | | 差引増減 | | |
|-------------|--------|------------|------------|--------|------------|------------|------------|------------|-----|
| | | うち環 境創造 | うち資 源循環 | | うち環 境創造 | うち資 源循環 | うち環 境創造 | うち資 源循環 | |
| 収益 | 1,564 | 888 | 495 | 1,922 | 1,218 | 540 | 358 | 330 | 45 |
| 費用 | 1,898 | 1,095 | 626 | 2,226 | 1,455 | 609 | 328 | 360 | ▲17 |
| うち総務 管理費 | 236 | 167 | 69 | 205 | 146 | 59 | ▲31 | ▲20 | ▲10 |
| うち減価 償却費 | 161 | 55 | 106 | 155 | 50 | 104 | ▲6 | ▲5 | ▲2 |
| 差引 | ▲334 | ▲207 | ▲131 | ▲304 | ▲237 | ▲69 | 30 | ▲30 | 62 |

※1 合計には、兵庫県環境研究センター事業を含む。

2 平成22年度は平成23年度に行った退職給付引当金・賞与引当金の計上方法の変更を遡及修正して表示している。

3 平成23年度には、太陽光発電事業費330百万円を含む。

環境創造事業会計においては、環境調査・測定分析事業、環境コンサルティング事業が主要事業であるが、受注競争の激化、1件あたり測定分析受注単価の低下等により収益力が落ち、損失は拡大している。

【環境コンサルティング事業】

国等からの大口業務を受注できている一方で、公共事業等の減少によりアセス調査の受注が減っている。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 収益 | 349百万円 | 171百万円 | 257百万円 |
| 大口業務の割合 | 約50% | 約50% | 約70% |

※大口業務…1件10百万円以上

平成24年度においても232百万円の収益を見込んでいるが、うち170百万円は国（環境省）からのバイオエタノール関連調査であり、平成24年度末で終了することが決まっている。

【環境調査・測定分析事業】

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 収益 | 627百万円 | 517百万円 | 438百万円 |
| 受注単価 | 3,790円 | 3,968円 | 2,520円 |

収益、受注単価とも下落傾向にある。競争入札等により受注単価が抑えられるとともに、受注案件そのものが減少してきており、大型案件の受注に至っていない。収益は上表のとおり下落傾向であり、費用は外注も活用し、変動費化を図っているが、いわゆる間接費である総務管理費相当額は賄えていない。さらに、減価償却費を除けば平成22年度は何とか黒字となるが、平成23年度においては、なお赤字（▲41百万円）である。総額で人件費の削減を行ってはいるが、事業収支から間接費である総務管理費及び非現金支出項目である減価償却費を除いた直接事業収支では、平成22年度ではプラス15百万円であるものの、平成23年度では▲41百万円となっており、正味財産増減計算書の事業全体の悪化（▲30百万円）よりも悪い状態（直接事業収支では▲56百万円）となっている。

資源循環事業会計においては、但馬最終処分場*事業及びセメントリサイクル事業が主要事業である。平成23年度においては、セメントリサイクル事業に係る県交付金収入154百万円が収益として計上されていることもあり、赤字幅が改善され、減価償却費を除けば35百万円の黒字となっている。

資金収支においては、以下のとおりである。

(単位：百万円)

| 区分 | 平成22年度 | | | | 平成23年度 | | | | 差引増減 | | | |
|------|--------|-------|----------|-----|--------|-------|----------|-----|------|------|----------|-----|
| | 環境創造 | 資源循環 | 環境研究センター | | 環境創造 | 資源循環 | 環境研究センター | | 環境創造 | 資源循環 | 環境研究センター | |
| 収入 | 1,891 | 1,068 | 642 | 181 | 2,126 | 1,423 | 539 | 164 | 235 | 354 | ▲102 | ▲17 |
| 支出 | 2,505 | 1,133 | 1,191 | 181 | 2,154 | 1,474 | 516 | 164 | ▲351 | 340 | ▲675 | ▲17 |
| 収支差額 | ▲614 | ▲65 | ▲549 | — | ▲28 | ▲51 | 23 | — | 586 | 14 | 573 | — |

資金収支においては、環境創造事業会計では平成22年度、23年度ともに特定資産取崩収入として、積立資金の取崩し（約180百万円）が収入として処理されているが、それでも2期連続の支出超過である。

資源循環事業会計では、平成22年度と比べて23年度は大幅に収支が改善しているが、これは、平成22年度は丸島土地に係る借入金658百万円を返済しており、平成23年度は県交付金収入154百万円が計上されているためである。

以上のように、平成23年度は22年度に増して厳しい決算状況となっている。これに対して、環境創造協会では平成22年度の正味財産増減計算書での赤字を受けて、経営改革として「緊急3箇年実施計画」を平成23年12月に策定している。これは、平成22年度の環境創造協会全体での正味財産増減計算書での赤字を受けた緊急対策という位置づけとなっている。しかし、内容的には抜本的な改革内容とまでは言えず、主にコスト削減を中心とした対策を実施することで平成26年度において単年度黒字を目指そうというものである。

そもそも環境創造協会として事業計画は毎年策定されているものの、事業運営に係る定性的な情報となっており定量的なものではなく、利益計画と呼べるものではない。さらに、中長期的な経営計画が策定されておらず、進捗管理が行われてこなかったため、平成21年度から22年度にかけての急激な経営悪化についても対策に遅れが生じており、先を見通した経営がなされておらず、平成23年度の決算を改善の方向に持っていくことができなかったと考えられる。

環境創造協会は、県の環境施策を実行する重要な団体として位置づけられており、今後の経営改善は急務の課題である。このため、事業収支、資金収支、コスト削減などの業務の効率化、事業の見直し等の諸課題を盛り込んだ中長期的な経営計画とそれを達成するためのアクションプランの立案を行い、達成状況の分析を適時適切に行った上でアクションプランの見直しを行っていくことが必要である。

(2) 統合効果による成果の向上及び業務効率化を定量的に把握・評価すべき（意見）

【3】環境創造協会の概要 1. 沿革」にあるように、複数の機関が統合されて現在の環境創造協会の組織となっており、中でも平成21年4月の環境研究センターとの統合、平成22年4月の環境クリエイトセンターとの統合が大きな分岐点となっている。統合は外郭団体の集約整理を行いたい県の意向で実施されたという面はあるが、一団体として統合効果による成果の向上や業務の効率化を目指していくべきである。

統合の効果については、総務部のスリム化、環境関連事業のワンストップサービスの提供が可能になったことがあげられるとのことであるが、環境創造協会本部は須磨区、資源循環部は中央区栄町通、環境体験館は佐用町、ひょうごエコプラザは中央区東川崎町と地理的に分散しており、事業上の統合効果が表れやすい状況であるとは言えない。環境創造協会本部だけをとってみても、棟やフロアがばらばらに配置されており、なおさら事業面での効果は表れにくい状況となっている。「緊急3箇年実施計画」では、環境研究センターとの一体的運用として、環境技術部との間で役割分担を明確にしつつ、人事交流等や分析

機器等の一体的運用を進める、と記載されているが、今後、より一層組織の統合度を深めることが課題となっている。

一方、業務の効率化については、前述のとおり各部署が従前どおり別の場所にあり、決裁をとるのも煩雑な状況である。システムは一本化されたものの、地理的に集約されていない状況では業務の効率化も実現しにくい。現在、環境創造協会本部と同じ敷地にある工業技術センターの改修に合わせて移転を行い、ばらばらであった課を同じ場所にまとめることが計画され進められているが、管理部門の配置をどうするのか決まっていない状況である。

このように、統合効果による成果の向上や業務の効率化について、「緊急3箇年実施計画」の策定、事務所やひょうごエコプラザの環境創造協会本部への移転計画のように一定の取組は見られるものの、十分ではないと考える。環境クリエイトセンターや環境研究センターとの統合前、統合後のメリット、デメリットの認識が不足しており、事業計画や中期経営計画に定量的に落とし込めていないのが現状である。業務の効率化については、人員の縮小など、今後の計画を下表のとおりとしているが、その他の分野においては、このような定量的な計画が存在しない。そのため、全社的な統合効果による成果の向上や業務の効率化に関する課題解消に向けた、定量的な具体性のある計画の策定により、統合効果を把握・評価していく必要があると考える。

(単位：人)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 専任理事 | 5 | 4 | 3 | 3 |
| 職員 | 124 | 117 | 110 | 105 |
| (内プロパー) | (43) | (42) | (40) | (39) |
| (内派遣・県OB) | (34) | (32) | (30) | (29) |
| (内任期付・期間業務職員等) | (47) | (43) | (40) | (37) |

(3) 県に拠出した基金の会計処理に関する開示を工夫すべき（意見）

県においては、平成18年度に実質公債費比率を押し上げる要因である減債基金（県債管理基金）の積立不足を解消するため、県及び県関連団体から特定目的基金の拠出を受けることとした。県債管理基金に集約することで、公社にとってはまとまった規模で専門的、一体的に管理・運用することによる運用益の確保という効果を、県にとっては実質公債費比率を引き下げる効果を狙ったものであった。

環境創造協会及び環境クリエイトセンターからは、総額で24億円（環境創造協会：11億円、環境クリエイトセンター：13億円）の基金が県債管理基金へ拠出され、必要な事業に対して運用益及び取崩額を原資に交付金として支出するスキームが予定された。

この結果、資源循環事業会計においては、平成23年度に当該基金の取崩しによる交付金154百万円が収益として処理されている。しかし、当該交付金は環境創造協会が外部に拠出した基金の取崩しによるものであり、財貨の移転又は役務提供の完了及びそれに対する対価を受領した場合に収益を認識する一般的な企業会計の考え方とは異なる面がある。そのため、このような会計処理が行われていることについて決算書において十分に説明がなされなければ、環境創造協会にとって全く新たな資金が流入してきたかのように、財務情報の利用者が読み誤ることも考えられる。

この点、現状の環境創造協会の決算書において、県の債務負担行為を注記しているが、財務情報の利用者に対してより親切的な財政状況及び経営成績を開示するという観点から、県の債務負担行為の注記に加えて、資源循環事業会計の経常収益には当該基金の取崩しを交付金として計上している旨及び金額を注記することが望まれる。

2. 経理事務

(1) 環境創造事業会計と兵庫県環境研究センター事業会計の共通の経費の合理的な按分基準を設定すべき (結果)

経費のサンプリング調査において、環境創造事業会計から兵庫県環境研究センター事業会計への費用(約568万円)の振替が発見された。

これは、兵庫県環境研究センター事業会計と環境創造事業会計に共通的に発生する経費について、兵庫県環境研究センター事業会計が負担すべき金額を決算処理として振り替えたものであるが、金額の根拠について確認したところ、具体的・合理的な按分基準は決められておらず、結果的に兵庫県環境研究センター事業会計の収支がほぼ均衡する金額で振替が行われていた。また、平成22年度についても追加的に確認したところ、平成23年度と同様に兵庫県環境研究センター事業会計の収支はほぼ均衡していた。

兵庫県環境研究センター事業会計の収入は、ほぼ全額が受託研究収入及び補助金収入であり、いずれも年度末で精算を行い、仮に不用額が生じた場合には支出元に返還することになる。したがって、費用の計上額は非常に重要な意味を持っており、共通経費の按分についても具体的・合理的な基準に基づいて行われなければならない。今後は環境創造事業会計と兵庫県環境研究センター事業会計の共通経費の合理的な按分基準を設定し、適切に振替を行わなければならない。

また、本件の費用振り替え処理が行なわれた仕訳では、費用の相手勘定として預金勘定が使用されていたが、実際には預金の事業会計間の移動はなされていなかった。両事業会計の預金が別勘定で管理されており、共通経費の按分について両事業会計間で定められたのであるならば、預金の振替も同時に行うべきである。

(2) 特定資産の積立及び取崩の方針を明確化すべき (結果)

環境創造協会は貸借対照表において特定資産の区分に複数の基金を計上しているが、これらの特定資産について積立て及び取崩しに関する規程を作成していない。本来、特定資産は特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約を課した資産²であり、法人内の規程により使途等を明確にすべきものである。環境創造協会においても特定資産の積立て及び取崩しに関する規程を整備すべきである。

(3) 積立金(積立資産)の表示科目を修正すべき (結果)

貸借対照表のその他の固定資産の区分に「建設改良積立金」及び「新処理施設整備積立資産」、「事業安定化積立資産」という勘定科目が表示されているが、特定の目的のために積み立てられた資産ではない。特定の目的のために積み立てられたかのような科目名を付すことは決算書の利用者に誤解を与えるリスクがあり、それぞれの資産の内容に応じて「土地」や「預金」等の科目名を付すべきである³。

(4) 会計区分間の内部取引を決算書の総括表上、相殺消去すべき (結果)

環境創造協会は決算書上の事業会計区分として環境創造事業会計及び資源循環事業会計、兵庫県環境研究センター事業会計の3つの区分を有している。複数の決算区分を有する場合、決算書の総括表において内部取引は相殺消去されなければならない⁴が、会計伝票のサンプルチェック及び担当者に対するヒアリングを行ったところ、平成23年度決算において会計区分間の内部取引1件2,575,650円(資源循環事業会計から環境創造事業会計への委託取引)が総括表上、相殺消去されていないことが発見された。

内部取引を相殺消去することは会計基準でも求められているところであり、これを相殺

² 平成16年改正公益法人会計基準注解(注3)は「公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする」ことを定めている。

³ 「建設改良積立金」は平成24年度末をもって全額を取り崩す方針である。

⁴ 平成16年改正公益法人会計基準注解(注10)は、「公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去する」と規定している。

消去していない決算書は環境創造協会の規模を過大に表すことになる。会計区分間の内部取引は決算書の総括表上、相殺消去する必要がある。

(5) 正味財産増減計算書の指定正味財産の部は増減要因別に内容を記載すべき（結果）

正味財産増減計算書の指定正味財産の部の増減内容を記載する項目に、「基金増加額」や「基金取崩額」とのみ記載されていたが、基金の増減の内容は、特定財産の運用利息によるものや寄附金の受取、一般正味財産への振替であった。指定正味財産の部の増減内容は会計基準が求めているように増減原因別に内容を記載すべき⁵である。

【平成23年度環境創造協会の決算書】

| Ⅱ 指定正味財産増減の部 | (単位：円) |
|--------------|------------|
| ①基金増加額 | 1,483,415 |
| ②基金取崩額 | △1,959,696 |
| 計 | △476,281 |

【あるべき表示例】

| Ⅱ 指定正味財産増減の部 | (単位：円) |
|--------------|------------|
| 特定資産運用益 | 13,165 |
| 特定資産受取利息 | 13,165 |
| 受取寄付金 | 1,565,514 |
| 一般正味財産への振替額 | △2,054,960 |
| 当期指定正味財産増減額 | △476,281 |

(6) 有価証券の時価情報を取得し、開示すべき（結果）

有価証券の時価情報は、その金額を決算書上開示することが求められているが、決算書をレビューしたところ、時価注記が記載されていない国債（指定金銭信託）が1件発見された。時価情報を証券会社から入手し、決算書上で開示しなければならない⁶。

3. 業務手続

(1) 領収書の取扱いルールを遵守すべき（結果）

領収書はあらかじめ連番が付されておくべきであるが、連番が付されておらず、また、領収書の取扱いは経理課の管轄であるが総務課長の座席に保管されているなど、ルールが遵守されていないことによる不備が発見された⁷。

(2) 固定資産の実地調査について、規定と実態を整合させるべき（結果）

「固定資産取扱要領」第9条第1項に「出納管理者は、固定資産管理責任者及び固定資産管理担当者等の複数人の立合のもと、固定資産の実地調査を四半期ごとに実施しなければならない」とされているが、現状では年に1回の実地調査が行われているのみであり、規定どおり実施されていなかった。

実施要領どおりに四半期ごとに実施調査を行うのは煩雑であると思われるが、事業所単位でローテーションにより実地調査を行うなど、方法を工夫することにより対応は可能であると思われる。あるいは、年に1回の実地調査でも十分であると判断するのであれば、要領を見直すべきである。

⁵ 平成16年改正公益法人会計基準（第3の3）は「指定正味財産増減の部は、指定正味財産増加額（減少額）を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない」ことを求めている。

⁶ 平成16年改正公益法人会計基準（第4の1の(9)）は「注記しなければならない」事項として「満期保有の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を求めている。

⁷ 監査による指摘を受けて、当監査報告書作成時点では対応済とのことである。

(3) 購買・外注管理手順に基づかない発注や誤発注を防ぐ管理体制を整備すべき（意見）

発注に当たっては、購買依頼者（起案者）が発注を行い、注文書に環境創造協会の公印が押されることが必要とされている。しかし、発注依頼者と発注者の分離については、伺書、振替伺書、納品書、請求書をサンプルでレビューしたものにおいて、発注依頼者及び検収実施者、検収確認者が同一人物であるものが1件発見された（納品の事実は成果物の確認により確かめられた）。また、別のサンプルでは、発注者から検収者及び検収の確認者が同一人物であるものが発見された。一定金額以上の発注には公印が必要となっているとはいえ、同一人物による発注や検収によりルールに基づかない発注や誤発注が行われるリスクがある。

人員等の制約もあり少額の発注までは求められないが、発注依頼者と発注者を別の者とすることや検収者を発注依頼者以外の者に実施させることなど、発注者以外の第三者による統制を行うことにより、ルールに基づかない発注や誤発注を防ぐ必要がある⁸。

(4) 給与計算事務の確認体制を整備すべき（意見）

給与計算は市販パッケージソフトにて行われるが、自動計算の基礎となる人事データや手当・社会保険料率等マスタは人的管理が必要となる。現在マスタ管理及び給与計算結果のチェックについては担当者及び補佐各1名が前任者から引き継いだ知識と経験を元に実施しており、確認手順のマニュアルや業務手順書が整備されていない状況である。

事務の水準が属人的となっているため、異動時に引継ぎコストと誤謬リスクが高くなることが考えられることから、給与計算事務に係る網羅的なマニュアルを整備し、2名以上でチェックを実施する体制を整備することが望まれる。

(5) 情報セキュリティ対策を強化すべき（意見）

環境創造協会は、「財団法人ひょうご環境創造協会情報漏洩防止対策実施規程」を定めて個人情報及び機密情報の漏洩防止を図っている。

しかしながら、当規程は基本的な事項を定めた全14条ほどの規程であり、外部記憶媒体の使用やソフトウェアのインストールなど実務上の具体的な指針や、モニタリングの手段・頻度などは定められていない。ガイドラインやマニュアルなどを作成し、当規程の実効性を担保することが必要である。

また、当規程の第13条において、「情報セキュリティに関する理解を深めるため、職員に対するセキュリティ教育を実施する」としているが、実際には規程の制定を周知した程度で特段のセキュリティ教育は実施されていない。情報セキュリティに関する環境創造協会としての取組姿勢を浸透させるとともに、具体的な情報セキュリティ対策について十分な教育を継続・反復的に実施し、周知徹底する必要がある。

4. 環境創造事業会計

(1) 滞留債権の回収を適切に実施すべき（結果）

環境創造事業会計においては、平成23年度末現在で5億円余の未収金が計上されている。これらのほとんどは4月以降に入金が予定される正常な債権であるが、うち18百万円（平成24年6月30日時点）については民間企業等に対する滞留債権となっている。

これらの滞留債権については、「会計規定」第23条において、「理事長は、分析測定料金等の収入すべきものが、請求書発行時から2箇月（取引条件について特に定めのある場合はその条件による期限）を超過しても支払がないときは、請求書の再発行等により督促しなければならない」とされているが、実際には当該規定に沿った督促を実施していなかった。

平成24年9月より関係部署が連携して督促等回収の手立てを講じており、平成24年11月末時点で約2,300千円の回収を行ったとのことであるが、今後も継続して規定どおり督促等の回収を行い、滞留債権の回収に努める必要がある。

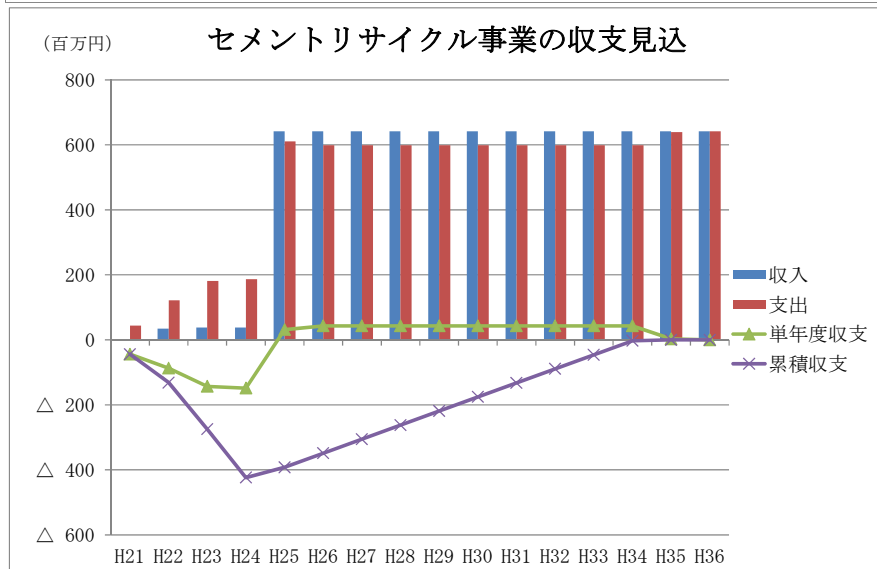
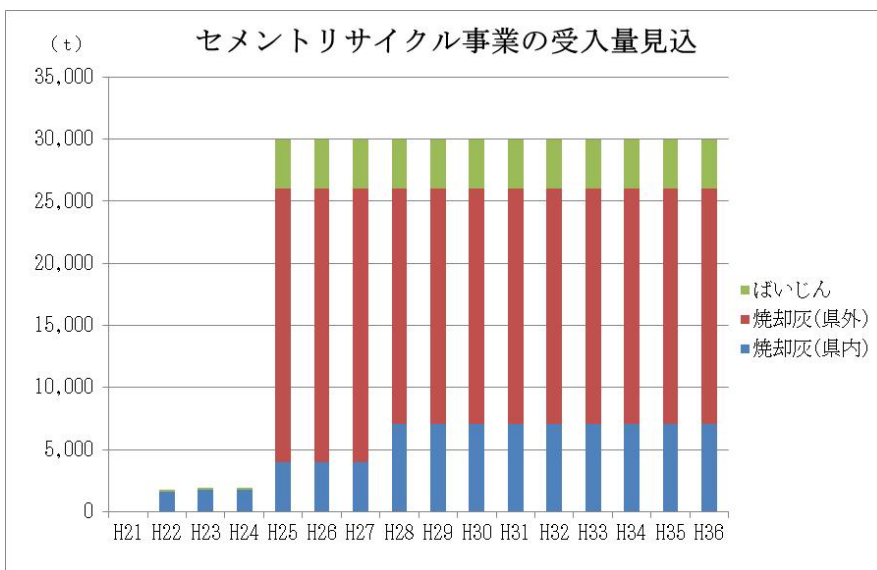
⁸ 監査による指摘を受けて、発注品の納品時における検収行為の複数人化を徹底し、必ず役席者の検印を受けるよう事務改善を行ったとのことである。

5. 資源循環事業会計

(1) セメントリサイクル事業の経営改善を抜本的に進めるべき（意見）

セメントリサイクル事業は平成22年8月に開始した事業であり、事業開始当初は赤字が生じるものの、平成25年度以降は収支が改善し、平成35年度には累積収支が均衡することを計画している。セメントリサイクル事業の受入量の見込みはグラフのとおりであり、一見して分かるように、平成25年度に受入量が飛躍的に増大する想定となっている。

当該計画の前提となる受入量の見込みを検証したところ、これは、焼却灰及びばいじん*の受入れが想定される市町村等を積み上げた数字であり、受け入れることが確実な市町村は今のところそれほど多くなく、この計画の実現には今後相当の努力が必要であることが明らかとなった。



そもそも、セメントリサイクル事業の構造的な問題として処分料金が高水準であるという点があり、例えば、近畿圏の廃棄物*最終処分を行っている大阪湾フェニックス事業*と比較すると、大阪湾フェニックス事業*における燃え殻あるいはばいじん*の処分料金が6,700円/tであるのに対し、セメントリサイクル事業の処分料金は、焼却灰が25,000円/t（うち環境創造協会収入分は17,000円/t）、ばいじん*が63,000円/t（うち環境創造協会収入分は50,000円/t）となっており、大阪湾フェニックス事業*に参画している市町村等にとっては、セメントリサイクルに持ち込むインセンティブが乏しい。

また、上記のような構造的な問題があるため、近畿圏外の他府縣市町村からの受入れも

積極的に模索しているが、他社の同種施設が稼動開始すること等により競争環境は一層厳しくなることが想定される。さらに、競争環境が厳しくなることにより処分料金にも下落圧力がかかり、入札案件などでは上記処分料金での受注は困難であると考えられる。

以上のような点を考慮すると、セメントリサイクル事業の現在の事業計画は楽観的であり、実現には相当の困難が予想される。住友大阪セメント(株)と十分に連携して、経費削減の徹底と、より広範な地域に対する営業活動の強化を実施するとともに、事業計画を精査して見直しを行い、場合によっては処理料金の改定も含めた抜本的な対策を講じる必要がある。

(2) セメントリサイクル事業開始前の費用負担について早急に共同事業者と合意すべき
(結果)

セメントリサイクル事業において事業開始前に生じた準備段階の経費について、環境創造協会と共同事業者は平成22年7月1日に「準備段階で生じた費用の負担に関する確認書」を取り交わす予定であったが、監査実施時点において未だ締結されていなかった。現時点では準備段階経費約37百万円を環境創造協会が支出しており、早期に費用負担について合意し、確認書を取り交わすべきである。

(3) 但馬最終処分場*事業で使用している建設残土搬入券の管理を強化すべき (意見)

但馬最終処分場*に廃棄物*を搬入する場合、搬入希望者は以下の手順により搬入等を行う。

- ① 指定金融機関に搬入手数料を前払いする。
- ② 指定金融機関の領収書を示して環境創造協会の香住事業所(但馬最終処分場*内)から廃棄物*等搬入券を入手する。
- ③ 搬入時に搬入券を係員に渡して検収票を受け取る。
- ④ 年度内に使用できないなど不用となった搬入券は、「搬入券払戻請求書」に必要事項を記入し、銀行口座の印鑑を押印のうえ、香住事業所において払い戻しの手続を行う。

このように、搬入券は金券(チケット)の役割を果たしており、実質的には有価物と言えるが、資源循環部の本部においては搬入券に連番を付して香住事業所に送付するのみであり、その後の管理は香住事業所に一任されている。

定期的に事業課の職員が香住事業所に赴き、搬入券の出納管理簿と搬入券の現物及び出納記録との照合を行うなど、管理体制を強化すべきである。

おわりに

「環境」という言葉から何を連想されるだろうか。

地球温暖化という地球規模の問題が思い浮かぶ方もいれば、騒音や悪臭といった身近な事柄に関心が向く方もいると思われる。リサイクルや太陽光発電も環境に関連しているし、コウノトリの保護なども広い意味での環境の範疇に入ると考えられる。

このように、「環境」とは幅広い概念であり、環境に対する施策の恩恵や効果が及ぶ範囲は広く、長い期間にわたり、明確に捉えることが難しい。

このため、環境行政全体あるいは環境行政に属する各事業について、目標や期待される成果が必ずしも明確にされておらず、また、各事業がどのように環境行政に貢献しているのかも明らかではないように見受けられる。そのため、県の環境行政が全体として十分な成果をあげているのか、各事業は環境行政に対して期待される役割を果たしているのかが非常に分かりにくくなっている。

環境行政として県民の税金を投じて取り組む以上、目標はできる限り客観的・定量的に明確化し、予算に見合った成果があがっているか、予定どおり事業が進捗しているかを定期的に点検・評価しなければならない。そのうえで、予定と実際とに差異が発生している場合にはその原因を究明して、必要な対応策を早急に検討して実行し、又は事業のあり方を不断に見直していかなければならない。特に、「環境」という、直接的な実施結果（アウトプット）と最終的な成果（アウトカム）の因果関係が必ずしも単純ではない事業においては、事前に想定していたアウトプットとアウトカムの関係性が正しいかどうかを検証するためにも、継続的な事業の点検・評価は非常に重要である。

また、環境行政は短期的・直接的な効果が見えにくいものであるが、だからこそ、その事業を行う意義や目的を県民に対して分かりやすく説明し、県民にどのような恩恵が及ぶのかを示すよう心掛けなければならない。

なお、「第2 県の環境行政の概要」に示したとおり、環境行政に関連する部署や計画は多岐にわたっている。今回監査対象とした環境部局だけではなく、関係各部署の取組についても環境行政全体の中でどのような役割を担っているのかを明確に意識し、部門間での連携、調整を十分に行い、県として同じ目的意識と方向性をもって環境行政にあたってもらいたい。

「環境」という言葉の印象に甘えることなく、事業の位置付け、目標、成果等すべての面で県民に分かりやすい環境行政の執行を望むものである。

以 上

付表 1 監査対象事業のうち特に指摘事項が発見されなかった事業の概要

<地球温暖化*の防止>

1. 県施設省エネ化改修事業

| | | | | |
|------------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境政策課 | | | |
| 事業目的 | 環境率先行動計画*で定める温室効果ガス*排出量削減目標の達成、並びに節電対策の強化を図る。 | | | |
| 事業概要 | 県施設の省エネ化改修（照明機器、誘導灯、外灯（水銀灯）の高効率化）を行うとともに、率先導入した省エネ手法について、民間等に普及啓発活動を行う。 | | | |
| 条例・要綱等 | 該当なし | | | |
| 支出先 | 直接執行 | 支出形態 | 各種経費 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 125,058 | 346,763 | | 58,755 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 改修施設数 (単位：施設) | 4 | 28 | 0 | 13 |

県では、地球温暖化*の原因といわれる二酸化炭素の排出量を減らすため、職員が一丸となって省エネ活動を進めているが、ハード面においても様々な省エネ化改修を行っている。

① 照明器具

比較的エネルギー消費の少ない小さな施設にも有効な手段である初期照度補正機能付Hf照明器具を導入している。安定器を高効率化することで、明るさはそのまま約30%の消費電力を削減できる省エネ機器への交換である。ちなみに、本庁舎への導入による年間の電力削減量は約62.7万kWとなり、これを二酸化炭素に換算すると約240t-CO₂/年の削減となる。

② 非常灯の小型化

導入技術としては、高輝度誘導灯の小型化、ランプのLEDランプへの更新で、消費電力を約70～90%削減できる。本庁舎への導入による年間の電力削減量は約1万kWとなり、これを二酸化炭素に換算すると約4t-CO₂/年の削減となる。

③ 電球の交換

登録有形文化財である兵庫県公館は、平成20年5月に開催された環境大臣会合を機に、館内の資料展示室・廊下などで、白熱電球をLED電球等に切り替えた。これにより、二酸化炭素排出量を約17t-CO₂/年削減できる。

2. 住宅用太陽光発電設備設置補助事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 温暖化対策課 | | | |
| 事業目的 | 住宅用太陽光発電設備設置に対して補助を行うことにより、再生可能エネルギーの大幅な導入促進を図る。 | | | |
| 事業概要 | 自ら居住する県内の既築住宅に太陽光発電設備（1kW以上10kW未満）を設置する者に対し、1kWあたり20,000円を補助する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱 | | | |
| 支出先 | 環境創造協会 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| — | 334,472 | | 81,680 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 補助件数 | 276 | 0 | 0 | 3,548 |

① 補助対象者

以下の条件を全て満たしていること。

- (ア) 県在住の個人であり、自ら居住する県内の既築住宅に対して、住宅用太陽光発電設備を設置すること。
- (イ) 国の太陽光発電導入支援対策費補助金（太陽光発電普及拡大センター（J-P E C））の受理決定通知（既築住宅）を受けていること。
- (ウ) 当該設備を設置する住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の設置承諾書を提出すること。
- (エ) 過去に本事業に基づく補助金を受けていないこと。
- (オ) 当該設備は、出力が1 kW以上10 kW未満のもので、未使用のものを新たに設置すること。
- (カ) 当該設備の設置工事が、当該補助金の受理決定日まで未着工であり、かつ、平成24年1月31日までに完了すること⁹。
- (キ) 対象となる住宅が建築基準法等、法令に違反するものでないこと。また仮設でないこと。

② 対象設備

補助の対象とする住宅用太陽光発電設備（以下、「対象設備」という。）とは、以下の（ア）及び（イ）の要件に該当するものとする。

- (ア) 日本工業規格等に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1 kW以上10 kW未満であるもの
- (イ) 以下の性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が一定期間確保されているもの
 - ・財団法人電気安全環境研究所（J E T）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの
 - ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの

③ 補助額

補助額は以下の計算式で算出する。

$$\text{補助額} = A \times B$$

A：太陽電池の最大出力（kW）

- ※1 対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値
- ※2 小数点以下2桁未満を切り捨て

B：20,000（円/kW）

- ※3 太陽電池1 kWあたりの補助額

⁹ 当該補助事業は平成23年11月3日に予算額に達し、一旦終了したが、追加実施分として平成23年11月14日より再募集しており、再募集時の条件は、「当該設備の設置工事を平成23年11月4日以降に着工し、かつ、平成24年1月31日までに完了すること」となっている。

3. 太陽光発電等普及相談員設置事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 温暖化対策課 | | | |
| 事業目的 | 太陽光発電システム等の導入を積極的に進めるため、導入前の相談からメンテナンスまで、太陽光発電に関するあらゆる相談に、個別、丁寧に対応する窓口を設置する。 | | | |
| 事業概要 | 太陽光発電等普及相談員を太陽光発電相談指導センターに配置し、太陽光発電施設の種類、価格、メーカーの特徴のほか、補助金、融資等の支援メニューの紹介などについて、相談を受け付ける。あわせて、家庭の省エネを「見える化」して家庭での取組を促す「うちエコ診断」を実施する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 該当なし | | | |
| 支出先 | 環境創造協会 | 支出形態 | 委託料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 12,722 | 12,722 | | 17,212 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間相談・指導件数 | — | 4,925 | 5,448 | 7,539 |

① 主要な業務

当事業の主な業務としては、以下のものがあげられる。

- ・相談・指導の総合窓口の開設
太陽光発電設備導入コストやパネル種類、維持管理等に関する相談対応
- ・国・市町の住宅用太陽光発電設備設置補助金の紹介
- ・電気工事や建築関連の技術的専門知識を有する相談員による相談対応
- ・相談者宅での種々の技術的課題への指導・助言
- ・うちエコ診断の実施

② 太陽光発電相談指導センターの概要

住 所：神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー5階
開所時間：原則9:30～17:30（土・日・祝日も開所（年末年始を除く））

<循環型社会*の構築>

1. 産業廃棄物*処理業者指導事業

| | | | | |
|----------------|--|----------------|--------|--------|
| 所管課 | 環境整備課 | | | |
| 事業目的 | 廃棄物処理法*により、産業廃棄物*の処理を業として行なう場合や一定規模以上の廃棄物*処理施設を設置する場合、都道府県知事の許可や登録が必要であり、都道府県知事は、許可をする際、その業務を適正に行なえるかどうかを、書面による審査、立入検査、廃棄物*の分析等、必要に応じ、法令に照らして適正な処理を行わなければならない。 また、産業廃棄物*のうち、爆発性、毒性、感染性その他特に有害性のある特別管理産業廃棄物*、原則として破砕処理しないこととされているアスベスト*廃棄物については、より厳重な管理・処分が必要である。 これら法に基づく許可・登録並びに廃棄物*処理業者への指導・監督や、不適正処理業者に対する処罰を行なうことにより、適正処理の推進を図る。 | | | |
| 事業概要 | ① 産業廃棄物*処理業に係る許可 ② 既許可業者指導 ③ 特別管理産業廃棄物*対策 ④ 産業廃棄物*処理施設等指導 ⑤ アスベスト*廃棄物対策 | | | |
| 条例・要綱等 | 廃棄物*の処理及び清掃に関する法律、産業廃棄物*等の不適正な処理の防止に関する条例 | | | |
| 支出先 | 直接執行 | 支出形態 | 各種経費 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 19,537 | 19,537 | 17,252 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

当事業は以下の経費を要する。

- ① 許可に関する経費
 - a. 許可もしくは登録申請事業者に対する立入検査の実施
 - b. (財)ひょうご環境創造協会分析費
 - c. 許可申請手引き書の作成
 - d. 犯罪照会等に係る諸経費
- ② 既許可事業者指導経費
 - a. 許可業者に対する立入検査の実施
 - b. 行政処分等に係る打ち合わせ会議の実施
- ③ 特別管理産業廃棄物*対策費
 - a. 特別管理産業廃棄物*排出事業者に対する立入検査の実施
 - b. 環境創造協会分析費
- ④ 産業廃棄物*処理施設等指導費
 - a. 産業廃棄物*処理施設の完成検査の実施
 - b. 埋立終了最終処分場*の監視業務
 - c. 産業廃棄物*処理施設技術管理者講習会の県職員の受講
- ⑤ アスベスト*廃棄物対策費
 - a. 立入検査の実施
 - b. 研修会の実施及びアスベスト*廃棄物処理マニュアルの作成

2. P C B 廃棄物処理基金補助事業

| | | | | |
|----------------|---|----------------|--------|--------|
| 所管課 | 環境整備課 | | | |
| 事業目的 | P C B 廃棄物を保管する中小企業者の処理経費の負担軽減を図るとともに、P C B 廃棄物の適正保管等を推進する。 | | | |
| 事業概要 | P C B 廃棄物を保管する中小企業者の処理経費の負担軽減（7割の減額措置）を図るために設置された「P C B 廃棄物処理基金」（設置者：独立行政法人環境再生保全機構）に対し、国と都道府県が協調し補助する。 また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法*」に基づき、P C B 廃棄物保管事業者に対し、適正保管等の指導を行う。 | | | |
| 条例・要綱等 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法* | | | |
| 支出先 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 87,000 | 65,250 | 65,250 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

平成13年7月、P C B 廃棄物の保管、処分等について必要な規制を行うとともに、P C B 廃棄物の確実かつ適正処理を図るための体制を整備するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法*」が施行された。

これによりP C B 廃棄物を保管している事業者は、期限内の処分が義務付けられ、その保管・処分について届け出の義務が課されることになった。

処理費用は、大手事業者・官公庁については全額自己負担が原則であるが、負担能力の小さい中小事業者に対しては、基金を創設し、処理費用の一部を助成することとしており、各都道府県に対しても基金への拠出を求められている。

- ① 独立行政法人環境再生保全機構に対し、資金を拠出する（基金の目標額は総額560億円、うち平成23年度の県の拠出額は65百万円）。
- ② 補助金の拠出額は人口割（平成12年度国勢調査結果）で国と都道府県に割り当てられ、都道府県の拠出額はそれぞれの人口に応じて配賦される（補助金交付申請書を年度初に受け入れる）。
- ③ 翌年度4月に拠出先から補助事業実績報告書が県に送付される。

<生物多様性*の保全>

1. 鳥獣被害防止総合対策事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | 市町が作成する被害防止計画に基づき、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施する取組に対して支援を行う。 | | | |
| 事業概要 | 県より近畿農政局長に対して交付金の申請を行い、国からの交付金に基づき、以下の割合をもって県から市町へ補助金を支払う。 (1) 推進事業…交付金の10/10 (市町あたり原則 2 百万円以内) ※先進的取組の場合は、必要経費に応じて助成 (2) 整備事業…交付金の 1 / 2 以内 (5 法指定地域については55/100以内) 国 1 / 2 以内 (5 法指定地域については55/100以内) 資材費支援 (防護柵のみ) の場合は10/10 (定額) | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱、鳥獣被害防止総合対策事業実施規程 | | | |
| 支出先 | 地域協議会又はその構成員 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 575,341 | 367,453 | | 487,969 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

国において、「野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援」という名目で、113億円(平成23年度)の予算が組まれている。

県から国に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金として事業実施計画に基づく交付申請がなされ、交付決定された金額について、地域協議会又はその構成員に対して補助金として支払われる。ここで、地域協議会とは、「鳥獣被害防止特別措置法」第4条に基づき市町が策定する被害防止計画にて定める地域協議会である。

補助事業の対象となる経費として以下のものがあげられる。

| | |
|------|----------|
| 推進事業 | 推進体制の整備 |
| | 個体数調整 |
| | 被害防除 |
| | 生息環境管理 |
| 整備事業 | 鳥獣被害防止施設 |
| | 処理加工施設 |
| | 地域提案 |

それぞれの経費の例示としては以下のものがあげられる。

(推進事業)

| | |
|---------|---------------------------|
| 推進体制の整備 | 協議会の開催やセミナーの開催、総会等開催費用 |
| 個体数調整 | 捕獲檻の導入・設置や箱わなの購入などにかかった費用 |
| 被害防除 | 箱わな取扱研修会や実証試験の導入(防鳥ネット)費用 |
| 生息環境管理 | 集落内の不要果樹の除去など |

(整備事業)

鳥獣被害防止施設…金網柵や電気柵の設置に対して、実施主体が自力施工する場合の柵の材料については資材費相当額を補助、実施主体が業者へ請負に出す場合にそれに要する経費については 1 / 2 を補助する。

2. 森林動物研究センター運営事業

| | | | |
|----------------|--|--------|----------------|
| 所管課 | 自然環境課 | | |
| 事業目的 | 野生動物の保全と管理（ワイルドライフ・マネジメント*）の推進方策としての森林動物研究センターを整備・運営する。 | | |
| 事業概要 | 森林動物研究センターが行う野生動物対策の研究調査支援やシカ生息動態調査等の業務に対し、森林動物専門員や研究員の活動費（報酬）や調査業務の委託料などの支出を行う。 | | |
| 条例・要綱等 | 該当なし | | |
| 支出先 | 直接執行 | 支出形態 | 各種経費 |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) |
| 70,508 | 70,508 | | 57,225 |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 該当なし | | | |

県においては、シカやイノシシ、サルなどによる農林業被害、ツキノワグマによる人身事故の不安など野生動物と人とのあつれきが深刻になっている。また、絶滅が危惧される種の保全や、増加傾向にある特定外来生物*への対策も重要な課題になっている。

県では、これらの課題の解決に向けて、以下の理念と目標、方策をもって、野生動物の保全と管理（ワイルドライフ・マネジメント*）を進めていくとしている。

【基本理念】

「人」と「野生動物」と「森林などの自然環境」の調和のとれた共存を目指す

【基本目標】

1. 野生動物による農林業被害の防除や人身被害の防止
2. 自然の恵みに裏付けられた中山間地域の振興
3. 野生動物と共存する地域文化の創出
4. 自然環境資源の持続的な利用
5. 生物多様性*を保全する共生の森づくりなど自然環境の回復

【推進方策】

1. 科学的な根拠の確保のために「森林動物研究センター」の整備
2. 施策実行手段の確保のために「森林動物専門員等制度」の創設

上記の推進方策の確保のために整備されたのが森林動物研究センターである。

野生動物と人とのあつれきは、農林業被害をはじめ人身被害や精神的被害、生活被害、生態系被害など多岐にわたる。山積する多くの課題を解決するために、森林動物研究センターでは、動物種や課題ごとに11のプロジェクトを組み、研究員と専門員が連携しながら、調査研究や普及啓発などに取り組んでいる。

主なプロジェクトは以下のとおりである。

- ・ 獣害に強い集落づくり
- ・ 森林環境の整備
- ・ ニホンジカの適正管理
- ・ ニホンザルの被害対策
- ・ イノシシの被害対策と狩猟資源の保全
- ・ ツキノワグマの保全と出没時の危機管理
- ・ 外来生物対策
- ・ 野生動物の有効活用
- ・ 希少な在来野生動物の保全

森林動物研究センター運営事業では、森林動物専門員や研究員の活動費（報酬）や調査業務の委託料などの支出を行っている。

3. シカ被害防止緊急対策事業

| | | | | |
|----------------|---|----------------|----------|--------|
| 所管課 | 自然環境課 | | | |
| 事業目的 | 失業者を雇用の対象とした、緊急に一時的な雇用及び就業の機会を創出する事業を実施するため、野生鳥獣捕獲指導員を配置する。 | | | |
| 事業概要 | 野生鳥獣捕獲指導員が行う、シカ緊急捕獲拡大事業指導業務、大量捕獲わなによるシカ捕獲の指導業務、箱わなによるイノシシ等捕獲指導業務に対し、報償費を支出する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 野生鳥獣捕獲指導員設置要綱 | | | |
| 支出先 | 野生鳥獣捕獲指導員 | 支出形態 | 報償費（人件費） | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 7,873 | 13,506 | 15,764 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

失業者を雇用の対象とした、緊急に一時的な雇用及び就業の機会を創出する事業として、野生鳥獣捕獲指導員を各県民局及び森林動物研究センターに配置している。指導員は以下のような業務を行っている。

① シカ緊急捕獲拡大事業指導業務

狩猟期に行うシカ捕獲に対する報償金支給事業に関して、狩猟者等に対する指導、集計業務及び実績確認を行う。県ではシカ捕獲に関して、目標頭数を3万頭としており、特に狩猟者への報償金の支給による捕獲頭数が拡大している。そのため、県民局による集計業務や実績確認などの補助業務を行っている。また、さらなる捕獲拡大を目指して、狩猟者に対する捕獲指導を行っている。

② 大量捕獲わなによるシカ捕獲の指導業務

大量捕獲わなについて、わなを設置管理する集落に対して設置方法、効果的なエサやり、わなの稼動方法、捕殺方法等を指導し、住民に効果的なわな捕獲技能の習熟を図る。

③ 箱わなによるイノシシ等捕獲指導業務

箱わなについて具体的な設置場所及び設置方法等を指導し、住民のわな捕獲技能の向上を図るとともに集落への箱わなの設置を促進する。

当事業では、上記業務に従事している野生鳥獣捕獲指導員の報償費（人件費）が主な支出となる。平成23年度においては、8ヶ所（自然環境課や森林動物研究センターサービス）において、延べ78ヵ月間（6.5人×12ヵ月）、野生鳥獣捕獲指導員が配置されている。なお、当事業は平成24年度末で終了することになっており、終了後は狩猟者や地域住民への十分なノウハウの蓄積により対応することとなる。

4. 森林害虫予防事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 松くい虫による松枯れ被害等の予防 | | | |
| 事業概要 | 特別防除、地上散布等により松くい虫等の被害を予防する。実施主体は県（知事命令、県が実施）、もしくは市町（市町奨励、1/2を市町が負担）である。 | | | |
| 条例・要綱等 | 森林病虫害等防除事業補助金交付規則、森林病虫害等防除事業事務処理要領 | | | |
| 支出先 | 直接執行 市町 | 支出形態 | 各種経費 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 56,028 | 50,599 | | 49,881 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

松林には風害や潮害、あるいは土砂崩れなどの山地災害から住居や農地を守り、また美しい景観を保持し、建築用の木材等を供給するなどの重要な役割がある。

県でも、慶野松原（南あわじ市）や浜坂県民サンビーチ（新温泉町）などの海岸の松林、丹波から西播磨にかけての松茸山、有馬温泉周辺や但馬海岸の景観を保つ松林など、全県に重要な松林が分布している。

こうした松林において全国的に松くい虫による被害が広がり、昭和54年度にピークに達した後、現在も被害が継続している。県では保安林*など公益的機能の高い松林等を防除区域（保全する松林）に指定し、予防対策、駆除対策を実施するとともに、防除区域周辺の松林においても、防除を行いつつ計画的に樹種転換を進めている。

予防対策としては、松くい虫の被害から防除区域内の松林を守るため、松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林・樹木に対し特別防除（ヘリコプターによる薬物散布）、地上散布、樹幹注入を実施する。また、特別防除の実施により影響を受ける養蜂群（単箱）につき、移動を依頼し経費補償を行う。

事業には知事命令による部分と市町奨励による部分とがある。知事命令や県実施による部分については全額県が負担し実施する。市町奨励は市町の要望に基づいており、事業費の1/2を市町が負担する。県は残り1/2を補助金という形で支出している。

被害量は、平成18年頃から1万㎡程度で推移している。しかし、予算は減少傾向にあるため、防除区域、周辺区域に指定した区域を対象に予防・駆除対策を効率的に実施し、公益的機能の持続的発揮を図る必要がある。また、薬剤の空中散布については、取り巻く社会情勢により数年前に比べて減少傾向にある。

事業の効果検証について、毎年被害の範囲や程度は気象の影響により大きく異なるため、計画や目標に対する評価は実施していない。被害に対する対策の十分性という観点から事業量が決定される。

5. 森林害虫駆除事業

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 松枯れ被害の原因となる松くい虫等の駆除 | | | |
| 事業概要 | 伐倒駆除等による駆除事業を実施。実施主体は県（知事命令、県が実施）、もしくは市町（市町奨励、1/2を市町が負担）である。 | | | |
| 条例・要綱等 | 森林病虫害等防除事業事務処理要領 | | | |
| 支出先 | 直接執行 市町 | 支出形態 | 各種経費 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 55,054 | 55,203 | | 54,022 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | — | — | — | — |

松林保護の必要性、松くい虫被害防除の目的、事業実施主体及び事業の効果検証については「4. 森林害虫予防事業」に記載のとおりである。

駆除事業としては、松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている松の樹体内にいる松くい虫の幼虫を駆除するため、伐倒駆除（伐倒して薬剤散布もしくはくん蒸）、特別伐倒駆除（伐倒して木材ごと破砕もしくは焼却）などを実施する。予防事業同様、予算が減少傾向にある中で効率的な事業実施が求められている。

6. 新ひょうごの森づくり実施体制整備事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 「森林整備への公的関与の充実」と「県民総参加の森づくりの推進」を基本方針に、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できる森づくりを推進する。 | | | |
| 事業概要 | 新ひょうごの森づくり森林整備事業等を実施するみどり公社の職員費を助成する。（プロパー5名） | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱、豊かな森づくり課関係補助事業補助金交付の条件 | | | |
| 支出先 | みどり公社 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 40,494 | 38,921 | | 38,818 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | — | — | — | — |

県では「新ひょうごの森づくり」として、「森林整備への公的関与の充実」と「県民総参加の森づくりの推進」を基本方針に、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できる森づくりを推進している。「新ひょうごの森づくり」第1期対策（平成14～23年度）の主な施策内容は以下のとおりである。

① 森林管理100%作戦

森林の持つ水源かん養、土砂流出防止等の公益的機能維持のため、スギ・ヒノキ人工林を対象に、森林所有者の負担を求めないことにより間伐実施率100%を目指す。

② 里山林*の再生

集落周辺の広葉樹林等について、生物多様性*の保全、自然とのふれあいや環境学習の場等の利活用を重点にした森林整備や遊歩道等の整備を進める。

③ 森林ボランティア育成1万人作戦

県民総参加の森づくりを促進するため、森林ボランティア講座の開催や活動フィールドの情報提供等により森林ボランティアの育成を進める。

これらの事業の実施にあたっては県が基本方針を定めて施策化を行い、執行は主にみど

り公社が代行している。ただし施策の最終的な実行は、「11. 兵庫みどり公社交付金交付事業」に記載した交付金と市町補助金等を財源として、森林所有者及び各森林組合によって実施される。

助成対象となる職員の内訳は以下のとおりである（プロパー 5名）

- ・森づくり事業の会計処理 1名
- ・森づくり事業管理担当 1名
- ・県営分収育林事業 3名

7. 緊急防災林整備事業

| | | | | |
|-----------------|--|----------------|------------------------|--------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 斜面の防災機能強化、流木災害の軽減 | | | |
| 事業概要 | 【斜面对策】 間伐木を利用した土留工の設置に要する経費を補助。 【溪流対策】 溪流内の危険木の伐採、搬出、災害緩衝林整備等を実施。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱、緊急防災林整備（溪流対策）実施要綱 | | | |
| 支出先 | 森林所有者、森林組合(斜面对策) みどり公社(溪流対策) | 支出形態 | 補助金（斜面对策） 委託料（溪流対策） | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 988,024 | 800,803 | 796,004 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実施面積 (単位：ha) | 2,460 | 2,418 | 2,456 | 1,524 |

県では「災害に強い森づくり」として、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、平成18年度に導入した「県民緑税」（個人：年額800円、法人：均等割額の10%（年額2,000～80,000円））を活用し、災害に強い森づくりを計画的に推進してきた【第1期】。

また第1期での取組に大きな効果があったことに加え、平成21年台風9号災害等における谷筋の立木の流出など新たな課題への対応が必要となったことから、県民緑税の課税期間を5年間延長し、引き続き、「災害に強い森づくり」を推進している【第2期】。

緊急防災林整備事業は上記「県民緑税」を財源とする「災害に強い森づくり」の5事業のうちの一つであり、内容として①斜面对策と②溪流対策とがある。

① 斜面对策（間伐木を利用した土留工（どどめこう）の設置）

スギやヒノキの人工林が大半を占める山地災害危険渓流域の森林において、間伐の際に発生する間伐木を利用した土留工を設置し、森林の持つ土砂流出防止機能の向上を図っている。

実施箇所等の計画については市町がとりまとめ、県が事業量及び補助金額を決定し、森林所有者及び森林組合に補助金が支払われる。平成23年度の実施計画は1,680haであり、実績は1,477haであった。

② 溪流対策（災害緩衝林の整備）

スギやヒノキの人工林が大半を占める山地災害危険渓流域の森林において、豪雨による流木・土石流被害を軽減するため、溪流沿いの森林整備（危険木の除去や災害緩衝林整備等）を実施している。

市町及び県民局が整備箇所の要望をとりまとめ、環境創造局長が事業実施箇所及び委託料を決定する。県民局長から委託契約を受けたみどり公社（基本計画調査、設計管理、工事監督を実施）が業者に発注して工事を実施する。業務完了報告書は県民局長へ提出される。

事業の効果検証として、「災害に強い森づくり」事業検証委員会（第三者委員会）を設置し、第1期開始（平成18年）から平成21年度までの整備効果につき検証を実施している。検証結果は県のWEBサイトにて公開され、また概要版が「災害に強い森づくりの事業実

績と効果」として、県のWEBサイト及びリーフレットにて公開されている。

整備効果の検証にあたっては、現地調査で得た数値データを使用した整備前後の防災機能の定量的比較に加え、整備地の地域住民の満足度などを把握するためアンケート調査による定性的評価を実施している。

また、整備効果を県民により具体的に分かりやすく示すために、数量的評価及び費用対効果分析による経済的評価を実施している。

8. 野生動物育成林整備事業

| | | | | |
|-----------------|---|----------------|--------|--------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 野生動物による農作物被害や精神的・身体的被害の軽減 | | | |
| 事業概要 | 野生動物による被害が深刻な地域の森林を対象に、バッファゾーン（棲み分けゾーン）の整備や、生息地となる広葉樹林の整備を実施する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 野生動物育成林整備実施要領 | | | |
| 支出先 | みどり公社 | 支出形態 | 委託料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 233,750 | 225,330 | 322,420 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実施面積 (単位:ha) | 200 | 204 | 120 | 302 |

近年、シカやイノシシ、クマなどの野生動物による農作物被害や人的被害は依然として続き、安全・安心な生活環境が阻害されている。このため、従来の個体数管理や防護柵設置などの被害管理に加え、人と野生動物が棲み分けのできる森づくりが求められている。

よって県民緑税を財源とする「災害に強い森づくり」の一環として、野生動物による被害が深刻な地域の森林を対象に、バッファゾーン（見通しの良い地帯）の整備や、生息地となる広葉樹林の整備、公益的機能が低下した広葉樹林の再生を行い、人と野生動物が棲み分けできる森林を育成する。

① 基本計画調査

工事実施に先立ち、動物調査、植物調査、環境調査を実施し、具体的な整備計画を策定している。

② 造成工事

バッファゾーン、広葉樹林、管理歩道、案内板の設置等の整備を実施する。

当事業の実施においては、農林水産技術総合センターや森林動物研究センターで研究されているデータや所属専門家の意見を取り入れている。第1期（平成18年～平成23年）の実施計画は35箇所、1,000haであり、実績は35箇所、1,092haであった。

所管課は豊かな森づくり課であり、各市町及び県民局で取りまとめられた事業希望とりまとめ書につき、環境創造局長が事業実施箇所を決定している。

上記決定をもとに県民局長から委託契約を受けたみどり公社（基本計画調査、設計管理、工事監督を実施）が業者に発注して工事を実施する。業務完了報告書は県民局長へ提出される。

③ 事業の効果検証

「災害に強い森づくり」事業の一環として、2. 緊急防災林整備事業と同様の効果検証がなされ、情報公開が実施されている。

9. 森づくり担い手支援事業

| | | | | |
|----------------|---|----------------|--------|--------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 森林整備技能を有する人材の育成及び雇用の創出 | | | |
| 事業概要 | 雇用対策として失業者を雇用・育成し、里山林*の整備及びナラ枯れ予防対策を実施する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 支出先 | 兵庫県森林組合連合会 | 支出形態 | 委託料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 87,416 | 82,571 | 57,820 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 雇用人数 (単位:人) | — | 21 | 20 | 22 |

近年、集落周辺の里山林*は人手が入らなくなり、多くが藪状態になっているうえ、松枯れやナラ枯れの被害木が放置され景観を阻害している状況にある。緊急雇用対策（ふるさと雇用再生事業）の一環として失業者を雇用し、これらの森林を整備することで、里山*の景観を保全するとともに、森林整備技能を有する人材を育成し、雇用の創出を図る。

県が事業実施箇所を決定して兵庫県森林組合連合会に業務を委託し、県には最終的に業務実績報告書が提出される。財源はふるさと雇用再生基金である。

10. 三木山森林公園管理運営事業

| | | | | |
|----------------|---|----------------|---------|---------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 兵庫県立三木山森林公園の管理運営 | | | |
| 事業概要 | 指定管理者の指定を行い、監督及び評価を実施する。森林国営保険、建物共済費等を支出する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 公の施設の指定管理者の指定に関する条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則、兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例 | | | |
| 支出先 | みどり公社 | 支出形態 | 指定管理料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 113,394 | 116,514 | 102,202 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 利用者数 (単位:人) | 588,642 | 579,156 | 584,852 | 570,553 |

三木山森林公園は三木市のほぼ中心部にある森林公園である。豊かな緑の中で勤労者をはじめ広く県民の文化活動及びレクリエーション活動の促進を図り、人と森林のふれあいを深めるため、三木山国有林の一部を昭和59年に購入し、平成5年に開園したものである。約81haの広大な森林の中に音楽ホールや茶室をはじめ各種施設が設けられており、森林浴やクラフト館での工作、バーベキューなどを楽しむことができる。

財源は一般税収とは異なる大企業からの超過課税部分である（県独自の制度）。平成18年以降、指定管理者制度を導入し、平成21年からは公募による選定を行っている。県では指定管理者の募集・選考の実施及び協定の締結、利用状況の報告を基にした運営評価を実施している。直近では平成23年に公募による選考が実施されており、協定期間が3年間から5年間に延長された。選定委員会は兵庫県立大学教授等の第三者5名によって構成されている。選定過程及び結果は県のWEBサイトにて公開されている。

① 指定管理の状況について

「公の施設の指定管理者の指定に関する条例（平成16年条例第2号）」、「公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則（平成16年規則第4号）」、「三木山森林公園の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第14号）」に基づき指定管理者の公募を実施する。募集要項に定められた選定方法により、指定管理者を選定する。

現在の指定管理者はみどり公社であり、平成18年の指定管理者の導入以降、継続して指定管理者として施設運営を実施している。毎年、前年度末日までに県に実施計画書を提出し、県がチェックを行っている。また、利用状況報告書を毎月県に提出している。

② 事業の効果検証

a. 公的施設運営評価調書の作成・公表

公的施設等については、企画県民部企画財政局新行政課において、人件費を含む総コストを算出したうえで、利用者数など公的施設の成果の達成状況の点検を行い、施設の必要性、有効性、効率性を評価し、廃止、縮小等の見直し方針を設定している。

平成22年度の運営評価指標は以下のとおりである。

6 運営評価指標

| | 指 標 名 | 目 標 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 達成度 |
|--------------|--------|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------|
| 設置目的に関する指標 | 利用者数 | 56 万人 | 58.9 万人 (0.3 千円) | 57.9 万人 (0.2 千円) | 58.5 万人 (0.2 千円) | 104.5 % |
| サービス向上に関する指標 | 利用料金収入 | 4,100 千円 | 4,345 千円 | 4,461 千円 | 4,977 千円 | 121.4 % |
| 効率的な運営に関する指標 | 光熱水費 | 19,350 千円 | 17,926 千円 | 14,513 千円 | 15,362 千円 | 126.0 % |
| その他 | | | | | | #DIV/0! % |

※ () 書きは、1単位当たりのコスト(算定式:1単位当たりコスト=事業費÷指標値)

※ 達成度は、平成22年度指標値÷目標値

7 運営評価

| | |
|-------------|--|
| 必要性 | 気軽に森林と触れあえるとともに、青少年の健全な野外活動をはじめ、県民のだれもが豊かな自然に囲まれ心身ともにリフレッシュできる森づくりをめざす施設として、入場者数は、当初想定(約25万人)を大幅に上回る数(約58万人)を確保しており、引き続き施設を運営する必要がある。 |
| 有効性 | 利用者は全県にわたっており、全県CSR(文化・スポーツ・レクリエーション)施設としての役割を担っている。また、利用者は、散策、レクリエーション、自然観察、各種利用・体験であり、家族連れ、グループが多く見られる他、リピーターが多くなっており、利用者の満足を得ている。 |
| 効率性 | 超長期にわたる多様な森づくりを進めるため、5年ごとに作成する「森林づくり施策計画書」に基づき、効率的な森林管理を「ひょうご森の倶楽部」等のボランティア組織と連携して実施している。また、園内の森林や施設を活用した各種イベントも、当ボランティア組織と連携し、効率的に実施している。 |
| 民間・市町との役割分担 | 県民の文化・レクリエーション活動の場を提供するだけでなく、多様な森林の育成や森林に関する知識の普及など、本県の森林・林業施策に対する県民の理解を深める役割も果たしている。また、より地域に密着した「参画と協働」の舞台にふさわしい公園づくりを推進するため、地元市の運営協議会への参画などの協力を得ながら事業を行っている。 |
| 受益と負担の適正化 | 県民が気軽に森林と触れあえる施設であることから、入園料は無料としている。森の中での文化的活動を行うための音楽ホールや会議室、森のクラフト館(工作室)は、有料としており、その利用料金は、利用者の増加を図る観点から、平成16年度にそれまでの約半額に見直した。また、平成22年度から供用を開始した展示室についても利用料金を徴収することとした。利用者を引き続き増やすため、現行の額を維持することが適切である。 |

a. 行政コスト計算書・貸借対照表の作成・公表

平成20年10月に作成された新行財政構造改革推進方策(新行革プラン)に基づき、施設別の資産の状況やコストの状況を明らかにし、施設運営の透明性を高めるとともに、職員一人一人のコスト意識を醸成し、今後の施設運営の合理化・効率化を図ることを目的として、平成20年度決算分から行政コスト計算書・貸借対照表を作成している。

(http://web.pref.hyogo.jp/pa06/documents/norin_1.pdf)

b. 指定管理者制度導入施設の管理運営評価

指定管理者制度導入施設について、平成19年3月に策定した「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」において、指定管理者による自己評価、所管課(豊かな森づくり課)による総合評価を行うこととしている。

年度ごとの管理運営状況につき、まず指定管理者が自己評価を実施し、所轄管理課(豊かな森づくり課)が業務改善に向けた分析及び指導を実施している。平成22年度の管理運営評価結果は、指定管理者による自己評価と所管課(豊かな森づくり課)による総合評価ともにA(良)であった。

(<http://web.pref.hyogo.jp/pa06/documents/mikiyama.pdf>)

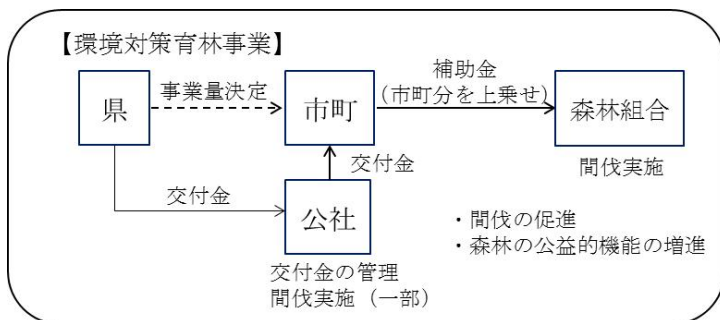
11. 兵庫みどり公社交付金交付事業

| | | | | |
|-----------------|--|----------------|--------|--------|
| 所管課 | 豊かな森づくり課 | | | |
| 事業目的 | 緑豊かな県土を創出するため、緑化基金を活用し、うるおいとやすらぎに満ちた環境の整備（森林の整備造成に関する事業）を行う。 | | | |
| 事業概要 | 森林の整備造成に関する事業の実施機関であるみどり公社に対して交付金を交付する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部関連法人交付金交付要綱 | | | |
| 支出先 | みどり公社 | 支出形態 | 交付金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | 平成24年度当初予算(千円) | | |
| 106,679 | 77,108 | 82,168 | | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実施面積 (単位:ha) | 4,945 | 5,035 | 4,260 | 3,735 |

緑化基金の活用として、森林の整備造成に関する事業（みなもとの森整備事業、森林巡視事業、環境対策育林事業）を実施しており、当該事業の実施機関であるみどり公社に対し、事業経費を交付金として支出している。

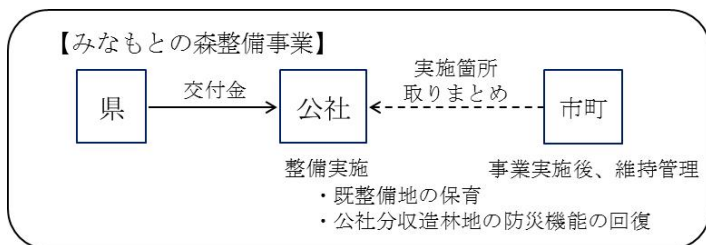
① 環境対策育林事業

造林事業補助金（国庫）の対象となる間伐事業につき、国庫補助に県及び市町の補助を上乗せすることで、放置森林の公的管理による間伐を推進する。



② みなもとの森整備事業

みどり公社の管理森林のうち、豪雨災害や野生鳥獣の被害など、公社の責によらない原因により公益的機能が低下した森林について、機能再生を図る。具体的には既整備地の保育や、防災機能の早期回復を目的とした広葉樹植栽、獣害防護柵の設置等を実施する。



<地域環境負荷の低減>

1. 石綿健康被害救済基金拠出事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境政策課 | | | |
| 事業目的 | 石綿による健康被害が発生している状況を踏まえ、被害者及びその遺族の迅速な救済を図る。 | | | |
| 事業概要 | 被害者及びその遺族に対する救済給付は、石綿による健康被害の救済に関する法律において事業者・国及び都道府県がそれぞれ拠出する石綿健康被害救済基金により行う枠組みとなっており、国からの要請を受け本年度の県負担分を拠出する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 石綿による健康被害の救済に関する法律 | | | |
| 支出先 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 支出形態 | 負担金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 40,460 | 40,460 | | 40,460 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

石綿による健康被害者に支給する医療費や療養手当てなどの救済給付費用に充てるため、国からの交付に加え地方公共団体及び事業者からの拠出による石綿健康被害救済基金を設置している（当該基金は、「独立行政法人環境再生保全機構」に設置されている）。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）*対策推進事業

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境影響評価室 | | | |
| 事業目的 | 大気汚染防止法*に基づく常時監視を行い、より効果的なPM2.5*削減対策を推進する。 | | | |
| 事業概要 | PM2.5*自動測定器を整備し現況の把握に努めるとともに、データの解析を行う。 | | | |
| 条例・要綱等 | 環境基本法*、大気汚染防止法*、環境の保全と創造に関する条例* | | | |
| 支出先 | 市町(日常点検) 専門業者(PM2.5*測定機器設置、 定期点検) | 支出形態 | 委託料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 15,798 | 15,798 | | 10,247 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

微小粒子状物質（PM2.5）*は、自動車等から発生する粒径が2.5μm以下の粒子であり、粒径が小さく肺の奥に入りやすいため、ぜん息や気管支炎などの健康被害が懸念されている。このため、環境省はPM2.5*の環境基準*を新たに設定し、都道府県に大気汚染防止法*第22条に基づくPM2.5*の常時監視を義務付けた。その後、環境省は県のPM2.5*の常時監視について事務処理基準を示し、県はそれに基づき平成22年から3年をめぐりPM2.5*の自動測定器を設置して質量濃度を測定すること及びPM2.5*の発生源対策を進めるために成分分析を実施することとされた。

このため、環境省の事務処理基準に基づき、平成23年度から既存の大気汚染常時監視測定局にPM2.5*自動測定器を整備し、現況の把握に努めるとともに、データの解析を行い、より効果的なPM2.5*削減対策を促進している¹⁰。

¹⁰ ただし、現状は平成23年度から機器設置を開始し、データ解析を行えるほどの十分なデータ収集を行えていないため、データ解析及びデータ解析に基づくより効果的なPM2.5*削減対策(発生原因の特定・対策)は実施していない。

- ① 微小粒子状物質*測定機器の設置
- ② 測定機器の定期保守委託(専門業者)
- ③ 測定機器の日常保守委託(測定局を設置する市町)
- ④ 大気汚染常時監視システムへの通信接続

3. 大気汚染常時監視網維持運営事業

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境影響評価室 | | | |
| 事業目的 | 大気汚染防止法*に基づく大気汚染の常時監視を行う。 | | | |
| 事業概要 | ① 測定局の管理 県内に設置した測定局の測定機器等の維持管理を行う。 ② 光化学スモッグ注意報等の発令 光化学スモッグ注意報等の発令を行い、工場・事業場に窒素酸化物*の排出削減等を求めるとともに、自動車の運転自粛を呼びかける。 | | | |
| 条例・要綱等 | 環境基本法*、大気汚染防止法*、環境の保全と創造に関する条例* | | | |
| 支出先 | 市町(日常点検) 専門業者(定期点検) | 支出形態 | 委託料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 45,090 | 45,090 | | 40,413 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

大気汚染防止法*第20条及び第22条の規定に基づき、知事は、自動車排出ガスの濃度及び大気の汚染状況を常時監視するとともに、第23条の規定に基づき、光化学オキシダント*濃度等が上昇し、気象状況から判断して人の健康又は生活環境に重大な被害が生じる場合には、県民に周知し、主要工場等へ窒素酸化物*排出量の削減要請を行うことが義務付けられている。

このため、県内に自動車排出ガス測定局* 8局及び一般環境大気測定局*16局を設置し、24時間連続でその状況を監視しているところであり、測定局内に設置している大気汚染測定機器の保守管理を行うとともに、気象嘱託員を配置することにより、県民に正確な情報を提供することができる。

- ① 大気汚染測定機器の保守点検等
大気汚染測定機器の日常保守を市町に、定期点検を専門業者に委託する。
- ② 大気汚染測定機器の点検・清掃・データ送信確認等
計量法に基づく測定器の検定及び清掃を定期的に行う。また、光化学スモッグの発令等に備えテスト通報を行う。
- ③ 大気汚染測定機器の消耗品の取替え等
大気汚染測定機器に使用されている消耗品の交換等を行う。
- ④ 大気汚染測定機器の保守点検委託履行確認
委託した大気汚染測定機器の保守点検状況の確認を現地で行う。
- ⑤ 気象嘱託員の配置
光化学スモッグ等の発令・解除の判断を行う際に、重要因子となる気象予測ができる気象嘱託員を配置する。

4. 水質環境基準*等監視事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 水大気課 | | | |
| 事業目的 | 環境基本法*及び水質汚濁防止法*に基づく監視計画の達成状況を測定し、県内の河川・海域・湖沼及び地下水の水質を保全する。 | | | |
| 事業概要 | 河川等の公共用水域について、環境基準*の類型指定を行い、毎年度、環境審議会の審議を経て作成する水質測定計画に基づいて、公共用水域や地下水の水質常時監視を行う。 | | | |
| 条例・要綱等 | 水質汚濁防止法* | | | |
| 支出先 | 環境創造協会 | 支出形態 | 委託料 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 13,532 | 13,532 | | 13,420 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

- 河川、海域、地下水の水質及び底質の分析
- 平成23年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画に基づいて県が行う水質及び底質調査のうち、左門殿川「辰己橋」の生活環境項目・健康項目の一部等及び大阪湾・播磨灘水域等の水質及び底質調査業務。
- 千苧水源地に流入する河川の水質実態調査における試料採取、分析及び解析。

<環境保全・創造のための地域システム確立>

1. ひょうご環境創造協会運営費補助事業

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境政策課 | | | |
| 事業目的 | 県民・事業者・行政の参画のもと、環境保全と創造活動に係る体制を強化し、環境適合型社会への変革を一層推進する。 | | | |
| 事業概要 | 環境創造協会に職員を派遣し、環境創造協会が当該派遣職員に対して支給する手当等に対して補助を行う。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱 | | | |
| 支出先 | 環境創造協会 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 17,079 | 16,242 | | 16,302 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

環境創造協会へ県から職員を派遣し、派遣職員の管理職手当、通勤手当、超過勤務手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び共済費について補助する。(派遣職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、及び退職手当は県が支給する。)

また、県OB職員に対する給料、通勤手当、共済費について補助する。(県OB職員の給料、共済費等の人件費は環境創造協会が支給する。)

2. 兵庫県環境研究センター管理運営費補助事業

| | | | | |
|----------------|---|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境政策課 | | | |
| 事業目的 | 環境創造協会内に設置された、県と連携して高度な調査研究及び試験分析を行う兵庫県環境研究センター（以下、「環境研究センター」という。）の運営を支援することにより、県と連携した高度な調査研究及び試験分析の円滑な推進を図る。 | | | |
| 事業概要 | 環境研究センターの維持管理・運営に係る経費を、環境創造協会に補助する。 | | | |
| 条例・要綱等 | 農政環境部補助金交付要綱 | | | |
| 支出先 | 環境創造協会 | 支出形態 | 補助金 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 100,913 | 101,573 | | 97,832 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

環境創造協会内に設置された環境研究センターへ県から職員を派遣し、派遣職員の管理職手当、通勤手当、超過勤務手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び共済費について補助する。（派遣職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、及び退職手当は県が支給する。）

また、協会総務課に派遣している県職員のうち、専ら環境研究センターに係る事務の総括を担う経営企画部長兼総務課長等の人件費（総務課長業務分として1/2、環境研究センター業務分として1/2）を補助する。

上記の人件費のほか、光熱費、機器保守委託費といった庁舎維持管理費や試験研究費、調査研究費を補助する。

3. 環境情報総合システム運営事業

| | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--------|
| 所管課 | 環境影響評価室 | | | |
| 事業目的 | 環境物質の測定 | | | |
| 事業概要 | 以下の4つのシステムから構成される環境情報総合システムの管理・運営を行う。 (1) 大気測定局の測定データを収集し処理を行う「大気汚染常時監視システム」 (2) 環境行政の事務処理の効率化を図る「大気管理システム」 (3) 環境行政の事務処理の効率化を図る「水質・廃棄物*管理システム」 (4) リアルタイムの大気汚染情報や最新の環境情報をホームページ「兵庫の環境」から県民に発信する「環境情報管理システム」 | | | |
| 条例・要綱等 | 環境基本法*、大気汚染防止法*、環境の保全と創造に関する条例* | | | |
| 支出先 | 直接執行 | 支出形態 | 各種経費 | |
| 平成23年度当初予算(千円) | 平成23年度最終予算(千円) | | 平成24年度当初予算(千円) | |
| 76,086 | 76,086 | | 68,477 | |
| 参考となる指標 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 該当なし | | | | |

各環境担当部局が共同利用するシステムを集約し、環境担当部局の事務効率化を図るため、大気汚染常時監視システム、大気管理システム、水質・廃棄物*管理システム、環境情報管理システムの4システムを構築し、維持管理を実施している。

これらのシステムの定期的な更新整備を行うとともに、ハード・ソフトのメンテナンスをメーカー等に委託し、システムの円滑な運営を図る。

① 環境情報総合システム（4システム）関連機器のリース

各システムの維持運営のため、必要となる関連機器についてリース契約を継続する。

② システムの更新

賃貸借期間の終了に伴い、システムの機器更新及びそれに対応するためのシステム改修を行う（平成23年度は大気管理システムを更新）。

※ 環境情報総合システムの更新・改修について

- a. 大気汚染常時監視システム（㈱神鋼エンジニアリング&メンテナンス、平成22年度改修）
- b. 大気管理システム（㈱神鋼エンジニアリング&メンテナンス、平成23年度改修）
- c. 水質・廃棄物*管理システム（㈱神鋼エンジニアリング&メンテナンス、平成25年度改修）
- d. 環境情報管理システム（富士通エフ・アイ・ピー㈱関西支社、平成24年度機器更新）の4つで構成される。

③ 環境情報総合システム（4システム）の保守点検委託・機能改修

各システムの運用管理を、システムに精通し、かつ機器類を設置しているLANに熟知している専門業者に委託する。また、法制度の変更や業務内容に応じた機能改修を行う。

④ 大型空調機の定期保守委託

各システムのサーバの設置場所の温度・湿度コントロールを行うために設置している大型空調機の運用管理を専門業者に委託する。

付表 2 用語解説

| | | |
|---|----------------------|---|
| あ | アスベスト | アスベスト石綿ともいう。天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、断熱材、建築材、車のブレーキなど、広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限又は禁止の措置が講じられるようになった。 |
| い | 一般環境大気測定局 | 地域の大气汚染の状況を代表する場所に設置する、常時監視のための測定局。 |
| え | エコアクション21 | 中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成16年4月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定した。 |
| え | エコミュージアム | 地域全体を一つの博物館に見立て、そのなかの自然及び文化遺産などをそのまま保存・展示し、それらを生き物や自然の植生などとのふれあい、地域の自然や文化を学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようという概念。 |
| お | 大阪湾フェニックス事業 | 大阪湾フェニックス事業とは、近畿2府4県の大阪湾圏域から発生する廃棄物を海面埋立てにより適正に処理し、同圏域の生活環境の保全を図るとともに、港湾の秩序ある整備を進めるもの。 |
| お | 温室効果ガス | 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF ₆)の6種類のガスをいう。(地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定) |
| か | 環境アセスメント (環境影響評価) | 環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されている。県では環境影響評価に関する条例を制定し、環境影響評価法より対象を広げ、環境への配慮に努めている。 |
| か | 環境基準 | 環境基本法に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準である。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。 |
| か | 環境基本法 | 環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。 |

| | | |
|---|----------------|---|
| か | 環境率先行動計画 | 環境基本計画の実効ある推進を図るため、具体的に取り組む目標を定めて、県の事務事業の実施に当たっての環境負荷の低減等の取組を計画的に推進するもの。自らが大規模な事業者かつ消費者である県は、環境適合型社会を形成するために事業者や消費者が果たすべき役割を率先して担うべく、平成10年度から「環境率先行動計画」(ステップ1、2、3)に基づき、環境負荷の低減に取り組んでいる。平成23年5月に策定したステップ4は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、環境マネジメントシステムを活用しつつ、温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標の達成等に向け、事業実施に係る様々な面で環境負荷の低減に取り組むこととしている。 |
| か | 環境の保全と創造に関する条例 | 県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例。平成7年7月制定 |
| く | グリーンエネルギー | 県では、エネルギー効率の高い家電製品等の使用、製造工程におけるエネルギー使用の合理化等の省エネルギー対策と、太陽光発電、バイオマス発電の導入等の新エネルギー対策を併せて「グリーンエネルギー」として、その普及を行っている。 |
| こ | 光化学オキシダント | 大気中の揮発性有機化合物、窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。なお、光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。 |
| さ | 再資源化 | 棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例:びんを砕いてカレットにしたうえで再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという(例:ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)。 |
| さ | 最終処分場 | 廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場(「管理型最終処分場」と同様の構造)に分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。 |
| さ | 里山 | 人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、若しくはかつてなされていた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地をいう。 |

| | | |
|---|------------------------|--|
| さ | 里山林 | 集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称。クヌギやコナラを中心とする落葉広葉樹の二次林、アカマツの二次林などが多い。 国土総合開発法に基づく「第4次全国総合開発計画」では、森林を奥山天然林、都市近郊林、里山林、人工林の4つに区分している。 |
| さ | 産業廃棄物 | 製造、建設などの事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及び政令で定める14種類の廃棄物をいう。(計20種類) |
| し | 自動車排出ガス測定局 | 自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。 |
| し | 循環型社会 | 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位により対策を推進するという基本原則が示されており、「これらの基準原則が確保され、もって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるかぎり低減された社会」を循環型社会と規定している。 |
| し | 植生 | ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。 |
| す | 水質汚濁防止法 | 公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。昭和45年制定 |
| せ | 生物多様性 | 自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。 |
| せ | 世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス会議） | 閉鎖性海域は、古来その風景の美しさと豊かな漁業資源を有していたが、汚染物質が溜まりやすい特性のため、その水質を保全・改善することが困難である。このため、保全・創造に関する世界の情報を交換しようとして、世界閉鎖性海域環境保全会議（EMEC S会議）が1990年に日本国・神戸で開催され、その後、世界各地で2～3年ごとに開催され、科学者、政策立案者、産業界、市民等が集う国際会議として認知されるようになった。 |
| た | ダイオキシン類 | 廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される毒性の強い物質。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（c o—PCB）の総称 |
| た | 大気汚染防止法 | 工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としたもの。昭和43年制定 |

| | | |
|---|-----------------------------|--|
| ち | 地球温暖化 | 二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。 |
| ち | 地球温暖化防止活動推進員 | 地域において地球温暖化対策の普及・推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき県が委嘱する。 |
| ち | 窒素酸化物 (NO _x) | 窒素の酸化物の総称であり、大気汚染としては、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指すが、環境基準は二酸化窒素について設定されている。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は、自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。 |
| て | 低炭素社会 | 化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会 |
| と | 特定外来生物 | 海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に規定されている。 |
| と | 特別管理産業廃棄物 | 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいう。特別管理産業廃棄物は、①燃えやすい廃油、②著しい腐食性を有する廃酸及び廃アルカリ、③病院、診療所等から生じる感染性産業廃棄物、④廃PCB等及びPCB汚染物、廃石綿等など特定有害産業廃棄物である。 |
| と | 土壌汚染対策法 | 土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。土壌汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示される。指定区域の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者などに汚染の除去等の措置が命令されることなどが定められている。平成14年制定 |
| は | 廃棄物 | その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。 |
| は | 廃棄物処理法 | 正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。戦後、都市人口の増加や高度経済成長に伴い、排出される廃棄物の多種・多様化が進むと同時に、各地で公害問題が発生したため、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。昭和45年制定 |
| は | ばいじん | 工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質 |

| | | |
|---|---|--|
| ひ | 微小粒子状物質 (PM2.5 : Particulate Matter 2.5) | 大気中の粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル) 以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。 |
| へ | 閉鎖性海域 | 外部との水の交換が少ない内湾、内海などを閉鎖性海域という。閉鎖性海域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいいため、同水域内に蓄積する。大都市や工業地帯に面している閉鎖性海域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進行している。外洋との海水交換が悪く、周辺からの流入汚濁負荷が大きい東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などでは赤潮が発生している。このため「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」等に基づき、必要な措置が講じられている。 |
| ほ | 保安林 | 水源のかん養や災害の防備のため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が制限される。 |
| ほ | ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別 措置法 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられた。平成13年公布・施行 |
| り | 流域下水道 | 2以上の市町の区域からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、県が管理を行う。家庭、工場から排水される下水は、市町が設置、管理する流域関連公共下水道を経て、流域下水道に接続される。 |
| わ | ワイルドライフ・マ ネジメント | 科学的な調査研究に基づき、「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」と「野生動物」と「森林などの自然環境 (生息地)」の関係を適切に調整する手法をいう。 生息地管理…森林などの生息環境を適切に整備し、健全な生息状況を維持する基盤を確保する。 個体数管理…課題のある野生動物の急激な増加や減少を防ぎ、適切な生息個体数を維持する。 被害管理…野生動物による農林業や人身に対する被害を抑えるためのリスク管理を行う。 |